

令和6年第4回定例会会議録目次

会期日程	.....	1
第1号(12月10日)(火曜日)		
1. 開 会	.....	5
1. 開 議	.....	5
1. 日程第 1	会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2	会期の決定	5
1. 日程第 3	諸般の報告	5
1. 日程第 4	行政報告	6
1. 日程第 5	一般質問	7
	<b>広 田 勉 議員</b>	7
	第三の居場所について	
	不納欠損額について	
	ミカンコミバエについて	
	たんかん栽培について	
	(太学校教育課長、高岡町長、村上総務課長、 新田税務課長、作城建設課長、保久水道課長、 廣介護福祉課長、吉田健康増進課長、高城農林水産課長)	
	<b>富 田 良 一 議員</b>	27
	ミカンコミバエについて	
	(高城農林水産課長、高岡町長)	
	<b>福 岡 兵八郎 議員</b>	33
	児童、生徒の健全育成	
	医療費関係助成	
	コミュニティ事業	
	環境整備	
	R7年度事業	
	(太学校教育課長、高岡町長、廣介護福祉課長、 吉田健康増進課長、安田社会教育課長、作城建設課長、 中島企画課長)	
	<b>宮之原 剛 議員</b>	46
	町総合運動公園の施設整備について	

住みよいまちづくり環境整備について

奄美群島航空航路運賃軽減事業について

(安田社会教育課長、吉田健康増進課長、村上総務課長、  
中島企画課長、廣介護福祉課長、大山住民生活課長、  
高岡町長)

竹山成浩議員 ..... 58

経済の活性化について

稼ぐ力について

防犯対策について

(吉田おもてなし観光課長、高岡町長、中島企画課長、  
尚花徳支所長、村上総務課長)

1. 散会 ..... 69

第2号(12月11日)(水曜日)

1. 開議 ..... 73

1. 日程第1 一般質問 ..... 73

是枝孝太郎議員 ..... 73

教育振興について

農業振興について

住民の健康増進について

(太学校教育課長、福教育長、高岡町長、  
高城農林水産課長、吉田健康増進課長)

木原良治議員 ..... 86

水道事業について

ふるさと納税について

(保久水道課長、中島企画課長、村上総務課長)

内博行議員 ..... 100

農業振興

人口減少社会

(高城農林水産課長、高岡町長、尚花徳支所長、  
中島企画課長)

政田正武議員 ..... 109

アミノクロウサギ被害状況について

陸上競技場管理棟の整備について

ふるさと納税返礼品（果樹）について

（高城農林水産課長、中島企画課長、安田社会教育課長）

1. 散 会	117
--------	-----

第3号（12月12日）（木曜日）

1. 開 議	121
--------	-----

1. 日程第 1 一般質問	121
---------------	-----

<b>勇 元 勝 雄 議員</b>	121
-------------------	-----

子供医療費について

ソテツトンネルの保存について

県道の整備について

入札について

副町長の選任について

道の駅について

（高岡町長、廣介護福祉課長、太学校教育課長、

吉田おもてなし観光課長、中島企画課長、作城建設課長、

村上総務課長、保久水道課長、尚花徳支所長）

<b>松 田 太 志 議員</b>	141
-------------------	-----

スポ少・部活動の海岸清掃ボランティアについて

われんきゃポイント事業について

地方財政について

（大山住民生活課長、村上総務課長、

太学校教育課長、高岡町長）

1. 散 会	151
--------	-----

第4号（12月13日）（金曜日）

1. 開 議	156
--------	-----

1. 日程第 1 議案第 95号 徳之島町農産物加工センター設置条例の制定に ついて	156
---	-----

1. 日程第 2 議案第 96号 徳之島町営農支援センター設置条例の制定に ついて	157
--	-----

1. 日程第 3 議案第 97号 徳之島町子ども第三の居場所設置条例の制定に	
--	--

			ついて	158
1. 日程第 4	議案第 98号	徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について		159
1. 日程第 5	議案第 99号	徳之島町農産物加工センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について		160
1. 日程第 6	議案第 100号	徳之島町機能性植物加工センター設置条例を廃止する条例について		161
1. 日程第 7	議案第 101号	徳之島町花徳地区地域農業管理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について		162
1. 日程第 8	議案第 102号	徳之島町農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について		163
1. 日程第 9	議案第 103号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について		163
1. 日程第 10	議案第 104号	総合整備計画の一部変更について		164
1. 日程第 11	議案第 105号	徳之島町町道の認定について		165
1. 日程第 12	議案第 106号	徳之島町町道の延長の変更について		166
1. 日程第 13	議案第 107号	教育委員会委員の任命について		167
1. 日程第 14	議案第 108号	令和6年度一般会計補正予算(第6号)について		168
1. 日程第 15	議案第 109号	令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について		169
1. 日程第 16	議案第 110号	令和6年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について		170
1. 日程第 17	議案第 111号	令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について		171
1. 日程第 18	議案第 112号	令和6年度水道事業会計補正予算(第3号)について		172
1. 日程第 19	議案第 113号	令和6年度下水道事業会計補正予算(第3号)について		174
1. 日程第 20	請願第 1号	徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願について		175
1. 日程第 21	発議第 5号	徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島		

	の血液供給体制構築を求める意見書	176
1. 日程第22	議員派遣の件	177
1. 日程第23	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	178
1. 閉会		178



# 令和6年第4回徳之島町議会定例会

## 会 期 日 程



令和6年第4回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和6年12月10日開会～令和6年12月13日閉会 会期4日間

月	日	曜日	会議別	日程
12	10	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開会</li> <li>○開議</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○会期の決定</li> <li>○諸般の報告</li> <li>○行政報告</li> <li>○一般質問（広田・富田・福岡・宮之原・竹山）5名</li> </ul>
	11	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般質問（是枝・木原・内・政田）4名</li> <li>○総務文教厚生常任委員会</li> </ul>
	12	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般質問（勇元・松田）2名</li> </ul>
	13	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案（条例・補正予算等）審議、採決</li> <li>○委員長報告</li> <li>○発議</li> <li>○閉会</li> </ul>



# 令和6年第4回徳之島町議会定例会

第1日

令和6年12月10日



令和6年第4回徳之島町議会定例会会議録  
令和6年12月10日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

広田 勉 議員

富田 良一 議員

福岡兵八郎 議員

宮之原 剛 議員

竹山 成浩 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	高城 博也 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	白坂 貴仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	廣 智和 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水 道 課 長	保久 幸仁 君

△ 開 会 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

ただいまから、令和6年第4回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番宮之原剛議員、11番是枝孝太郎議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの4日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項についてはお手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和6年10月分、11月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思います。

また、今期定例会におきまして、本日まで受理した陳情、請願は、会議規則第92条の規定により、陳情・請願書の写しの配付とともに、所管の常任委員会に付託することにしたので、

御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

#### △ 日程第4 行政報告

##### ○議長（行沢弘栄君）

日程第4、行政報告を行います。

##### ○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、資料をお配りしておりますので、要点だけを申し上げたいと思います。

10月2日、3日、第120回奄美群島振興開発審議会に出席。鹿児島県町村会理事会に出席。

10月15日、144回鹿児島県町村会定期総会及び幹事会に出席。

10月16、17日、令和6年度西部地区世話人会。これは、各県の会長の九州沖縄地区と四国、そしてまた中国地方の西部地区になります。また、全国町村会正副会長会、全国町村会政務調査会・理事会に出席。そしてクリスさんが外務大臣賞をもらいました、第63回外国人による日本語弁論大会に出席をしております。

10月23日～25日、令和6年度全国離島振興協議会第3回理事会に出席。

11月3日、第74回関西徳洲会「大運動会」に出席。

11月8日、第2回「子ども第三の居場所サミット」に出席。

11月14、15日、全国治水砂防促進大会に出席。自衛隊鹿児島地方協力本部創立70周年記念祝賀会に出席。

11月19日、第3回世界自然遺産5地域会議に出席。全国町村会正副会長会出席。全国町村会理事会出席。令和6年度九州地区町村会会長会臨時会に出席。

11月20日、令和7年度離島振興関係予算確保のための要望活動に行っております。そして、全国町村長大会出席。鹿児島県関係自由民主党国会議員と町村長との懇談会に出席。令和6年度奄美群島振興開発の推進に係る要望活動に出席。この折、自民党の議員との懇談会の中で、今回、徳之島3町でクリーンセンターを当初で要望しておりますが、全体で8億3,000万の要望に対し、当初予算が1億8,500万しかついておらず、令和7年度中には完成しないといけないうことから、不足分の6億1,800万をせんだって9月6日に急遽、米良事務局長と私の方で、森山事務所を通じ、前倒し補正予算を要望したところ、今回、自民党との町村長との懇談会の中で、補正予算6億1,800万がついて、令和7年度にはクリーンセンターの事業ができるというふうな運びになりました。

11月25日、沖縄科学技術大学院大学「出前講座」に出席。これは、いわゆるOISTとの交流事業でありまして、今後も子供たちの勉強の場として、体験の場として、この交流事業については推進していきたいというふうに思っております。

11月27日から、九州地区経済と暮らしを支える港づくり意見交換会に出席。全国町村会正副会長会・監事合同会議に出席。全国町村会正副会長会に出席。「町村の振興を考える会」役員との意見交換、懇談会に出席しております。

12月1日、12月3日、徳之島町文化会館30周年記念島民劇に出席しております。大島郡町村会では、6年度各種会議に奄美市で出席の折、全国奄美会への提案がございました。郷土会の全体で、全国奄美会を結成したらどうかという提案がございました。そしてまた、南カルフォルニアの奄美会が50周年を迎えるということから、12市町村長への出席依頼がございました。そして、町村長大会の総会の中で、私のほうから、畜産の子牛の価格の低迷によって、平均価格が下回れば補助金対象になるんですが、その平均価格の出し方が、九州ブロックになっておりまして、今後は、それでは価格的に合わないということから、離島枠の平均単価での補助の発動をお願いできないかということから、12市町村長で一丸となって離島枠というものを要望していきたいというふうに話をしたところでございます。

以上で行政報告を終わります。

#### ○議長（行沢弘栄君）

これで行政報告を終わります。

### △ 日程第5 一般質問

#### ○議長（行沢弘栄君）

日程第5、一般質問を行います。

広田勉議員の一般質問を許可します。

#### ○12番（広田 勉君）

おはようございます。

令和6年12月議会、狙いどおりトップバッターを務めます。12番、広田が4項目に出してある、順次お尋ねいたしますので、よろしく申し上げます。

さきのドタバタ衆議院選挙、そして続く兵庫県の知事選、そして名古屋の市長選と続いたんですけれども、以前、第2チャンネルという、2チャンネルというあれがあったんですけども、まだありますけどね。いろんな書き込みが当時もされていました。まともな情報もあったが、わざと、いんぎん無礼な、無責任な書き込みなんかがあったりして、わざと炎上させるような意図が見え見えのサイトであったんですけどね。

今回、この3選挙においては、SNSが多用され、まさにこれに近い状態じゃなかったかなというふうに思います。そして、オーストラリアなんかでは、もう16歳以下の若者には法律でSNSの使用禁止を決めたと。

そしてもう一つ、選挙運動の仕方というか、私たち議員はゆっくり見なきゃいけないだけ

ど、もう一つの課題として、NHK立花さんの選挙運動の仕方ですね。1つに、立て看のジャック、ハイジャックというのかな。もう一つが、当選目的でなく、他候補応援のための立候補、この2点は早急に選挙法の改正が必要でないかなと本当に痛感した1か月でした。

では、質問参りますけれども、第1項目めの第三の居場所についてであります。来年開校の予定と思いますが、恐らく、「誰一人取り残さない」を目標に寄り添い教育がなされると思いますが、進捗状況はどうなっているんでしょうかということです。

○学校教育課長（太 稔君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

子ども第三の居場所は、現在建設中で、11月に上棟式を行い、約63%の出来高となっております。令和7年3月までには完成し、令和7年4月にB&G財産との調印式後、運営を実施予定です。

また、利用に関しましては、定員は20名で、利用申請書及び健康状況届等を提出いただきます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

定員20名ということですが、町内での希望者はこれ全員入れるというふうに予想しているんでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

先ほど申しましたけれども、利用申請書及び健康状況届を提出いたしまして、こちらを受理いたしまして、町内の子供、児童生徒であれば利用できます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

まず、入校するにはどのような手続があるのか、いつから申込みがあるのか。また、子供と保護者の面接のみで入れるのかどうか。入所の仕方というのかな。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

先ほど申しましたけれども、まずは利用申請書を提出いただきます。それと、健康状況を提出です。それに関しまして、子供たちとヒアリングをいたしまして、どういった学習内容をするとか、そういったものを計画いたしまして受入れいたします。

以上です。

○12番（広田 勉君）

東京都内で、令和5年度は不登校の小中学生の数が3万人を超え、全国では、前年度の1.16

倍の34万6,482名です。11年連続増加で、過去最多であるらしい。本町の状況は大体どういう状況でしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

令和5年度の実績ですけれども、徳之島町の状況は、不登校が6名、病気を除く長期欠席は32名の計38名となります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

このように、一応不登校が過去最高を更新する中、大阪府八尾市では中学生の不登校を減らしたらしい。それはどうしたかという、不登校の児童生徒が集まって過ごせる場所やオンライン仲間と学習をやり、交流ができるようにしたからということです。また、最近は大人の「引きこもり」も結構あるように聞きます。元気を回復させるための人生の「エネルギーチャージの場」がもっと必要じゃないかなというふうに思っています。

余談ではありますが、ちなみに、徳田虎雄理事長が、元気が気落ちすると島に帰ってきて、闘牛を見て、ギアチェンジを入れてもう一回活動するというふうなことを何回もやられておりましたけれども、どうでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

徳之島町には現在建設中の子ども第三の居場所以外にも、井之川にあるコランネ、亀津に徳之島暮らしサポートセンターの2か所があります。そこでは、不登校の児童生徒への居場所提供や学習支援をしております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

町長、今日の定例会の行政報告の中に、11月8日第2回子ども第三の居場所サミットに参加されていますけれども、ここでの課題とか何かいろいろ出ませんでしたか。報告をお願いします。

○町長（高岡秀規君）

やはり不登校が増加傾向にあるということと、今回のサミットでは、先進事例というものが紹介されました。そこにはやはり、一番重要なのは思いのある人間がしっかりと経営に当たる、そしてまたスタッフに当たるということがいかに大事かということを感じさせられました。

そしてまた、この第三の居場所をスタート地点にいたしまして、議員がおっしゃるように、大人になってからの居場所ということも今後は必要になってくる傾向にあるなというふうに感じているところであります。それがどういった場所になるのかというのはさておいて、子供の

第三の居場所が、大人もシルバー人材の活用であるとかそういった交流の場にも使えないかとか、あと、着目すべきは、給食の在り方です。私は、乳幼児から離乳食に移る。その中の食材ないし料理というものも、もしかしたらある程度成長に影響するのではないかなというふうに最近懸念を持っております。

よって、給食を充実させることによって、不登校でも給食を楽しみに学校に来るケースもあるかもしれません。よって、様々な分野から、子供たちのための環境はつくっていききたいというふうに思います。

また、議員の方からも何かしらの提案がございましたら、執行部のほうにおっしゃっていただければありがたいなというふうに思います。広い視点が必要だと思います。

#### ○12番（広田 勉君）

非常に有効な施設じゃないかなというふうに捉えておりますので、いい運営をしていただきたいというふうに思います。

次に、不納欠損についてですけれども、令和になってからの各課の5か年の、令和1年から5年までの不納欠損、幾らあったのでしょうか。

#### ○総務課長（村上和代君）

広田議員の御質問に、各課ということですが、私のほうで取りまとめておりますので答弁させていただきます。

令和元年度、税務課550万7,387円、建設課19万800円、耕地課ゼロ、介護福祉課329万5,100円、健康増進課ゼロ、水道課308万9,045円。不納欠損額合計1,208万2,332円。

令和2年度、税務課不納欠損額586万5,903円、建設課ゼロ円、耕地課ゼロ円、介護福祉課423万8,500円、健康増進課4,100円、水道課344万4,120円、合計1,355万2,623円。

令和3年度、税務課不納欠損額1,060万6,450円、建設課7万1,900円、耕地課ゼロ円、介護福祉課40万8,800円、健康増進課5万500円、水道課402万6,178円、合計1,516万3,828円。

令和4年度、税務課不納欠損額651万6,092円、建設課33万7,500円、耕地課ゼロ円、介護福祉課290万5,200円、健康増進課1万6,500円、水道課426万7,528円、合計1,404万2,820円。

令和5年度、税務課不納欠損額686万1,361円、建設課1,165万406円、耕地課1,473万1,403円、介護福祉課198万2,120円、健康増進課1万6,500円、水道課370万472円、合計3,894万2,262円。

以上でございます。

#### ○12番（広田 勉君）

9月議会で木原議員のほうから、監査業務を携わるものとしてという、やむにやまれぬ質問だったと思いますけれども、総務課長、この5年度の不納欠損額は今言われたように3,894万2,262円、これには間違いありませんよね。

この5年間の総合計は幾らになりますか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

不納欠損額の5年間の総合計は、9,378万3,865円になります。

○12番（広田 勉君）

約1億近い不納欠損を出していますけれども、町長、この額を聞いてどう感じられますか。

○町長（高岡秀規君）

この不納欠損につきましては、様々な課題点があるかと思いますが、しっかりと手順を取っているかどうかが一番重要でありまして、今まで不納欠損をしてこなかった、昭和時代からのものをいつまでも残していいのかということもございまして、今の段階でしっかりと不納欠損で落として、そして新たなスタートを切る時期といいますか、そういったものの決断が必要かなというふうに思っておりまして、今後、この額については、今までやってこなかったものも含めてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

そしてまた、不納欠損する際の手続なんですけれども、それがしっかりと時効の中断をしながら、そして払い込みができないように対しての執行停止等々の手続がしっかりと取られているかが重要かというふうに思いますので、各課にはそのようなしっかりとした手続を取った上での不納欠損というものを考えていただきたいという話はしているところで、それはある程度なされているのではないかなというふうに考えております。

○12番（広田 勉君）

不納欠損が約1億近いんですけれども、そのほかに監査の報告の中に、2年度は未済額が約1億8,000万、3年度が1億4,000万、4年度が1億4,000万、5年度が1億2,000万、少し下がってはいるんですけれども、結局、未済額がずっと1億円を超しているというふうな状況なんですけれども、その収納に対してどのような指示をなされているのか、具体的にお願います。

○町長（高岡秀規君）

一番理想的なのは、事務的にとんとんと、淡々と進めていくことが理想ではあるんですが、それではなかなか不納が収まらないことが予想されます。今回、各課等々で、総務課等々で話しているのは、今までコロナがございまして、一軒一軒回る夜間徴収というものが今行われておりません。ようやくコロナ等々が収束をしましたので、以前やっていた夜間徴収等々についてもしっかりと対応したらどうかという話を今しているところでございます。

○12番（広田 勉君）

しっかりと対応せえという指示に対して、各課でどのような改善対策報告がなされてきているのか。

○町長（高岡秀規君）

しっかりと、法に従って時効の中断をしっかりと行っているのかどうか。そしてまた、執行停止はしっかりとそれぞれの状況に合わせて執行停止を行っているのかどうか。それによって不納欠損で落とすべきものは落とすべきという手続等についてはしっかりと行うように指示をしているところでございます。

そしてまた、徴収等につきましては、人と人の場合は精神的なストレスも考慮したときに、やはり淡々と事務的に行うことも必要かとは思いますが、しかしながら、それでは目標のパフォーマンスにはいかないということが予想されますので、しっかりと夜間徴収等を複数人数でしっかりと行くと、アナログ的に行うということが必要なというふうに考えております。

今後はそのような方向もしっかりと検討していきます。

#### ○12番（広田 勉君）

やっぱり指示は具体的にしていけないと、いろんな、こんな方法もあるんじゃないの、あのような方法もあるんじゃないとか、いろんな方法論とかみんなしながらしていったって、決算委員会でも言いましたけれども、どうしてるかというたら、督促状を出しているというふうな話をしていましたけれども、督促状だけでは未収金対策には程遠いと私は思っています。

そして、天城町は、去年ですね、町民税が不納欠損で法人税が5万円、固定資産税が230万100円ちょっと不納欠損出していますけれども、大体これは死亡したという人たちを中心に行っているらしくて、伊仙町においても、結構似たような額は出しているんですけれども、これ、どうも役場仕事でこうなっているのかなと私はいつも思うんですけれども、この時効防止対策なんかはどうされているのか。本当に力入れているのか疑問に思うんですけどね。

#### ○税務課長（新田良二君）

税務課のほうから答弁させていただきます。

私たちは、租税、法律主義に基づきまして、まず納付期限は条例でございまして、

次に、督促状、地方税法の331条でございまして。督促状を発送した以後、納付期限を設定しまして、20日以内に納付がなければ差押えを行います。

その差押えは、国税徴収法に沿って行いまして、徴収法141条の財産調査、そして徴収法の47条財産差押え、そして同じく89条で換価処分を行いまして、滞納税に充当して行います。

しかしながら、なかなか滞納整理する上では、いろいろ滞納処分することができる財産がないとか、滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときとか、あと先ほどございました、死亡者課税ですね、その世帯及び滞納処分することができる財産がともに不明であるときとございます。そのときは、執行停止をして欠損をせざる状況でございまして、

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

この時効停止、時効をさせない方法、どういう方法を取っていますかということよ。

○税務課長（新田良二君）

資力のある方へですね、納付誓約をしていただきまして、少しでも分納等を行っていただいて、時効にならないような形で行っております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

確かに税務課長、令和4年度には徴収確保対策団体を一応脱していると、徳之島町は。それで、徴収率も上がっているというのは分かりますけども、時効をさせない方法は、とにかく払う意思を見せないで、本人が。それを5年間ほったらかしていると、もう取れないんでしょう、時効ということで。法律的に。取ったら負けるんでしょう、裁判したら。それを、負けない方法を対策しているかどうかと。

例えば、訪問して100円でも200円でも取ればいいわけですよ。100円、200円を払うはずなんです。そういう対策をしているかどうかの問題。でないと、時効が全部つきますよ。もう知らん顔して、督促状だけぐらいじゃ絶対払うもんね。だから、この時効対策なんかも、町長ね、こういうふうにせいと、指示せいと。

前の明石の市長なんかむちゃくちゃ職員言ったみたいで、それで辞めたんだけどね。

とにかく、税というのは公平感がなくちゃいかんわけですよ。特に、金のない人は必死になって払うんです。だから、そういった意味で、公平感をするためにも、この時効対策とか、あとは相手の預金を見る、通知を、そういったこともやっているのかどうか。

○税務課長（新田良二君）

先ほどございました。税務課では、差押えをしてございます。令和元年度には111件、令和2年度には預貯金が199件、生命保険が3件、給与が2件で204件。令和3年度には預貯金が110件、生命保険が9件、給与が35件、合計154件。令和4年度は預貯金が52件、生命保険が2件、給与が10件、不動産が6件、合計で70件。令和5年度が、預貯金が16件、生命保険が2件、給与が19件、不動産1件、その他7件、45件の差押えを実際に行っております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

それともう一つは、3町とも固定資産税の不納欠損額はどうも多いのよ。すごく多いわけ。以前、笠利町の町長が、固定資産税未納を相殺するというので、その人の土地に道をつくったら町長が逮捕されたんですよ。そういった面もあったり、もう一つはずっと昔の話ですけども、自分は反町長だから固定資産払わんとか、あとは、自分は仕事の入札に一回も入らないから、もう自分は固定資産払わないとか、そういった理由も前はあったんです。

しかし、固定資産税というのは、そこに資産があるわけよね。あるからここに資産税が付くんだから、それを抑えることはできないの、その資産を。

固定資産税の不納が、平成11年には固定資産税237万7,420、260円と、20年も2億800万だ。この次、29年が600万、30年が380万、令和2年が230万というふうに、物すごく固定資産税の不納欠損が多いわけですよ。

これを、何でこんな不納欠損が出るのか。土地持って誰かどこか都会に出ているのであればしようがないよ。しかし、固定資産としてそこにあるから、なぜそれ取れないのかな、税金として。不思議でしようがないけど、その辺はどういうふうな見解なのか。

○税務課長（新田良二君）

先ほどもお話いたしました。令和4年度では不動産が6件、差押えいたしまして、昨年が1件、差押えをしてございます。こちら、すみません。令和4年度1件、令和5年度1件です。こちら公売会を予定しました。公告を行いまして、公売会を行う寸前に、幸いにも全額納付で差押えを解除しているのが現状です。

以上です。

○12番（広田 勉君）

とにかく不動産だけは、人が死のうが生きようが、そこに物があるんだから、不納の場合はやっぱり対処をされる、どうのこうのしていただきたいと。

もう一つは、最近、何年か前には3町でしたのかな、みんな押さえたのを競売したことはありますけども、最近はそのようなことはないよね。

○税務課長（新田良二君）

コロナ以前は、3町での公売会が実施されてございます。それ以降は、3町での公売は実施してございません。

公売する場合も、差押えしてなかなか換金できる財産とか、調査してもなかなか、搜索しても見当たらないというのが現状でございます。

しかし、そういった形で、公売というのはなかなか難しいのではないかと思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

町長、だから、一つずつずつとしていけば、やっぱりちょっと真剣になってこれしていかないと、ふるさと納税で幾らみんなが応援してくれても、そういうざる方式でしていったのでは大変ですので、徴収もきちんとしていかないといけないと。

どういうふうにするかはまた皆さんで検討していくと思うんだけど、ここの分担金及び負担金の徴収未納額については、その実態分析から、農業分担金が179万2,321円とか負担金が29万とか、これはどのようになされているのか、処理は。

これも出してあると思うけどな。出してなかったかな。分担金のほう。出してなかった。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、もう一回お願いします。

○12番（広田 勉君）

この農業分担金ね、農業分担金がずっと未済が結構あったんだけど、だんだん減っては来てるんです。分担金と負担金。もう平成11年でしたら分担金が3,500万あったのが去年は179万まで大分下がっては来ておるんです。負担金のあれにしても300万だったのが29万2,000円まで下げてきてるんです。だから、まあまあ頑張っておられると思うんだけど、やっぱり少しでも未収金減らして頑張ってもらいたい。もういいですが。

その次に、住宅使用料の未済額が2,736万7,240円、過年度分が2,117万4,640円であるので、差引き619万2,600円となるが、これは2人分の普通の給料に当たるんです。これが未済になってるんですよ。だから、どうしてこうなるのか私は分かりませんがね。

○議長（行沢弘栄君）

答弁大丈夫。広田議員、ちょっと前もって言ってないんで、ちょっと答弁が……。

○12番（広田 勉君）

いや、だからこれで未済金が出るってことはどういうことですか。いやいや数字で言えるということじゃないのよ。

○建設課長（作城なおみ君）

未済金のほうは、例年大体もう300万とかだったんですが、今回ちょっと多くなつてはおります。ちょっと徴収が足りなかったのかなと思っているところであります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

大体、不納欠損を質問すると言えば、大体各課がそれぞれ来ると思わないといけないよ。ずっと私は調べましたんですけど、この住宅なんか、入居時に保証人というのを取るのよ。じゃ、その保証人というのはただの保証人なのか連帯保証人なのか、その辺をどのように捉えているのか。私も一人の保証人になってはいますが、彼が払わない場合は自分で払うつもりしている。そのための保証人と私は思っているんだけど、普通、保証人は連帯保証人じゃないの、これ。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、ちょっと項目ごとに質問していただけますか。飛んだりしてますんで、今6項目目を水道料に関して今、次は……。

○12番（広田 勉君）

ここの順番を変えている。

○議長（行沢弘栄君）

いや、自分の資料を基に進めているのでちょっと分かりづらいんです。だから、6番目から

先にお願ひします。水道料ですか。

○12番（広田 勉君）

水道料から行きますか。

○議長（行沢弘栄君）

はい。

○12番（広田 勉君）

じゃ、水道課長。前は、水道の給水停止などして、未収金を大分改善されたんじゃないかと聞いておったんだけど、昨年は844件、370万4,720円の不納欠損も出していると。100%納入の集落もあるはずです。未納の多い集落とはどの辺りが多いのか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

未納集落については、令和5年度現年度分の収納実績から、水道料金の調定額の多い亀津地区になります。

○12番（広田 勉君）

亀津が多い。

○水道課長（保久幸仁君）

亀津4区のほうが金額的には多くなっております。

○12番（広田 勉君）

私はもっと小さい集落かなと思ったんですよ。1人2人が未納すると未納額がぐんと上がるからね。小さい集落が多いかなと思ったら、人口の一番多い南区が未納が多いとなると、これは未納の数なわけやな。

○水道課長（保久幸仁君）

これは未納額の大きい集落になります。ですので、調定額の多い地区について未納額が多くなるということになります。

○12番（広田 勉君）

前は給水停止でもして徴収するというふうな答弁していましたが、されましたか。

○水道課長（保久幸仁君）

9月議会以降に、5件の給水停止を行っております。

○12番（広田 勉君）

やっぱり、以前は、水道は生活なんかかんとかだから止められないとか言っていましたけれども、今は水が買えるということで、止めても構わないというふうな風潮になっておりますので。やっぱりその不納欠損のほうも結構水道課が出していますよね。毎年300万ちょっと。これは時効なんかはないよね。

○水道課長（保久幸仁君）

水道料金につきましては、5年間の時効があります。

○12番（広田 勉君）

やっぱり、先ほども言ったように、時効発生しないような段取りをせんといかんと思うけど、5件ありますというんだけど。

だから、先ほど言ったように、10円でも20円でも100円でも取れば、時効は延びるわけよ。だから、そういう努力というのはやっぱり必要じゃないかな。

最終的に、どうしようもないとかあることはあると思うんだけど、そういうときはそういうときでまたいろんな人と相談しながら、勉強していくと。

ただ時効です所以说って取らないと。そういうことはやっぱり慎んでもらいたいと思うんだけど。

○水道課長（保久幸仁君）

はい、お答えいたします。

給水停止の前に、滞納の該当者に催告状をお送りいたしました。その中でも、役場のほうに相談をする方もいらっしゃいますが、そのようなことがない方に対しては、不納欠損に該当する、今年度、該当する方で悪質な滞納者につきましては、今回、給水停止予告通知書を発送いたしました。10件の方にお送りしております。

○12番（広田 勉君）

なるべく、多くの方が払わなくても済むよというふうな雰囲気が出だしたら誰も払わないでしょう。だから、みんなこれ払わなくちゃいけない。義務だと。使ったら払うというふうな風潮にしていけないと。それで、賢い人が得するような社会は駄目だと思いますので、今後、ちょっと必死になって頑張ってください。

恐らく、役場だけでも大変だと思いますので、駐在員でなくても、町長、そういうのも相談しながらやってもらいたいと。

ずっと昔、戦後の、役場が金が本当にない時期に、じゃどうしたかという、議員も総出で全部税金集めに行って、その月の給料払うとか、そういうこともあったなというふうなことも聞いております。そこまで頑張らんといかんじゃないかなと。もし、あれば私もしますよ。私はします。協力しますので。だから、それぐらいもう必死になってしないと、この5年間で9,000万ですよ、9,300万の不納欠損を5年間で落としてるんですよ。約1億近い金ですよ。要りませんと。

これを聞いたら、町民は払う気しなくなるよ。

だから、そういったので、もうこれ以上聞いてもあれですけど、じゃ、次の住宅の保証人の件、お願いします。

○建設課長（作城なおみ君）

住宅の連帯保証人の立場としましては、入居時の契約書への自筆記入、実印押印、印鑑証明の提出をしていただく形で、誓約書にあります滞納家賃の支払い、修繕費用の支払い、滞納共益費の支払い、無断で立ち退いた場合に退去手続及び家財等の処分を行う義務があります。

なお、入居手続完了時に家賃の滞納について、連帯保証の終了について、入居者が退去手続を行えない場合についての説明文書を発送して、連帯保証人責任を通知しているところであります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

大体、滞納するとみんな水道を止められるし、電気は切られるし、家賃は追い出されるしと、ずっとそれが普通社会常識で行われている状況と私は思いますけれども、役場はどうも異次元の世界におるのかなというふうに。

特に、家賃なんか高いと思いますので、だんだん滞納しだすと額が大きくなってくるわけよね。そうすると、払い切らなくなる人が出てきたりするのは、それは当然のことだと思いますけれども、やっぱり心を鬼にして、少しずつでもずっと払うようにさせていかないと、もうあと100万、200万になってくるっていうと、これはもう絶対支払いできないと思うんですよね。

払わないと、これどうしてるの。保証人からも取らないんでしょ。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

使用料については督促状、催告書をお送りしますが、それでも納入されない場合には、連帯保証人へ納付指導協力文書を発送しています。それでも、何も連絡ない場合につきましては、法的措置を取ることになります。

直近の措置としましては、令和3年度に未払い賃料調停申立てを裁判所のほうに1件実施しております、その後支払いをしていただいております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

そこまでしないと払わないでしょ。だから、そこまで全部せんといかんのよ。だから、滞納しましたと。未収金が建設課は恐らく未収金が3,400万あるわけよね。未済金が。だから、この中のそれは住宅料幾らか知りませんが、だから、これだけあるとこれ大変なんよ。

特に、建設課のほうは、あれも出ているわけよ、下水。下水なんかも出ているんだけど、下水はまだ、完成のまだ前、途中なのに不納欠損を出していますよね。これ事業を完成した後の不納欠損は分かるんですけど、事業はまだ最中なのに不納欠損を出している。これ工事の仕方が、ちょっとこれ順序が違っておるんじゃないかなと。

私は前も言いましたけど、我々みたいに待っているところもあるわけ。下水が早く来ないかと。だから、あなた方の仕方がまずいからこうなっているんじゃないかな。町長、本当に、まだ完成していないわけよ。下水全部終わっていないわけよね。で不納欠損に出るわけよ。これはいかなものかと思うんですけど。

○町長（高岡秀規君）

税金にしても、使用料等々にしても、水道料金にしても、まず時効の中断というものをしっかりと手続はとるということが一番最重要であります。その不納欠損についても、実は大分前に気づいたというか、感じていたことは、議会での答弁等々も考慮して、死亡された方しか不納欠損を落としていない時期があったのではないかと。昭和時代ですね、今でも。しかしながら時効になっているものを落とさないとなくなったときに、相当やはり各町も実は増えてくる可能性はあるのではないかなというふうに思います。しっかりと議会でも説明をし、議会に示すことが大事だということで、時効になったやつを不納欠損で落とすようにはしていますが、ただその時効になった理由についてはしっかりと説明できるようなことでの不納欠損というものを我々のところはしないといけないというふうに感じております。

今後、死亡をされた方の今後の税金の取り方であるとか、移転した場合の移転先への徴収が非常に厳しいということから欠損をせざるを得ないとか、様々な事例にどのように対処するかということは今後もしっかりと各課で連携を図りながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○12番（広田 勉君）

もう一回、下水のほうの工事計画をもう一回見直すとかいろいろしてください。

未納の出そうな場所、ある程度分かるわけよ。年いった人とか、失礼だけどね、空き屋になるというところとか、そういうところじゃなくて、もっと待っている我々のところみたいに待っているところを優先して工事進めるとか、そういうことしていかないといけないと思うんだけどね。工事完成もしてないのに不納欠損を出しているのを考えられない。頑張るって。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、しばらく休憩します。11時15分より再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○12番（広田 勉君）

介護福祉課、健康増進課にお伺いしますが、どうしても支払いができない病弱な方と

かいろんな方はいらっしゃるはずなんですよ。

これは、よその町の方だったんだけど、あちこちからの、その生活保護をようやく受けられて、ようやくその支払いから、呪縛から抜けられたと。もう地獄から天国に来たような感じだと。

金のない人はやっぱり、どうしようか、工面しようかでいろいろ考えているわけよね。そして、じゃもう生活保護のほうへと。もうどうしてもない人はやっぱりいらっしゃるわけですよ。

こないだも、伊仙の方が1人、生活保護のほうに御案内したんだけど、やっぱりもうがんのステージ4でもう仕事ができないわけ。もう仕事ができないということは、もう収入がないということなんです。で、治療費を払わんといかん。もう四苦八苦しとったものだから、それで生活保護のほうに入ってもらったんだけど、やっぱりそのいろんな対策もあると思うので、結構不納欠損も多いようだけど、その辺のほうの配慮もひとつお願いしたいと思いますけども。

#### ○介護福祉課長（廣 智和君）

はい、お答えいたします。

まず、介護保険料につきましては、介護保険料の減免に関する規則というものがあまして、震災、風水害、火災その他、それらに類する災害により著しい損害を受けた場合、また、死亡あるいは心身に重大な障害を受けて長期入院などによって、その者の収入が減少した場合、また、事業としての場合、その収入が業務の休止また著しい損失、失業等によって収入が著しく減少した場合、また、干ばつ、冷害等の農作物の不作、不良などによって著しく収入が著しく減少した場合というように、この4つの要件があれば、その介護保険料の全部または2分の1から4分の1の減免があります。

今年度も、実際1人の方が長期入院されて、申請手続を行って減免したというのがあります。以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

その、ない人からは取れと言ってるわけじゃなくて、ない人は本当にないです。だから、役場の仕事というのは、私はあまり、公務員というかな、役場仕事があんまり分からないもんだから、いろいろ本読んで、これ、前の明石市長の泉さんという人が書いた本なんですけども。まあ彼もその最初から政治を目指したわけじゃなくて、この政治の世界に足踏み入れるのは、その師と仰ぐ自由連合の立ち上げから2代目の代表になった石井議員、これは紘基さんという方の応援、選挙運動して、それから政治のほうに入れと言われて入ったような感じなんですけども、この方は、特に国の特別会計なんかには物すごく詳しくて、それで統一教会もすごく、今の問題みたいな感じでやっていた方なんですけども、自称右翼に、国会に向かうところで刺さ

れて死にまして、国会に提出する書類はそのときの書類持ってたはずだけど、その書類は全部なくなっておったと。それで、以上、不可解な事件で終わっておるんですけども、その後、この泉市長は、弁護士の免許を取ったりして政治の世界に入っていたということなんですけども、やっぱりその中に、「トップが腹をくくれば」の項があるんですけども、前年と同じことを万全と続けるのがお役所仕事、前年踏襲の悪弊があらゆる場面にあると本人も思ったみたい。万全と続けるのがお役所仕事といって、継続を優先する慣習にとらわれて大きな見直しにはつながらないと。

もう一つ、行政には申請主義という冷たい慣習もあり、町民を窓口に来させる、申出がなければ放置する、昔の上意下達その意識のままであるというふうに書いてあるんですけど。

私も少し公務員を1年間ぐらいしたことあるんですけども、ここまではよう分からなかったんですけど、この未収内の役場内の職員の連携したりいろいろする必要があるんじゃないかというふうに思っております。

監査保護の中でもいろいろ書いてあるわけです。それで、連携して、情報交換してやってくださいと。恐らく同じ人がいろんなところに滞納している可能性もあるわけです。だから、どうするかとかそういったことも全部、この監査のほうにいろいろ、ああせいこうせいといろいろ指導も書いてありますので、この辺もぜひ、ただ監査報告がありました、はい分かりました、はいどうのこうのという簡単にするんじゃなくて、真剣になってやっていただきたいと。

それで、指摘されたら、各課がどういうふうになされているかという、そう打合せとかそういったものに関して、課長、お願いします。

#### ○議長（行沢弘栄君）

ちょっと待ってくださいね。先ほどの質問で、健康増進課長。支援策をお願いします。

#### ○健康増進課長（吉田 忍君）

広田議員の御質問についてお答えいたします。

先ほどの介護福祉課長がありました減免に関する規則につきましては、国民健康保険税の中でも、災害等に起因し死亡または障害者になった場合、そして家財または住宅に損害があった場合、そして失業、廃業、疾病等により前年度の収入と比較して著しく減少した場合、そしてまた刑事施設等に収監されている場合、そして、そのほかにも、自己都合ではなく会社の、事業者さんの都合で雇い止め等になった場合には非自発的失業者への減免措置というものがございます。

先ほど広田議員がおっしゃいました、収入がない方という方につきましては、国保税のほうでは法定軽減7割軽減を先にしておりますので、40歳から64歳までの方につきましては、単身世帯であれば月約1,100円ぐらいまでの減額措置を取っているところでございます。

#### ○議長（行沢弘栄君）

それでは、総務課長、監査委員から指摘された項目、お願いします。

#### ○総務課長（村上和代君）

御質問にお答えいたします。

本町では、町税、分担金、そして使用料等の収納を、収納向上特別対策本部を設置しております。この特別対策本部におきましては、町民の納税意識を啓発し徴収率の向上を図ることについて、また、滞納額の解消について、その他、納税等の公平性確保と財政健全化について、各課における課題等についてをこれまでも協議してまいりました。

令和5年度の決算審査を受けて、監査委員からの指摘を受け、8月20日、また11月27日にまたこの会議を開いているところでございます。

この会議の中で、各課の現在の取組状況であったり、今後の収納に対する皆さんの、どのようにしていくかっていう今後の話であったりを協議したところでございます。

その中で、まず町民の納税意識を啓発し、徴収率の向上を図ることについては、この納税意識を啓発するということが一番大きな課題かなと思っております。先ほどの水道課におきましても、給水停止をするというところでは、やはり事前に予告が大事ですし、その予告についても、町民皆さんに予告するような形を取ることも必要かなと感じたところでございます。

また、研修がでございます。税務課のほうで収納アドバイザーによる研修を毎年受けているところでございますが、この収納アドバイザーの研修も、税務課だけではなくほかの課においても一緒に、アドバイザーの研修を受けることができないかということ、また、弁護士からのアドバイスをいただきながら、法にのっとった税の徴収の仕方を実施していくということで、まず改善策といたしまして、今回話し合いましたところ、夜間徴収、これまで、先ほどもお話ありましたが、コロナでなかなか夜間徴収が実施できていなかったということがありまして、その間に人事異動もあり、職員の意識が薄れていたのかなと思ったところです。

ですので、全職員一丸となって夜間徴収に取り組むということ。それと、なるべく納付書払いではなく口座振替にさせていただくよう、町民の皆様はその点を推奨していく。それと、電話での納付依頼を、納付書が送られても忘れている方も多いかと思いますので、小まめに電話での納付依頼をしていく。それと、納付相談があった場合には時効の中断を考えながら、少しでもいいですので徴収して納付していただくということ。それと、この点につきまして徴収計画の作成を各課にお願いしたところです。

それと、夜間徴収の計画書、この点につきましても、早速実施していきたいので、夜間徴収の計画書を出すように、協議の中で話し合いをしたところでございます。

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

町税未納がいっぱいあるときに、不納欠損も大分出してあるんですけども、不納欠損で落と

すと徴収率が上がるらしいけど、これは計算上本当でしょうか。不納欠損でこう落としたら、これ上がりますか。

○税務課長（新田良二君）

まあ徴収率が上がるかということなのですが、まあ収入未済額が減っていきますので、その分、徴収率は上がる。

○12番（広田 勉君）

先ほど、健康増進課の課長がおっしゃったように、やっぱりそのどうしても取れないと、絶対おられるはずなんです。そういった人たちに、こういうのありますからとかいろいろアドバイスしてあげて、いただきたいというふうにはいつも思っているんですけども、警察とちょっと懇親会があったとき、署長に私は言いました。あなた方、捕まえるだけがあなた方の仕事じゃないよと。捕まえない方法を考えないといけないよと。一旦停止です、軒並み捕まってるわけよね。だから、停止で捕まらない、しない方法をしていかないと、幾ら捕まえたって無理ですよと、私と話したことあるんですけども、そういった意味で、ぜひいろんな方法を、こうしたらいいんじゃないですかとかいうふうなアドバイスを一応していただきたいと。

水道料とかでどうやっても払えない人がおるかも分かりません。そういう人たちがやっぱり相談に乗ってあげて、アドバイスしてもらいたいなというふうに思っております。もっと聞きたいんですけどもこれぐらいにしておきます。

次に、ミカンコミバエについてであります。令和5年度奄美7市町村において、調査用トラップで18匹誘殺が確認されると。誘殺板設置などの初動対応を実施した結果、その後定着は確認されなかったと。それが今年本町で確認され、ヘリコプターで散布が行われましたが、今ほどのような状況なんでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

徳之島の現在の状況については、12月2日の伊仙町目手久のトラップ調査で、ミカンコミバエが1頭の誘殺が確認され、初動対応としてテックス板の設置を行っております。

本町では、11月6日のトラップ調査で、誘殺確認後、誘殺及び寄生果実での幼虫の確認は現在ありません。

以上です。

○12番（広田 勉君）

次のかんきつグリーンング病媒介昆虫のミカンキジラミは、徳之島では過去4年間、感染していた木は確認されず、令和6年、今年の4月に根絶を確認した。よそからまたいつ入ってくるか分からないので、常に監視が必要と思うが、こういった確認体制はなっているものかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

今年度も町、国、県が一体となってかんきつグリーンング病の侵入警戒調査を実施しております。また、ミカンキジラミの防除もCGかんきつグリーンング防除員を中心に実施しているところであります。

○12番（広田 勉君）

ぜひこれを頑張ってください、次のそのタンカン栽培についてですけれども、今年度から5か年間の県が策定した徳之島の振興方策の中で、Aという項目で、農業の稼ぐ力の向上で付加価値の高い生産、販売、流通の中に、タンカンやマンゴー、ピタヤ、トルコギキョウなどの栽培技術の向上、各種事業を活用した施設整備の取組を支援するというふうな項目がありましたんですけれども、具体的には、県からのどのような支援があるもんだか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

諸栽培技術の向上につきましては、新技術、新品種の普及・定着に向け、地域特性を生かした効率的な、効果的な普及活動を実施していくということであります。

省力化や高品質生産に向けてドローンを活用した農薬散布、GNSS（自動ソーダシステムストラクター）など、ロボット技術やICT等を活用したスマート農業の導入・普及を推進していくということであります。

また、共同利用施設の整備、これに関しましては営農ハウス、集出荷施設等が該当いたしますけれども、並びに共同利用機械、管理作業機収穫期等での導入のために費用を一部助成、補助事業として支援していくというところあります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

パッションフルーツやピタヤの栽培方法などの講演会や苗木の補助などはよくお聞きしますが、タンカンについては、2年ほど前だったかな、剪定の方法という実習が瀬瀧でありました。その後は、何の音沙汰もないんですけれども、本土などではリンゴなどの一応古い木、まあ20年木とかなんか言って、大分リンゴが取れて頑張っているんですけれども、島ではそのカミキリムシなどによって、以前のみかん畑が何十本も枯れたとか。もうやめたとか、そういう話聞きます。最近も南区のガソリンスタンドの上で200本ぐらいタンカンを植えてあったんですけれども、全て枯れたのかどうしたのか分かりませんが、今はキビ畑になっております。

やっぱり、専門の指導者が欲しいんですけれども、そういったことは何かありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

専門の指導者というか、そういった御質問でありますけど、まず講習会についてであります

けれども、タンカンの栽培講習会につきましては、令和4年度5回、令和5年度に13回、令和6年度にも既に9回行っています。まあなかなか広田議員のほうにはお耳に届かない状況である。また、周知の方法を徹底して、これを心がけていきたいと思えます。

また、その技術指導員ということでありまして、農林水産課においては、まあ基本的には県のほうの指導、農業改良普及課のほうに指導のほうは、講習会等についてはお願いしていますけれども、現在、農林水産課においても、果樹、野菜についてはそれぞれの技術を勉強した方がいらっしゃいますので、薬剤等については十分、ある程度のことまでは、現在、導入されている品目についてはお答えできるものだと思っております。

### ○12番（広田 勉君）

ここ3年ほど、タンカンは一応不作続きです。今年もあんまりいい話を聞きません。知人に送るのにタンカン探しに毎年苦勞しているような状況ですけれども、代々木公園で行われる徳之島フェスタでも開催前に行列ができて、もうほんの僅かな時間で全部タンカンは売り切れております。

毎年、屋久島からもタンカンを送られてくるし、住用のをよく食べるんですけれども、徳之島産のほうはずっと質がいい。甘いし、物がいいです。マンゴーよりも日持ちもしますし、どこに出しても喜ばれる品物であると。

天城町はメロン、マンゴー、パッションフルーツなど果樹に力を入れておりますが、徳之島町も天城町のタンカンよりはっきり言っておいしいです。もっとタンカンに力を入れて一大産地にする必要あるんじゃないかとも思うんですけど。

### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、本町のタンカンの評価が高まっているということで、非常に喜ばしいことじゃないかなと思っております。近年、タンカンの知名度が広がって、物産店やふるさと納税の返礼品としては非常に人気が高くなっております。

また一方、農業従事者の高齢化と後継者不足といったことだけでなく、隔年結果、要は1年置きにまあ裏表があるという果樹の独特のものもありますけど、また、病害虫、ゴマダラカミキリなどの病害虫対策等、生産面では多数の課題があり、タンカンの需要に供給が追いついていない今の状況であります。

まあ徳之島が誇る特産品として全国に広めるよう、普及できるよう、今後も関係機関一体となって取り組む必要があります、そのためにはいろいろ果樹関係の改植・新植の需要がありますので、農協と柑橘生産組合を中心にした事業がございますので、農林水産課を介してでも問合せいただければなと思っております。

普及をしたくても、担い手不足等でなかなかできないという現状もありますので、そこら辺

はいろいろな施策をもってして、今後普及していきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いたします。

### ○12番（広田 勉君）

11月24日の新聞記事で、鹿大の山本教授が熱心に島のかんきつの希少性を話すということで講演があったみたいです。そこで、安田壮平市長も、奄美たんかんの希少性、将来性を質問されているらしいんですけども、やっぱりその抗がん作用があるとかいろいろ、アルツハイマー型認知症予防効果とか、いろいろあるというふうなことは言ってますけれども、焼酎も大体こういうふうなことを言ってただけど、だから、こういう講演会とかやっぱ必要があると。それに対するそのまたその作っている人たちの補助とか助成とか、いろいろな指導とか、そういったものをもう少し積極的に、まあまあやっつけていっちゃると、私が知らんだだけだったという話しますけども、もうちょっと今まあ作っている人が結構あのおられますので、しかし、品物も全然足りないです、はっきり言って。送ろうとしてもなかなか、ミカン探すの難儀をしてるんです。

というのは、昔の木が枯れてるんですよ、そのカミキリ虫なんかでね。そういった対策とかどうするかとか、徹底してそのミカンに対するその葉っぱがゴヤゴヤになっているとか、そういう消毒液とかそういったものの指導をいろいろ教えていただきたいなど。そして、一大産地してほしいと思うんですけど、課長、最後をお願いします。

### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

一大産地、ありがたいことでもあります。これに関しては、平成、まあ昭和当時から、役場経済課時代に苗木の導入を農家と一緒にあって、急速に拡大した経緯もございます。その頃の樹木が古くなったりいろいろ、こうやってなってきたと思います。

今後もこの果樹支援対策事業というのがございますので、それを活用して、面積拡大、まあ何分にもまあいろいろこうやって言い訳みたいになるんですけども、人が足りないというのがまずあります。

ここに来て、もともと果樹タンカンについては、個人選別・個人販売が最初から中心でしたので、個々の品物について、それぞれのお客がいるということで、なかなか共同選果の方にも集中して回ってこないという現状もあります。

そういったものも含めて、生産拡大する意味で、隔年結果を、裏表をできるだけなくしながら、また今後、面積拡大も、担い手を中心として確保しながら、今後とも町、関係機関一体となって進めていきたいと思っておりますので、また、できればこの場をお借りして、取り組む農家等に周知していただければなと思っています。

よろしくお願いたします。

## ○12番（広田 勉君）

県知事が言う、稼ぐ農業。やっぱりこのタンカンだけはもう売り手市場なんです。もうとにかく足りない。だから、そういったところを一生懸命作らせて売ると。やっぱりばくち農業のじゃがいももいいんだけど、上がったりがったりしたらもう不安なんですよ。稼げるか稼げないかやってみないと分からんというそういう農業ではなくて、やっぱりそのミカンでしたらミカン、恐らく森林税もありますのでそういったものも使えないかなというふうなこととかいろいろ考えて、本当にその本腰入れて、もうタンカンは徳之島と言われるぐらいの産地にしていただきたいと。課長、頑張ってください。

以上で終わります。

## ○議長（行沢弘栄君）

次に、富田良一議員の一般質問を許可します。

## ○7番（富田良一君）

ういたういたきゅうがめら、こんにちは。

ミカンコミバエ、よく聞く名前ですが、先月、新聞に「新たに幼虫確認」と載っておりました。県は、11月12日に、果樹・果菜類の害虫、ミカンコミバエの幼虫が雄成虫の誘殺確認に伴い実施した寄生果実調査で、新たに、天城町松原と伊仙町目手久の計2地点で見つかったと発表。また、10月以降、徳之島では幼虫やさなぎが見つかっており、関係機関ではミカンコミバエの定着、蔓延防止を図るため、国のマニュアルに基づく初動対応に加え、6日からは航空防除を行っている。

この記事を見ると、2015年のちょうど今頃を思い出します。今から9年前、ちょうど今の時期ですが、11月3日の新聞に「ミカンコミバエ急増、根絶から36年、奄美大島」と載っており、11月5日の新聞には「奄美大島の生果実、移動規制を決定」と載っていました。農家にとっては大変死活問題です。私は、一農家として大変ショックを受けたのを覚えております。そのようなことにならないように、早急の対応をお願いしたいと思います。

7番議員、富田良一が通告の1項目について伺います。

まず最初に、ミカンコミバエの徳之島の状況ですが、先ほど広田議員の質問にありましたので、その関連として、いつ頃発生するのかをお聞きしたいと思います。

## ○農林水産課長（高城博也君）

富田議員の御質問にお答えします。

まず、徳之島においては、本年9月30日のトラップ調査にて、下久志地区3頭、与名間地区1頭のミカンコミバエの誘殺が確認され、強化及び初動対応を行いました。

また、その後の調査で、徳之島全域、徳和瀬、母間、山、手々、兼久、松原、瀬滝、目手久、検福、阿三でもミカンコミバエの誘殺や寄生果実に幼虫が確認されました。

徳之島全域で確認されたため、徳之島3町で鹿児島県へ、その後、航空防除の要請を行いました。航空防除については、11月6日から11月12日に実施しております。

現在の状況につきましては、12月2日の伊仙町目手久のトラップ調査でミカンコミバエの1頭の誘殺が確認され、初動対応としてテックス板の設置を行っています。

本町では、11月6日のトラップ調査で、誘殺確認後、誘殺及び寄生果実について幼虫の確認は現在ありません。

今後の対応につきましては、12月と3月にテックス板の更新設置や、2月に2回目の航空防除も今後予定しており、緊急防除という事態にならないように、万全の対策を講じる考えであります。

発生時期ということでありませけれども、基本的には暖くなるような時期から毎年発生しております。基本的には、今までの経緯から言うと、8月以降そういった傾向が見られるということでありませ。

以上です。

#### ○7番（富田良一君）

発生の時期が大体8月以降ということで、ある程度分かっておりますよね。

それで、できれば事前に予防なんかできないのか、個人的見解でもよろしいですのでお願いします。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

暖かい時期にということと事前に防除できないかということでありませけれども、先般、大島支庁長との懇話会がありましたけれども、その中でも、私のほうからは、事業として事前にテックス板設置等の防除対策ができないかということは申し上げてあります。しかしながら、これによってトラップ調査の弊害が生じるというふうな返事ももらっております。

また、当然、徳之島が世界遺産に自然遺産に認定されておりますので、そういったことも含めて事情も申し上げました。今後また、こういうふうなことが起きないように、事前にある程度方法は農林水産課担当者レベルで考えながら、今後もこういった事前の防除というか、防御ができないかは要望して、県・国のほうに要望していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○7番（富田良一君）

ぜひお願いしたいと思いますが、沖縄県では発生した話が聞かれないんですけど、どのような対策をしているのか分かりませんか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

はっきりとお答えはできないんですけども、記憶をたどると、たしか、事前へのこういったテックス板等の防除は実施されているというようなお答えは、話は聞いております。

○7番（富田良一君）

毎年対策費として予算がついているという話も聞かれますけど、徳之島でも事前にそういう対策ができないのか、個人的に。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

予算は発生したときに、後で補正みたいな形で非常に出てくると、防除の形で。当初からやるような予算はないものですから、先般、県の方に要望して、そういったことができないかということを考えています。

実際に、やはり自然遺産を抱えている分、どうしても薬剤散布、環境を考えたときにできない部分が非常に多くあります、徳之島のほうに。そこら辺も考慮して、そこら辺は県のほうも考えていただいて、環境と農家の農業所得を守るために、知恵を出してもらえないかなと思っ、またそれに対して協力もらえないかなということは今後も続けていきたいと思えます。

○7番（富田良一君）

その予算の話ですが、奄振交付金で、町長できないか、今後は。どうですか。

○町長（高岡秀規君）

被害等々につきましては、別途事業があろうかというふうに思いますが、奄振事業でできるかどうかについては、農業振興ということから、広い分野で見た場合はその可能性はあるのかなというふうに思いますので、国交省等々にまたしっかりと対象になるのかどうかについては聞いてみたいというふうに思います。

○7番（富田良一君）

奄美全体のことでですので、をぜひお願いしたいと思えます。

次に、対象作物についてですが、移動規制がかかった場合、その対象となる作物はどのようなものがありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

品目となると数限りなくあるものですから、かいつまんで、徳之島に関わる主なものを。対象作物については、徳之島地域で生産されるものから例を挙げますと、タンカン、ポンカン、スモモ、パッションフルーツ、バナナ、これは青いうちのやつは省くこととなりますけれども、パパイヤ、マンゴー、ドラゴンフルーツ、ピタヤです。その他かんきつ系の果物、またトマト、ミニトマト、ピーマン、ナス等の野菜も対象となっております。

これ以外に、意外なものを申しますと、恐らくというか、このほうでトウガラシ属植物も入っている場所でピーマンが入っておりますので、そういったものも関わってきますので、恐らく全面的にそういったものが対象になると思えます。

○7番（富田良一君）

まだほかにもいっぱいあります。果物類、果菜類あると思います。そこで、対象になっているパパイヤ、これ青パパイヤの実がまだ熟していない固いやつは大丈夫だという話も聞いたんですけど、青バナナ。シークワサーなんかも固いうちはどうなんでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

申し訳ありません。はっきりは申し上げられないんですけども、調査してまた調べて、確かに青バナナ、成熟していない生バナナの青果物は除くというふうになっておりますので、そういったものに関しても後日報告したいと思います。パパイヤについても。その他よろしいでしょうか。

○7番（富田良一君）

今後、これはもうずっと付き合わないといけないあれですので、移動規制が万が一かかった場合、この作物に対しての補償はどうなっているのかちょっと伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

補償については制度化されたものではありません。ありませんが、1つの事例を挙げると、平成27年度、奄美大島などで実施された緊急防除においては、県は対象果実の買上げ基準や買上げ単価を決定する評価会を開催し、市町村に委託して規制植物の買上げ、廃棄処分を実施しております。

以上です。

○7番（富田良一君）

まあ、国、県が入らないとちょっとあれですね。じゃあ、もし国、県が補償しない場合、その場合は町としてどのように考えておられるのか。

○農林水産課長（高城博也君）

国、県が入らない場合はというか、参考までに申しますと、買上げ単価については品目ごとに単価設定されておりますので、奄美大島だから出たとか徳之島だから出ないというのは僕はあり得ない、今の判断で言いますとあり得ないところではないかなと思っています。ですから、単価基準がある分に関しては恐らく対処してくれるものだと思います。

万が一、そういったものがなければ、やはり加工品等を対象に回さざるを得ない状況が生じますので、それに関しましては十分な対策を準備というか、ある程度の町の準備は必要ではないかなと思っておりますし、これに関しても、それが少しでも緩和できるような設備等はある程度準備して、整備というか、大きな整備は過剰投資になりますので、それが来ても、ある程度緊急対応ができるような対策は打っていく予定であります。

○7番（富田良一君）

今課長からありましたが、町長。

○町長（高岡秀規君）

移動規制というのは国策でもあるので、補助が出ないというのは考えられないのではないかなというふうに思います。以前も、支援策が出た場合に、多少は美農里館のほうで受け付けるというものを用意はしてたんですけども、結果的に廃棄処分のほうが結果的には農家にとってはよかったということですので、単価等についてもしっかりと、国との調整は必要だというふうに思いますので、もし足りない場合についてはしっかりと町が支えていこうかなというふうに考えておりました。

○7番（富田良一君）

はい、分かりました。

次に、周知についてですが、町民に対してどのような周知をしておられるのか。その防災無線と広報等でも出していると思いますが、ほかに何かあれば。

○農林水産課長（高城博也君）

町民に対しての周知は、富田議員がおっしゃるように、防災無線、広報等で行っております。また、発生した地域の住民説明会を開いて、周知を、防除の協力依頼、説明、先ほども言ったように、品目がこれだけ深刻な品目があるということを十分そこで説明して、協力依頼をもらっております。

今後とも、できればホームページ等も使いながら、広くこうやってできればなと思っております。

○7番（富田良一君）

テックス板についてなんですが、みんなが皆知っているとは言えない、知らない人もいます。はっきり言って、どのようなものか詳しく説明いただけませんか。

○農林水産課長（高城博也君）

テックス板とは、誘引して薬剤を染み込ませてある木片というか、合成したやつがあるんですけども、それに誘引してミカンコミバエを誘殺するというふうなものであります。

木片には薬品の名称はユーゲサイドDというのを浸透させております。使用方法といたしましては、樹木に下げたり、今回に関しては木の木片を散布、ヘリによりやっている。なかなか徳之島の人に関しては、航空防除となると、以前のさとうきびの航空防除のイメージが強くて、全部壊れて、この間で散布するんじゃないかというイメージをとられがちなんですけど、そこら辺はちゃんと、この場を借りて理解してもらいたいなと思っております。あくまでも木片をヘリコプターの上からこうやって一定の間隔を持って落下して落とす。

それについては、当然木片なんで、薬剤としては2か月から3か月である程度の効果がなくなりますので、また木片として環境にも考慮した形で、ある程度こうやって自然に腐敗してな

くなっていくというふうなものでありますので、当然、散布するときには河川、自然遺産、当然住居ですね、そこら辺は外して、まかないようにしていますし、なおかつ、畜産の牧草地等にも、危険ある程度あればそこは外してやっています。

ですから、正直言って、今回、役場職員、柑橘生産組合にすごい協力をもらってやっているんですけども、航空防除でも何千万、何万枚というふうなまけない箇所が今回出ます。そういったものに関して、職員等が回って、ぎりぎりまで、山間部の近くまで行ってやっているというふうな現状があります。

ですから、住民の皆様にも、そういったものもこのテックス板というふうなものに関してある程度、あれ薬剤としては刺激臭があり、ある程度劇薬でもありますので、そこら辺十分注意していただいて、認識していただきたいと思います。

今後、また先ほども富田議員のほうからおっしゃったように、やはり周知して、でき得る限りみんなにその内容が分かっていたいただいて、その注意すべきものはちゃんと注意していただくというふうな形を取りたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

#### ○7番（富田良一君）

その劇薬が使われているということですので、やはり危険性もないとは言えません。そのテックス板については、幼児や子供たちへの周知、一番大事ではないかと思えます。自分たちも小さい頃に遊んだ覚えがありますので、食べたことはないけれども、今まででそういう何かあったという話は聞かないんですけど、万が一のことを考えると、幼児や子供たちの周知していただきたいと。学校や家庭で実物を見せて、子供たちにちゃんとできるように、その周知もお願いしたいと思えます。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

私も教育委員会にいたので、そこら辺のほうはもう十分感じておりますけれども、また、方法によっては、子供たちというのは興味本位で触ってしまう。それをどのように説明するかによって全然違ってくるんじゃないかなと思っている。これが言われているやつとか言って、逆に引きつけてしまうというのも懸念されますので、ここら辺は十分注意して、教育委員会サイドと話を密にして進めていきたいと思えますので。

また、当然一番大事なのは親御さんが認識をしていただくのがまず肝心ではないかなと思えますので、そこら辺を含めた上で、教育委員会と相談しながら、どういった方法があるのか、それによってそういった周知を考えたいと思えます。

#### ○7番（富田良一君）

ぜひ、いろいろ事故が起きる前によろしく願いしたいと思えます。

最後に、2015年の先ほどのあれですが、奄美大島みたいにならないように、早急な対応をお願いしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開します。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの富田議員の一般質問で、高城農林水産課長より答弁があります。

○農林水産課長（高城博也君）

午前中の富田議員の御質問で、パパイアの青いやつは大丈夫かと、シーミカンの青いやつは大丈夫かということがありましたので、パパイアの青いもの、シーミカンの表皮の青い固いやつですね。大丈夫だという、取りあえず、果実等に関しては、表皮の固いやつは大丈夫だというふうな認識であれば大丈夫かなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

次に、福岡兵八郎議員の一般質問を許可します。

○14番（福岡兵八郎君）

皆さん、こんにちは。

今回は昼一番を狙っていましたので、思いどおりになってよかったです。

今、岩手県と岡山県から3人のお客様が見えております。グローバルギャップの内部検査で来ているんですが、今学習センターで、農家も集まって今勉強会をしております。やはりこれからの時代に向けて、作るだけじゃなくて、消費者に安心・安全を与えるために、グローバルギャップ、取得する。それは輸出もできるわけでありますので、やはり徳之島の農家を一流に育ててほしいという願いがあります。そして、道をつくっておきますと、これから若い人たちが農業後継者としてしたときに、その時代に十分羽ばたいていけるような道づくりであります。

その休憩時間に意見交換をいたしました。私は道の駅「とくのしま」の話をしました。そうしたら、この、今来られている講師の方は、全国津々浦々、審査または産地育成で一生懸命しておられる方で、すごく情報を持っておられる方でした。その講師の話によりますと、令和6年8月現在、1,221か所のある道の駅の中で、最優秀道の駅は福岡県の糸島にある道の駅伊都菜彩の紹介をしていただきました。来客は平日3,000人、日曜日は5,000人、売上げが1週間で約1億、年間42億9,000万円ぐらいが常時、毎年実績が出ているということでありました。

農産物も含めた食品の出品者が1,500人、農村部であるけれども、近くに大消費地があるという地理的条件もあるけれども、やはり品物の鮮度がいいとか、いろんな消費者の心をつかんでいるわけです。そして、その担当者の斬新な仕掛けがあるということでありました。

また、大事なことは、これから道の駅「とくのしま」が、農産物はもちろん、商品を販売、加工品もあるでしょうけども、加工品に対しては、やはり保険、PL保険をしっかりとつけるべきだと、掛けるべきだという話もしてありました。

そしてもう一つは、全国的に、直売所の大きな問題は、農産物の残留農薬の問題があるとのことでもあります。

今、島にもその無人市場というのはあるけれども、その個々の調査はしませんが、大きくなりますと地元保健所が抜き打ちで検査をして、もし違反が出たら厚労省に報告をする。厚労省からその生産者に、回収しなさいという命令が来る。その費用負担はみんな生産者が負担するわけでありまして。

ですので、その学校給食にしてもそうですが、野菜部会があります。それから、道の駅に出すにしても、やはり野菜を作る。その法律にのっとった栽培がされているかどうか、そういうのはちゃんと研修会をして、研修をした人はその資格があるというような今後そういう指導も大事ではないでしょうか。

今、消費者が感じる食品への不安は、偽装表示問題、残留農薬、汚染物質、食品添加物、遺伝子組み換え食品等々、不安材料がいっぱい山積しております。また、成長盛りの子供たちにとっても、健全な食生活を送ることは健康な心身を育むために欠かせないもので、子供たちの世界でも食生活の乱れは深刻極まりない。甘くて好きなものだけを求めるため、栄養の偏りで、根気がない、よく切れる、ひきこもり、登校拒否、発達障害等々社会問題化している現状にあります。また、朝食の欠食も大きな問題となっております。

令和元年のスポーツ庁による全国運動能力、運動習慣等調査で、毎日朝食をしっかりとる子供はペーパーテストの得点が高く、運動能力も高い傾向にあるとのデータがあります。

2005年に、国を挙げて食育に取り組むとして食育基本法が制定されて20年にもなりますが、いまだこの課題は山積しているということでもあります。私たち大人が真剣に食育に立ち向かうことが今、喫緊の課題ではないかと思っております。

午前中の議会で、高岡町長が、食が大事だということをおっしゃいました。非常にうれしかったわけですが、知育・徳育・体育の前に、分母には食育があるということをみんなが忘れて、今、広田議員が出してございました登校拒否、過去最多だということテレビでも言うておりましたが、専門家のいろんな議論の中で、ただ補助金をもっと出してそういう施設をつくるべきだとかいう話ばかりですが、その中で、食育という、語る人、一人もいなかったですよ。食育を語る人も一人もいなかった。これがやはり大人にも大きな責任があるのではないのでしょうか。

では、早速、14番、福岡が、通告の5項目について質問をいたします。町長並びに主管課長の明快な答弁をお願いいたします。

まず1番目、児童生徒の健全育成の視点から、まず、学校給食にゲノム編集を含む遺伝子組み換え食品を使わない条例の制定についての提案であります。

これは、生協関係を中心にしたところは絶対反対、そのまた逆は、どこに問題があるの、どこに危険があるのという水かけ論で今、末端では議論されておりますけれども、町当局の見解をまず伺います。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

福岡議員の御質問にお答えいたします。

ゲノム編集とは、酵素のはさみを使ってゲノムを構成するDNAを切断し、遺伝子を書き換える技術です。従来の遺伝子組み換えと比較して、安全に、そして狙った遺伝子を編集できる技術として農業や水産業で応用が進んでいます。

また、遺伝子が要因となる疾患の治療など、さらなる応用が期待されている技術であります。

また遺伝子組み換えとは、生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術です。ゲノム編集と遺伝子組み換えの違いといたしましては、遺伝子組み換え技術は特定の遺伝子のみを組み込む技術であり、ゲノム編集は特定の遺伝子のみを編集する技術となっております。

ゲノム編集技術におけるメリットとしては、特定の遺伝子に突然変異を起こさせ、目的の性質を持つ品質を効果的に作る点です。目的の突然変異が起こるまで待ったり、何度も交配を繰り返したりすることに比べて大幅に時間を短縮することができます。デメリットとしては、ゲノム編集技術は病気の治療や食料問題の解決に対する希望を持たせていますが、その一方で解決すべき大きな課題があります。特に倫理的な課題、長期的な影響の不明確さ、そして技術のミスニュースの危険性が大きな懸念材料となっております。

遺伝子組み換えの技術としてのメリットは、農業の省力・低コスト化を実現、低農薬・高機能な食品を取ることができます。世界的な飢餓の解消や環境問題につながる食料不足や栄養不足の改善などに貢献している事実がある反面、デメリットとして、その他の作物への影響、雑草などの交配による環境破壊、より強い害虫の出現などによる生物多様性の影響、アレルギーの誘発、長期的接種による子孫への影響などが懸念されます。

これらのことにより各技術とも食料問題の解決に対する新しい技術ではありますが、まだ新しい技術であるため、長期的な影響の不透明さや環境に対する影響等についても懸念があります。

条例制定に関しましては、まだまだ技術に関する研究や情報収集が必要と考えられますので、制定に関して給食センター運営協議会等で協議をして慎重に検討を進めてまいります。

以上です。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。

今言うメリット・デメリットがあるわけですね。だから、それで科学的に絶対だめだとか危険だとかいうことも言えないし、絶対安全だということも言えないというのが現状だと思うんですが、町長、現時点で町長の考えはいかがでしょうか。

#### ○町長（高岡秀規君）

今、課長のほうからも答弁ありましたように、どうしてもデメリットはあるということです。そのデメリットの内容としては、なかなか子供たちの給食、食の影響を考えますと使うべきではないのかなというふうに今考えておりますので、今話がありましたように、給食センターの運営委員会等で協議を進め、今現在は使っていないようですので、使わない方向で考えていきたいというふうに思います。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

私がいつも思うことは、本町は、全国唯一健康の町宣言なんですね。だから、ほかの地域等のモデルとなるようにすべきだということで、ちょっと疑わしきはやはり進めていくという、そういう交通整理をしっかりとしていくべきだなと思っております。

今、雑草との交配とありましたが、今徳之島で、さとうきびはもう除草剤を使わないとできないんですけれども、除草剤が効かない草が出てきているようですね。木化する。置いておけばもう木化していくという木が、草が除草剤かけても効かない。それはもう手で取るしかないんですが、島の雑草と交配したときに、もう工業製品ですから、除草剤使えないわけですよ。かけても効かないという考えられるわけですね。そうしますと、島の産業が非常に大きな過渡期を迎えるんじゃないかなという心配もあります。

しかし、今、最近の除草剤というのは、もちろん1週間ぐらいで水と空気に分解しますので、環境問題も全て非常に心配はする必要はない。例えばドクちゃん、ベトちゃんがベトナムで米軍が使ったああいう時代とは違いましてね、大分改善はされておりますけれども、牛の雑草も飼料、粗飼料も、中国や外国から入るわけですが、それにも遺伝子組み換えが入っている。島の雑草と交配をする、そういう抵抗力の強いものが反映していったときに、今先ほどの特殊病害も一緒であります。非常にしっかりと情報を持って取り組まないと、ほっておきますと手遅れになるというおそれがありますので、今の条例制定はどうでしょうかということで、ぜひすべきだとは言っておりません。御検討くださいということで今回はしておきたいと思いますので、ぜひ前向きにいっぱい議論して、賛成派、反対派入れてね、とにかく議論して、その専門家もとにかく呼んで、そして方向性を見出していきたいなと思っております。

2番目行きます。鹿児島県の予算の中で、私たち離島には、例えば徳之島には県の医療費をどれぐらいつぎ込まれているのかという、なかなか分からないわけです。ですので、(1)県費における離島医療費助成措置、具体的にはどういうのに使われているのか、金額としてどれぐらい使われているのかちょっと教えていただけませんか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

介護福祉課での県費による補助助成などで実施している医療関連事業は、障害者に対する医療給付事業、また独り親に対する医療費助成事業、重度の心身障害を持つ者であったり障害児であったりに対する医療費助成事業、また子ども医療費助成事業、こちらは非課税世帯は18歳未満まで、就学児は、来年度からは未就学児までの事業があります。これらの令和6年度予算ベースで今の4つの事業を合わせてよろしいでしょうか。合わせますと、県補助金の合計は2,743万8,000円となっております。

介護福祉課からは以上です。

○健康増進課長（吉田 忍君）

健康増進課からお答えいたします。

健康増進課における県費を活用した医療関係経費につきましては、令和6年度予算ベースで県負担金及び補助金合計で8,547万3,000円、全体で11の事業を実施しているところですが、主な事業といたしましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険基盤安定事業、そして、未熟児養育医療事業、健康増進事業、令和6年度新規事業といたしまして、遠方の分娩取扱施設への交通費等支援事業などとなっております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。

今課、2つですか。ほかには別はないわけですね。

それにしてもちょっと何か少ないなと気がいたしますが、やはり県の予算も十分獲得をして、先ほどおっしゃいました項目一つ一つ充実強化を図っていただきたいなと思っております。

その2番目、島外医療受診者への旅費助成について伺います。

隣の町、伊仙町、天城町も一応しているわけですが、私は比較をするつもりはありません。比較をするつもりもありませんし、あそこが無償化しているからこっちもしなさいとかいう気持ちは一つもないんです。

今、確かに医療機関も大分一生懸命頑張っていておられますが、どうしても島外に行かないといけない、あるんです。私も1回付添い鹿大の病院に行ったんですが、もう甲子園みたいに人いっぱいなんです。こんなにもおられるのかなとびっくりしましたが、その中で、島の人、知っている人もずっとこうしてあってね、みんな付添いがついて来ているわけですね。今、飛行機や船で行って、ホテルに泊まって、それから天文館からまたその病院までタクシーで行ったり、交通便も非常にないわけですよ。帰るにはバスがあったりするんだけど行くにはもうタクシーで行ったりとか、それが1日2日じゃないわけです。そして、また帰ってきて、また

定期的に行かないといけないとか、すごく負担がかかっているわけです。これを最優先しないといけませんので、この件について見解を伺います。

#### ○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

まず、介護福祉課が、今、現状実施している旅費助成制度についてお答えいたします。

まず、ふうぐわ療育旅費助成制度というのがございます。こちらは18歳未満の子供の旅費でございますけれども、療育手帳の交付を受けた者、また身体障害者手帳の交付を受けた者、また、島内での治療が困難であるということで町長が該当すると認められた者に対して旅費を助成するものでございます。こちらは年6回を限度としまして、航空・船舶の実費、また宿泊費の合計の3分の2を助成するということになっております。こちらは県のほうの制度が、制度改正がありまして、10月1日から適用されているところでございます。ちなみに、1泊というのは5,000円という限度額がございます。

そのほかでありますけれども、心身障害者の施設住所者訪問旅費ということで、施設に入所している子供等に会いに行く世帯の方に対する旅費を助成するという訪問旅費でございしますが、年2回、2分の1、船舶等の旅費の実費に対して助成しております。

次に、町指定難病者旅費助成金交付事業でございまして、こちらは指定難病とされている者に対する方が島外へ受診されるときに助成しております。年2回を限度としております。こちらは航空運賃、船舶の全額、宿泊料については1泊につき6,000円以内ですが、3泊を限度としています。

もう一つは、徳之島町の臓器移植手術等旅費助成金交付事業ということで、臓器移植、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓等、そういった移植で島外のほうで手術を受ける場合の旅費を全額、航空運賃、船舶料金が全額で、宿泊料は1泊につき6,000円以内で3泊を限度としたものがございます。それぞれ付添いの方まで、1名まで含まれているものでございます。

以上です。

#### ○健康増進課長（吉田 忍君）

健康増進課の方で旅費助成をしているものの現状についてお答えいたします。

まず、先ほど令和6年度新規でございしますが、遠方の分娩取扱施設への交通費等支援事業、こちらの方は医学的な理由で島外にある周産期医療センターでの出産が必要な妊婦さんに対し、航空運賃や宿泊費のほうを上限を設けて助成するところです。

今現在、相談も2件ほど来ておりますが、産後の申請となりますので、実績はゼロでございます。こちらのほう、補助割合としましては国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっております。

続きまして、離島地域不妊治療支援事業、こちらのほうも島外のほうで対外受精や顕微鏡受

精を実施する医療機関、これが島内にはないため、島外で行う不妊治療をされる町民に対しての助成になっております。こちらのほうは、鹿児島県2分の1、市町村2分の1。参考までに令和5年度実績は、延べ12件となっております。

3つ目が町単独事業になりますが、ハイリスク妊婦乳児支援事業としまして、医学的な理由で島外の、先ほどもありましたが、周産期医療センターへの出産前の受診が必要とされる妊婦さんへの交通費助成になっております。

また、緊急搬送等で島外で出生し、定期的に島外の医療機関へのフォロー受診が必要とされた乳児及びその保護者に対して、受診に係る交通費、宿泊費を助成しているところです。こちらのほうは町単独です。令和5年度の実績は延べ12件となっております。

以上です。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

今、吉田課長、上限を設けておりますということで、その上限というのをちょっと説明。

#### ○健康増進課長（吉田 忍君）

1番目に御説明いたしました遠方のほうの部分につきましては、まずこれは県の基準がありまして、航空機等の運賃に0.8を乗じた額、まずこちらのほうが航空機の補助基準になっております。宿泊費につきましては、8,000円を上限として、実費から2,000円を引いた金額となっているところでございます。

次の離島地域不妊治療につきましては、交通費につきましては航空機、船舶ともに離島割引運賃を上限にしております。宿泊費につきましては1泊5,000円を上限としております。

3番目のハイリスクにつきましても、先ほどの不妊治療と同じ基準としております。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

はい、分かりました。いいなという感じがしましたけれど、これは町民の皆様へのどのようにして啓発されていますか。

#### ○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

ホームページ等にも掲載されておりますけれども、広報等でもその時々しております。

また、制度改正、ふうぐわにつきましては、10月から制度改正になりましたので、それについても前もって広報等をしているところでございます。

以上です。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

それと、島内で医療機関にかかって、それから紹介されていくというのが多いんですが、やはり病院の待合室で、こうして見れるようなそういうのも大事じゃないでしょうか。皆さんずっとこうして見るわけですよ。その辺のところを広報紙やホームページはすることはしておら

れると思うんだけど、その辺のところもちょっと細かく、町民の皆様に、こうしていますよと、ちょっと分かるようにしていただきたいと思いますなと思っております。

3番目、コミュニティ事業ですが、一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するというのが趣旨でございますが、事業がいろいろ種類がございますね。コミュニティ助成事業は次の各事業から、一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業です。それから、青少年育成助成事業、地域づくり助成事業、地域の芸術環境づくり助成事業、地域国際化推進助成事業などなどありますが、本町における過去5年間のまず実績を教えてください。

○社会教育課長（安田 誠君）

福岡議員の御質問にお答えします。

私のほうからは過去5年間の一般コミュニティ事業の実績についてお答えいたします。

令和2年度は手々集落が、令和3年度は亀徳集落と中区集落、令和4年度、池間集落と反川集落、令和5年度は井之川集落、令和6年度は畦集落が採択され、事業を実施しております。

一般財団法人自治総合センターからの助成金については、全て限度額いっぱいの250万円を活用させていただいております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

これは、抽せんで当たった場合は受けるというのを聞いていたんだけど、本町においては毎年もう入れているわけですね。

○社会教育課長（安田 誠君）

毎年県の方から申請の手続を取るような案内が来た時点で、各自治会のほうに案内をかけて、うちのほうでは南部と北部を交互に、県のほうへ申請しております。

○14番（福岡兵八郎君）

もちろん、南部と北部と分けていいんだけど、徳之島町としては毎年採択されているということですか。

○社会教育課長（安田 誠君）

毎年採択されております。

○14番（福岡兵八郎君）

ある町村で、うちは毎年当たっているよと言って自慢した人がいましたので、私は担当者から、これは抽せんで当たるか当たらないか分かりませんよというのはちょっと意識があった

ものですから、どこに違いがあるかなと思ってちょっと確認したかったんですけども、今課長の答弁では、毎年あるんだということでありますので、別にそれ以上お尋ねすることはありませんが、今各集落から手々から南原まで、どのような要望が来ていますか。

○社会教育課長（安田 誠君）

主なものについてお答えしますが、それぞれ公民館で利用するエアコンだったり、それからカラオケセットであったり、あと会議テーブル、長机だったりパイプ椅子等が主なものになっております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

例えば、複数の集落から要望がありました。それは、じゃ、あとどこにするかという選定はどういう方法がありますか。

○社会教育課長（安田 誠君）

過去の助成を、事業実施した実績だったりだとか、あと申請回数、提出されない校区とかもありますので、そういったのを加味して、総合的に担当者と協議して決定しております。

○14番（福岡兵八郎君）

担当者と課長と協議して決めるということですか。

○社会教育課長（安田 誠君）

はい、県のほうに申請するのは、県のほうから上限数が必ず毎年決められてきまして、例えば徳之島町から県に申請する時点で、今年は2件、ある年は3件までだったりとかという形で上限が設けられてきますので、それを南部と北部という形で交互の形で申請が上がったところを、過去の実績等を踏まえた上で県のほうに申請しております。

○14番（福岡兵八郎君）

私がお尋ねしていることは、例えば複数来たときに、2件申請しましたが1件採択になりました。じゃ、集落から3件、3集落から来ました。そのときに1集落決めるためには審査委員会とかいうのがあってするのか、担当と課長で話し合っていて決めているのかということですよ。どういう決め方をしているかということ。

○社会教育課長（安田 誠君）

3集落が上がった場合、北部から3集落が上がった場合も先ほど申し上げたとおり、過去の採択実績だったりとかを踏まえた上で、担当者と私のほうで検討して審査しております。別に委員会とかに設けているわけではありません。

○14番（福岡兵八郎君）

何で審査委員会とか設けないんですか。課長と担当だけで話し合っていて、じゃ、あそこにしようとか。じゃなくて、公に審査委員会でちゃんと決めて決定しましたとか、そういうのが大事

じゃないでしょうか。

#### ○社会教育課長（安田 誠君）

おっしゃるとおりだと思いますので、今後またそれについては自治公民館の連絡会議等でまた協議して、またその決定に至るまでの流れとかをまた検討していきたいと思います。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

問題はそこなんです。そこをやはり公に、全員で審査しました。こういう理由で、いろんな今課長おっしゃいました過去の実績なり取組なり申請数なり、いろんな条件を持って、審査委員会で検討した結果、こうでしたという、そういう報告ができるようなやり方がいいんじゃないかなということでもありますので、課長が今前向きに考えておられるということでもありますから、ぜひ、私たちも、ああ、こういうことらしいよという答えられるように、あれは課長と係長で決めているから、あの2人と友達になったほうがいいよとか、そういうことじゃなくて、やはり公に検討して決めましたというのをしていただきたいと思うわけでもあります。

4番目、環境整備ですが、これは私の身近な方が美農里館の前で交通事故しました。それで、お2人とも知ってたわけですが、本人に聞きますと、徳和瀬からずっとこう美農里館のほうに向かってきますと、県道横の大木があって、枝がずっとかさばっていてその先が見えないんです。だから、そばまで来るともちろん見えるんですけども、あそこがちょうどスピードを出しやすいところでありまして、それで、それからまたほかのところも見ますと、もう県道に枝がずっとこう雑木の枝がかさばって、かさばっているというんでしょうか、ありますので、これは切った方がいいなという感情を持ったものですから、これを出したわけですけども、事故がなければ気がついてないと思います。実際起きたものですから、気をつけて見ましたら、やっぱり必要だなと思って出したんですが、見解をお願いいたします。

#### ○建設課長（作城なおみ君）

お答えいたします。

美農里館前の県道沿いの大木につきまして、徳之島事務所建設課のほうに確認しましたところ、年間管理委託業者と日程の調整を行い、車道に枝が茂っていて車両の通行に支障がある部分の伐採をしていただけるということになっております。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。できるだけ早くお願いしたいと思います。

では5番目、最後になりますが、令和6年度、4分の1四半期まだ残されているわけですが、令和6年度当初予算設定するに当たっては、本年度の主な予算、東天城中学校建設事業、本当に素晴らしいのが今できております。それから、健康の森総合運動公園、プールの改修事業、徳之島世界自然遺産センター管理運営事業、道の駅「とくのしま」管理運営事業など、ハードな大きなのがたくさんありました。

スタートは87億8,710万円でスタートしているわけですが、いろいろ民生費、教育費、総務費等、特別なプロジェクトがない限りは、大体比率としては同じような比率で来ておりますけれども、これから観光客を呼ぼうと、特別呼ぶためには総務費でどれくらい計上していこうかとか、これから予算の要望事項の整理、受付で入ると思いますが、令和7年度について、主な事業計画、大きなプロジェクトがあるのかどうか。令和6年度を検証しながら、7年度に向けていろいろ考えておられると思います。

しかし、町民の皆様は広報紙で挙げてますから、非常に町民の皆様、一人一人皆さん、今しっかりと見ていただいていると思うんですけども、本当に一人当たり使われる額、民生費17万7,360円、教育費16万4,475円、総務費が14万2,563円、農林水産費9万2,760円、衛生費9万2,096円、歳費は公債費もあるわけですが、土木、消防、商工費、議会費はもちろん、一人当たりのやはり使われている金額88万8,663円、令和6年スタートの時点であるわけですが、もちろん、補正を含めるとそれよりももちろん上がってくるわけですが、6年度の決算でまた確認をしたいと思いますが、令和7年度の事業に向けて、ひとつの事業の計画、今分かっている分についてお尋ねいたします。

#### ○企画課長（中島友記君）

福岡議員の質問にお答えいたします。

この件につきましては、令和7年度事業ということで各課のほうには一応、今議員の言われました6年度の事業を振り返って7年度事業の計画についてということで確認をしましたので、私のほうで取りまとめて答弁させていただきます。

まず、学校教育関連施設についてですが、先日、東天城中学校新校舎が完成いたしました。引き続き、令和6年度事業で旧校舎の解体工事を行います。令和7年度は、プール新築工事、外構工事、グラウンド整備を実施する予定です。

現在建設中の子ども第三の居場所については、令和7年2月末を完成予定としております。

奄美群島成長戦略振興交付金を活用した事業といたしまして、徳之島町ふるさと留学制度事業、海外語学留学事業、ICT・IoT活用教育推進事業、新しい時代にふさわしい教育推進事業を継続し、令和7年度は給食費の地域振興券での還元を予定しております。

学校給食センターについては、徳之島町学校教育センター建設推進協議会において協議を重ね、令和7年度以降の方向性を固めてまいります。

次に、農業の振興に係る事業といたしまして、令和6年度に引き続き堆肥センター機能向上整備事業、奄振事業活用によります新規漁業者育成事業の継続、新規事業として畜産堆肥舎棟整備事業、環境保全型農業推進事業について進めます。

農地基盤整備については、県営畑総事業、多面的機能支払交付金事業の継続により、施設の機能維持及び近代的な営農の実現のための基盤整備を進めます。

また、農地利用や管理事業については農業委員会において利用促進に努めてまいります。

観光の振興に係る事業については、県と連携した海の玄関口である亀徳新港周辺の魅力ある観光地づくり事業や、奄美トレイルと関連づけた観光地整備を進めてまいります。商工業の振興、雇用の確保に係る事業については、商工会育成事業やプレミアム商品券に対する助成や、わっきゃぬシマのさばくり事業、地域活性化起業人事業の継続により、地産地消による島内消費の拡大、地元企業や飲食業、地域の活性化につなげてまいります。

また、特定地域づくり事業協同組合の設立を推進し、移住・定住者の雇用の確保に努めてまいります。

子育て支援・児童福祉に関する事業については、合計特殊出生率日本一の町として出生祝金事業、われんきゃポイント事業、地域子育て支援拠点事業等、これまでの子育て施策の継続とNPO法人や家庭教育支援チームとの連携をさらに深め、誰もが幸せを感じるまちづくりを目指します。

自然環境生態系保護保全に関する事業については、アマミノクロウサギロードキル対策や食害対策、外来種対策や猫対策事業、海岸漂着物等地域対策推進事業を継続予定であります。

循環型社会への推進に関する事業としましては、再生可能エネルギー導入促進事業を活用し、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入検討を進めてまいります。

道路、下水道、公園、公営住宅整備事業については、社会資本総合交付金及び防災安全社会資本整備交付金事業により、亀津地区の道路、下水道整備、各地区の橋梁補修工事を実施予定、また、総合運動公園のプール施設の改修や公営住宅ストック総合改善事業、地籍調査については、畦、徳和瀬、亀徳地区を実施予定であります。

水道事業については、生活基盤施設耐震化等交付金事業により、老朽化による漏水等の多発している管路の更新を進めていきます。

花徳支所においては、北部地区空き家流動化推進事業により、サブリース式の空き家の有効活用を推進し、企画課では、町内全域を対象とした空き家対策総合支援を継続し、令和7年度は空き家の所有者特定並びに空き家対策計画策定を進めてまいりたいと考えております。

生涯学習の振興といたしましては、奄振事業を活用した徳之島劇団事業、ふるさと納税を活用したインターシップ教育事業等を継続予定であります。

地域防災といたしまして、地域防災の充実といたしましては、指定緊急避難場所トイレ整備事業により、避難時の公衆トイレの整備を進めてまいります。

また、集落活性化補助金を活用した地域の元気づくりに取り組んでまいりたいと思います。

令和7年度の主な事業といたしましては以上となりますが、今後も、地方創生を念頭に、国庫補助金、また令和6年度から新たな拡充のあった奄美群島振興開発交付金、成長戦略推進交付金、県事業ふるさと納税活用事業をフルに活用して、「帰りたい島・住みたいまちづくり」

に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

企画課長のほうで大体ほかの課をまとめていただきました。ありがとうございます。

恐らく90億に満たない予算になろうかと思えますし、自主財源二十二、三%でしょうと思えますけれども、ソフト事業についてはまだいっぱいあります。幼児、学校教育、それから農業振興、水産業、商工業、産業創出、それから障害者・高齢者福祉、住環境などいっぱいありますが、今日は時間の都合でここまでしませんが、2つだけお尋ねしたいんです。

新たな産業創出と雇用の確保の部門で、わっきゃぬシマさばくり事業ですが、この事業について、現状について伺います。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

わっきゃぬシマのさばくり事業につきましては、これは令和5年度からふるさと納税を活用した事業として実施しております。本事業の目的は、第6次徳之島町総合計画に基づき、民間事業者からの独創的なアイデアや、既に有する資源等に基づく提案事業への資金助成を実施して、島おこしへのチャレンジを支援するということを目的としております。

令和5年度の実績といたしましては、事業の拡大型が4件、立ち上がり支援型が3件、空き家等改修型が2件の計9件、令和6年度につきましては事業拡大型7件、立ち上がり支援型3件、空き家改修型3件の計13件が採択されており、地域の活性化につながっているものと感じております。

○14番（福岡兵八郎君）

令和5年は9件、申請は何件ぐらいでしたか。

○企画課長（中島友記君）

申請件数は16件になります。

○14番（福岡兵八郎君）

16件申請して9件決定したわけですね。その決定のプロセスというか、方法はどのように指定されていますか。

○企画課長（中島友記君）

これは、事業者による申請書を提出していただきまして、それで外部の知見者、有識者を交えた審査委員の下で、令和5年度、6名の審査委員の基準の組織で選定して、点数の高いものを採択している状況でございます。

○14番（福岡兵八郎君）

分かりました。これ以上は追及しませんが、有識者6名入れて点数で判断するということで

ありますね。面白い事業だと思しますので、ひとつ頑張っていたきたいなと思っております。

一通り終わりましたが、私たち議会もですが、町民の福祉と町政発展に寄与する、これが使命と責任であります。私たち議会ももちろん一生懸命やり、執行部と両輪のごとく、徳之島町がモデルとなって、一つ新しい時代に向けて多様化・高度化した中で、徳之島町がモデルとなって、ひとつまた職員の皆様の英知を結集して進めていければなど、大きく期待を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

### ○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。14時35分から再開します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

### ○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、宮之原剛議員の一般質問を許可します。

### ○3番（宮之原剛君）

議場の皆様、町民の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。

はや令和6年もあと20日余り、明年は2025年、1945年（昭和20年）の終戦より、戦後80年の大きな節目の年を迎えます。この節目を前に、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が今年のノーベル平和賞を受賞しました。まさに、今日が受賞式であります。

しかし、今もなおロシアのウクライナ侵攻をはじめ、各地で紛争が収まる気配はありませんが、このノーベル平和賞の意義は大きく、核なき世界、戦争のない世界の実現へ、唯一の戦争被爆国として今後の日本の平和外交に強く期待したいと思えます。

また、徳之島においては、日米共同訓練が実施されたり、近隣諸国の情勢からやむを得ない部分もあるかと思いますが、こういうときだからこそ、戦後80年の締めには核の脅威、不戦、戦争の悲惨さを語り継ぐ平和教育に、本町においても力を入れていくべきだと思います。

戦争と対局にあるのは平和、文化、教育であります。先日、12月の1日ですが、町文化会館30周年記念の、第6回目となる町民劇「ゆうなの樹の下で」が上演され、町長も出演していましたが、出演者の堂々たる演技に感動いたしました。日頃は一社会人として仕事をしながらのセリフ覚え、役作りはどれだけ大変な努力をされたことでしょうか。役場職員も多く携わっていたと聞いております。深く感謝をいたします。

島民劇に限らず、島では人口の割に音楽・ダンス・舞踊・絵画・写真・手芸・生け花・書道・短歌・工芸など、様々な文化芸術が盛んであります。文化のレベルはその国・地域の人間性のレベルのバロメーターと言われます。世界自然遺産という豊かな自然の中で育まれた島民

の豊かな人間性、個性が輝く文化のまち徳之島町の発展、交流のためにも、議会も行政も後押しをしていかなければならないと思うところであります。

それでは、令和6年12月第4回定例会において、議長の許可を得て、3番、公明党の宮之原剛が町民の皆様の声を、身近な問題から喫緊の課題まで、3項目にわたり一般質問をいたします。執行部の明快かつ簡潔な答弁をお願いいたします。

通告しました1項目めの町総合運動公園の施設整備について。(1)です。屋内運動場とトレーニングルームの利用状況についてお伺いいたします。

#### ○社会教育課長(安田 誠君)

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度からの3年間の屋内運動場及びトレーニング室の延べ利用者数についてお答えいたします。

まず、屋内運動場の延べ利用者数は、令和3年度5,063名、令和4年度5,049名、令和5年度5,803名となっております。トレーニング室の延べ利用者数は、令和3年度877名、令和4年度1,609名、令和5年度2,140名となっております。

令和5年度に屋内運動場及びトレーニング室の利用者数が増加しておりますが、こういった要因といたしましては、令和5年度から実績数に1月から3月までの野球合宿の利用者も加算しているために増加しております。

以上です。

#### ○3番(宮之原剛君)

過去3年間の利用状況でありますけれども、4年、5年度はトレーニングルーム、トレーニング室ですか、のほうも大分増えているということで、野球合宿ということだそうではありますが、ちなみに、屋内運動場とトレーニングルームの使用料を伺いたいと思います。

#### ○社会教育課長(安田 誠君)

お答えいたします。

まず、屋内運動場のほうからお答えいたします。小中高生は2時間以内の利用で1面、あそこ3面に分けられるんですが、1面利用で300円、2時間以上4時間未満で600円、8時間未満で1,200円。延長1時間につき500円となっております。続きまして、一般の方も同じ料金でございます。

トレーニング室につきまして、中高生の利用が9時から12時が300円、午後の13時から17時が300円、夜間の18時から22時が300円。一般の方につきましては午前の部9時から12時について400円、午後の1時から5時までは400円、夜間18時から22時まで400円となっております。

ちなみに、中学生につきましては、利用する場合は保護者同伴、または指導者の引率を必要とします。また、中学生については、夜間使用は不可としております。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

トレーニングルーム、トレーニング室、利用料も非常に安いと思います。私も何回か利用させていただきましたけれども、何百円という、4時間ぐらいで400円とか300円とかでしたので、非常に利用しやすい金額設定だと思います。

屋内運動場も全天候型で、いい施設で、大変いい施設であります。夏場は非常に、特にですが、夏場は特にシャワールームが欲しいという利用者からの声が多く聞こえます。

以前、去年、令和5年の12月議会で私が質問をしたときに、当時の課長は、今後検討していきたいということで答弁をいただいております。できれば、今の施設内に、もしくは水回りの設備のある近くトイレがありますよね、トレーニングルームの前の方に。近くの水回りが来ているトイレの施設に増設ということも含めて、このシャワールームの増設は考えられないのか、いかがでしょうか。

### ○社会教育課長（安田 誠君）

はい、お答えいたします。

シャワー施設設備についてですが、以前にも宮之原議員から質問があったということで、検討課題ということで聞いております。

新たにシャワー施設を増設するのは、現状としてはちょっと財政的にも難しいのではないかと考えています。また、室内のほうにシャワー室みたいなのを設置するのはもっとスペース的に難しいかなと思っております。

今現在、運動公園内にプールの管理棟とそれから陸上競技場の管理棟の方にシャワー設備がありますので、こちらの基本施設のほうを利活用できないかというふうに考えております。

### ○3番（宮之原剛君）

町内の各施設ですね、特に海岸沿いにある施設ですが、神嶺浜のトイレ、それから下久志のトイレ、それから東中前のトイレ、畦プリンスビーチ、それから山漁港のトイレにもシャワーがあります。山漁港にはないかなと思ったんですけど、ありました。手々公園のトイレにもシャワーが設備が整っております。ほとんどトイレにシャワー設備があります。この徳和瀬運動公園は、運動する公園でありますので、やはり運動した後は、夏場は特にシャワーが必要だと思います。

後ほど、政田議員のほうからも、管理棟のシャワーについての質問も出ておりますけども、そのトレーニングルーム、それから屋内運動場から管理棟までは距離もあります。ですので、近場に、水でいいですので、温水じゃなくても。水のシャワー施設はぜひ必要だと思います。一々汗だくになって、それからまた管理棟までも行ってくれと、またはプールのところまで行ってくれというのはちょっと、そこに水回りの施設があればそこにシャワーを増設するという

ことはどうにかならないのかなということ、安田新課長も、社会教育分野も経験が豊富でありますので、社会資本整備事業とかほかの補助事業の活用など、職員と知恵を出し合ってよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（安田 誠君）

今、議員がおっしゃるように、補助事業だったりとか活用できるものをまた探して、関係課と指定管理者ともに協議しながら検討していきたいと思ひます。

○3番（宮之原剛君）

公共施設の運営は、まず利用者の意見・要望に耳を傾けて、少しでも使い勝手のいい施設に改善していくことが大事だと思いますので、どうかよろしくお願ひをいたします。

それでは次に、2項目めに移ります。住みよいまちづくり環境整備についてということで、（1）です。これまでも富田議員も何回か質問しておりますが、亀津グリーンベルト「一万歩街道」のコース、写真がありますか、1番目。写真の1枚目。これは堤防沿いに、これはちょうど階段のところですが、このように一万歩街道の表示板が付けてあります。

2枚目、お願ひします。ちょっと拡大して見てみますと、一万歩街道ということで書かれてあります。このような表示板が何枚かあると思ひますが、この一万歩街道のコース、それから、このネーミングの由来をお伺ひいたします。

○健康増進課長（吉田 忍君）

宮之原議員の御質問についてお答えいたします。

まず、当初、コースは臨海グリーンベルトコースと名づけられており、亀津児童公園を起点に、16メートル道路を保健センターへ向かって出発。現在の社会福祉協議会と交番の間を海岸線へ抜けて、海岸線沿いを折り返し、同公園を起点とする一周3.4キロのコースとなっていたようです。

ネーミングの由来につきましては、健康づくり一万歩街道は、平成4年11月10日に命名、除幕式が行われております。これは、4年度から鹿児島県が進めていた県民総ぐるみ健康づくり運動の毎日一万歩運動推進モデル地区に指定されたことに伴って名づけられたものでございます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

はい、これ2022年度版の町の総合計画の中の70ページのほうに、このような文言があります。

早世について、65歳未満人口に占める65歳未満死亡の割合は、国は1.8%ですが本町は3.71%となっており、県内においても早世の割合は高い地域となっておりますということで、2年前のことですけれども、そんなに数値的には変わっていないと思ひます。

このように、早世の割合が非常に高いと、多いということでもありますので、健康意識、そう

いう自分の健康は自分でしっかり守っていこうと、つくっていこうということの思いもあると思いますので、この一万歩街道これは児童公園から社会福祉協議会の間を歩きましたら多分5,000か6,000歩なんですけど、それを2周すること、2周ということによろしいですか。

○健康増進課長（吉田 忍君）

通常、歩幅の目安としましては、身長引く100センチで大体算出いたします。身長170センチ、私ぐらいの男性であれば、1万歩の距離は約7キロとなります。一万歩街道を2周する計算で、約7キロという目安になっていたのではないかと思います。

補足でございますが、このコース、ネーミングの由来につきましては、平成4年11月号の町広報紙に、コースの見取り図とか内容が載っております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。表示板に一万歩って書いてあるものですから、どう歩いても5,000か6,000しかないなと思っていたんですけど、2周するということで、1周すると大体30分から40分かかるですね。1周というか、児童公園へ行って新港の近くまで行くと。だから、それを2周すると1時間ちょっとかかるということで、相当な運動量かなと。なかなか2周する人は、いるのかなと思いますけれども。

そのように、その一万歩コース、表示板が6枚から7枚ぐらいこの今写っている分、設置されておりますが、今後の整備計画はどのようにになっているのか、整備計画はあるのかお伺いをいたします。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

現在、松山石油裏から社会福祉協議会裏までの区間に約200メートルから250メートル間隔ぐらいで10か所、照明が、こちらのほうは平成6年度に最初に基礎と支柱で設置されたものでございます。こちらのほう、平成29年度に全てのライトを合計20個のLEDライトを設置し、保健センターのほうで現在管理しております。

これまでも質問があったことから、昨年度、副町長などを交えて街灯の再整備等について検討してまいりましたが、見積もる段階での積算費用が高額であったことや、またモクマオウを防風対策として伐採しないしてほしいとの声もあり、そして一番は、予定していた県の補助金メニューであります地域を照らす再生可能エネルギー事業、こちらのほうが令和3年度末をもって終了していたこともあり、実施を断念しております。

実施を断念した際に、できる計画はないかということで、今年2月に先ほどのパネル、新港から児童公園までの防波堤沿いに、歩く目安となる一万歩街道の看板、こちらのほうを250メートル置きに7か所設置しております。全長が1.5キロ、往復で3キロコースとなっております。

ます。

以上のことから、健康増進課としましては、現在のところ整備計画のところはございません。以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

具体的に、今は整備計画はないということではありますが、せっかく一万歩街道と設定して、町民の方々の健康増進のためにお役に立てればということで多分ありますので、何とか整備をしていただければと思います。堤防沿いの中区、永濱木材の倉庫から南区にかけての路面堤防沿いですけれども、この路面を御覧になった、現場を見た方は分かると思うんですけれども、非常に物すごい凸凹なんです。本当、足を取られるぐらいの、足首をひねるんじゃないかと思うぐらい凸凹で、そこで毎年11月に地区対抗駅伝が行われて、大会のゴールの場所にもなっております。ちょうど児童公園の海側の部分は大会のゴールにもなっております。

亀津小学校も、以前は児童公園周辺を持走大会のコースで使っておりました。よく小学校、それから幼稚園、それから保育園もやっておりました、その周辺を走るということをやっておりましたけれども、亀津小学校はもう、路面がちょっとあまりにも凹凸で、足首を取られてしまうのでけがの危険性があり、今は学校周辺に変更したということであるそうです。

そのような危険性があります。管理は県ということも分かりませんが、県と協議をして、この路面の整備の計画も進めていただければと思います。

その間は特に悪いです、永濱の間、それからあそこの永濱の倉庫から児童公園の間は。一遍確認していただきたいと思います。

それで、(3)のほうに移りますが、亀津新漁港から案川までの街灯の設置ができないかということではありますが、特に亀津新漁港から案川、徳洲会前の川です。案川までの区間は、日が落ちると夜は、今はもう最近日が落ちるの早いですから、6時過ぎはもう真っ暗です。私も週2回ほどウォーキングして歩くコースではありますが、総務課長もよく歩いておられましたけれども、今は忙しくてそれどころじゃないかなと思うんですけれども、よく友人と歩いておりましたけれども、私も、歩きながら、知っている方と会うと必ず言われます。その間は暗いと、街灯をつけられないのかということでありまして、例えば、伊仙町の義名山公園という写真がありますけれども、このような立派なソーラー式の街灯がついております。もう一枚目、お願いします。はいずっと義名山公園まで60基、数えたら60基ついております。これ1基あたりやっぱり高いんですよ、多分ね。ソーラーとはいえどもやっぱり40万から50万ぐらいだと思います。これが60ですからウン千万、1,000万から2,000万の事業費がかかったのかなというふうに思いますけれども、そこまで丈夫なというか、高価なものでもなくてもいいと思いますが、例えば、今の堤防沿いの壁面を利用して、次の5番目の、これがソーラーシステムで壁面につけるソーラーシステムの防犯灯というか、なんですけれども、これは非常に安価であり

ます。まあ1万なんとかぐらいの安価でありますけれども、あまり安いのも長持ちしないということもあつたりして、このような、この堤防の壁面を利用してということで、私は、堤防のことですから県の徳之島事務所の担当の方とも先日お話をいたしました。そうしますと、県の担当の職員の方も、町で設置して維持管理してもらえば、大きさ、形は協議をしてもらえば、占用許可は出せますということでありました。この方法も含めて、検討されてはどうでしょうか。非常に、予算的にはそんなにかからないので、去年の6月議会で富田議員の質問に、幸野前副町長が、明るくしますとの答弁もしておりますので。

また、先月伊仙町でも事件がありました。まだ未解決でありますけれども。防犯上においてもやはり一万歩街道、それから利用者の安全上の観点からも、街灯の設置をお願いしたいと思います。

東区からも要望が出ていると思いますが、早急に対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

### ○総務課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

防犯対策の重要性は十分理解しておりますが、限られた財源を効果的に活用するためにも、現在、街灯設置補助金の活用をお願いしたいと思っております。

街灯設置補助金につきましては、各集落によっては未申請の集落もあるため、先日の駐在委員会で二次募集をかけたところです。まだ予算的には大分ありますので、この補助金を使って東区で設置をしていただけたらと思っておりますのでございます。

### ○3番（宮之原剛君）

街灯補助金のほうでということで、区長の方からは話は聞いておりますが、この区ですということ自体がちょっと話が違うんじゃないかなと思います。

というのは、そのコース自体は町が設定して健康増進のために作ったコースでありまして、またそのコースを通る人たちは東区だけじゃないですから、南区も中区も北区も、亀徳からも来ております。いろいろなところから来ているわけありますので、この東区で事業を取ってつけれというのはちょっと筋違いじゃないかなと思います。

それで、防犯上、ちょうどこの通りの建設業協会の前の方に小屋があるんです。小屋が、前からいつ誰がしたのか分かりませんが、無許可の小屋がありまして、私も去年、一昨年、ちょっと高校生がそこで夜たむろしていたものですから声をかけたり、ウォーキングの最中に見かけたものですから声をかけてしたこともありますけども、そういう場所はたむろする高校生の、そういう意味ではあまり。

それからあと、その道路沿いに、ちょっと暗いものですから木馬がずっと生えていて、街灯をつけても非常に効果がないので、先ほどの提案ですが、堤防の壁面にということなんであり

ますが、非常にそこら辺、真っ暗なところで車を止めている方もおります。一台二台、毎日、毎晩。同じ人かどうか分かりませんが、やはりエンジンをかけたままで、ライトは消してあるんですけども、非常に心配しますよね。我々男性はいいんですけども、やっぱり女性がそこを歩くとちょっと心配で歩けないです。

そのように、防犯上もそこは明るくしていただければということで、地域の東区の事業申請でということも分かるんですけども、全体的にはこれは効果があるということでもありますので、そこら辺どうでしょうか、総務課長。

### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、宮之原議員がおっしゃったように、確かに一万歩街道ですので、全町民が使うということとは承知しておりますが、道路によっては、今回亀徳のほうが、以前一般質問がありまして、阿田野平住宅に上がっていく坂道がどうしても暗いということで、防犯灯をつけられないかという御質問がございました。

それで、そこも亀徳の方と協議をいたしまして、この街灯設置補助金を使いまして、歩道のガードレールに取り付ける小さな太陽光を使った電気を設置することが決まっております。

そのようなことで、今あります補助金を活用されるとか、また、集落活性化補助金も必要可能かと思えます。また、地域コミュニティ助成事業も申請していただければそのようなことにも利用できるのかなと思っているところです。

もう一つ言いますと、日本離島センターが募集している離島人材育成基金助成事業、この事業についてもこのような地域の活性化に利用できるのかと思っているところでございます。

### ○3番（宮之原剛君）

亀徳の阿田野平に行く道路が暗いということでの話は分かります。そこを歩いている子供たち、小学生、中学生、高校生は亀徳の住民でもありますので、それは地域のほうの補助金で活用してもいいと思えますけれども、この一万歩街道は、先ほども述べましたように、申し上げましたように、もうこれはいろんな人たちが活用する場所でありますので、東区で事業をとってというのは、やっぱりこれはちょっと筋違いだと思いますので、再度、またいい案がありましたらよろしくお願ひしたいと思えます。

明るくするということは安全になるわけですので、それから住みよい町になる。町長がいつも言われるように、できない理由を探すのではなく、できる方法を見つけ出そうと。名言だと私は思えます。

そういうことで、ぜひ町でこの件はしていただければと思えますので、職員の英知に期待をいたします。

それでは、3項目めに移ります。奄美群島航空航路運賃軽減事業についてであります。

(1)、11月の町広報紙にも掲載されておりましたが、今年4月から拡充された離島割カード、介護来島者の離島割適用制度の概要をお伺いいたします。

#### ○企画課長（中島友記君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

介護来島者の離島割制度の概要についてですが、奄美群島に居住し、介護保険法による要介護認定または要支援認定を受けている者の、介護等のため徳之島町へ年3回以上来訪をする親族の方が対象となっております。対象者は介護対象者から見て二親等、父母、祖父母、兄弟、配偶者の父母、子、子の配偶者、孫が対象となります。

それと、施設入所されている方への面会のため来訪される方や、介護を行わない同行者は対象外となっております。カードの有効期限は1年間となっております。更新時に条件を満たしていない方は原則更新ができないという内容となっております。

以上です。

#### ○3番（宮之原剛君）

この制度は、船舶も適用になるんですか。船。

#### ○企画課長（中島友記君）

航路につきましても鹿児島—奄美群島間、航路は先に沖縄までも介護の割引が適用されているという状況でございます。

#### ○3番（宮之原剛君）

ただし、区間が鹿児島から徳之島とか、沖縄から徳之島だけですよね。徳之島から奄美は適用外ですね。そのように、いいです、これは広報紙にも書いてありましたので、奄美大島—徳之島間の奄美群島間は対象外です。これ普通、離島カードの場合は対象になるんですけども、この介護帰省の場合はならないということでもあります。

この制度の、いい、すばらしい制度だと思います。また、町長もいろいろ難儀をされて、奄振の改正でこの部分を入れ込んで、今年4月から実施になっているということで、せっかくの制度であります。町の広報紙、ホームページ等でも出てはおります。

それから、これを、この制度自体、ちょっと待ってください。その前にちょっと戻ります。

要介護または要支援の施設入所以外の人数ですけれども、この要介護、要支援も含めた合計と、それからその入所している以外の人数をちょっと教えていただけますか。

#### ○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

令和6年10月現在のデータになりますが、居宅介護サービス、要は施設に入っていない方です。施設入所以外の人数で要支援者は34名、要介護者は187名で、合計221名となっております。

また、ちなみに居宅ではない、要は施設入所などされている方は地域密着型サービス施設で

86名、施設介護サービスの方が118名の合計204名となっております。

デイサービス受給者総数は425名ということになります。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

認定されている要支援、それから要介護の方は425名、合計ですね。入所している方がそのうちで221名で在宅が204名でいいですか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

居宅の方が221名で、施設に入られている方が204名ということになります。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

在宅ということですね。居宅が221名ということであります。

そしたら、（3）のその介護来島者に関わるカードですね。このカードの発行状況をお伺いいたします。

○住民生活課長（大山寛樹君）

宮之原議員の御質問にお答えします。

カード発行業務を住民生活課の方でしていますのでお答えします。

介護来島者に係るカードの発行状況は、令和6年4月1日から11月30日現在、48件となっております。内訳は、本庁30件、支所18件を発行しています。

ちなみに、天城町は33件、伊仙町は62件となっております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

48件というのが、入所者は対象外になりますので、入所していない方、先ほどありました廣課長からこれありましたように居宅221名のうちの48件なのか、これは家族1人とも限らないです。夫婦で申請を作っていく場合もあるわけですね。申請に関しては、カードを作る場合に、やはり窓口、支所とか本庁の窓口が多いですか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

申請者の方は、介護のために来島されている方もいます。そして、親族の方などから、この割引制度が始まったということを知って、郵送申請をされている方もいます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

ですね。やはり私の友人の話ですが、今まで親の介護というか在宅の親の介護に何遍も来

ていると島に。3回以上は来ているということで、来たときに、帰ってきたときに、友人、知人の方からこの話を聞いて、ああそういうのがあるんだということで申請をして、カードを作ったという方もいます。

とにかく、そういう方が多いわけです。だから、周知をどうするか。このせつかくすばらしい制度でありますので、これをもっと広く周知するためにはどうしたらいいかというのを担当課のほうでも検討をさせていただければと思いますが、例えば以前介護パスというJALとかANAとかありました。まだあるんですかね。

ちょっと今の介護パスは非常に使い勝手が悪いような、割引率も少ないというんですか、感じでありますけれども、そのような介護パスの場合は各空港のカウンターで、例えば鹿児島空港のカウンターでもできますし、書類がちゃんと整っておればそういう親の認定されたという証拠と、それから戸籍の関係を証明されれば、介護パスは発行できましたですね、空港のカウンターで。

ですから、そのように各空港でもそういうことができないのか。また、ネット予約時でも割引適用とか出てきます。離島割の適用の画面も出てきます。ああいうふうに介護割引の方もできないのかというので、本当にまたチケット販売の航空会社の販売所とか、その窓口でも案内をしてもらうとか、そういうことでこの離島の奄振の介護の介護来島者の離島割制度というのは、今からやはり周知をしていかなければいけないんじゃないかと。せつかくの制度でありますので。

それで、まず実際窓口に来て、来られるのは、もう島に帰ってきてから申請するというので、実際に知ってほしいのは島外の人です。本土にいらっしゃる親族の方、また子供さんとかそういう方に知っていただきたい制度であります。その人たちが利用するための制度でもありますので、その辺をどうしていくのかということなんです。

でありまして、(4)に移りますが、今後の、今年からですから、来年の3月にその実績が出ます。その実績も踏まえて、制度拡充が必要ではないかと。

これ奄美全体のことでありますので、郡、また県の町村会でもあります町長がその立場からの思いをちょっと述べていただきたいんですが、例えばその制度拡充として今3回以上となっているんですけれども、これが将来的に、これを2回とかまた1回とかいうふうに拡充はできないのか。

そしてまた、施設入所となっておりますけれども、施設入所したらもうその割引が提供できないというのも、入所している親にも会いたいでしょし、やっぱりそういうところも施設入所というこのハードルも緩和していけないものかどうか。

それから、将来的にはこの介護認定だけじゃなくて、障害者認定、障害者認定を受けている方の親族の方もこの制度が適用になるということも将来的には見据えて、制度改正もまた議論

して、今年から始まっていますから、あと4年間あるわけですが、奄振事業は。その4年間の中で、将来的にはそういう障害者の認定の家族も使えるようにするとか、そういうことで、今後、制度改正も考えられないのかということと、あとまた鹿児島、先ほども申し上げましたように、鹿児島一徳之島間だけです。例えば奄美にLCCで来ると。それから奄美から徳之島に来る人もいらっしゃるわけですので、通常の離島割みたいに、この介護の来島者の割引も奄美一徳之島、もしくは奄美一各離島間とか、そういうことも拡充していけないものだろうかということでお伺いをしたいと思います。町長、見解を。

#### ○町長（高岡秀規君）

これは、最終的には介護来島者、そして施設は対象外、そしてまた3回というふうになったんですが、当初は冠婚葬祭等々で帰省する場合とか、範囲を広げての要望でありましたけれども、結果的には予算を組む省庁のやはりなかなかハードルは高かったということで、まずは介護の来島者について認めましょうという話になりました。

これをきっかけに、様々な要望等をしていきたいというふうに思いますけれども、多少時間がかかるのかなという印象です。

一番いいのは、冠婚葬祭であるとか、面会も含めて、離島における条件不利性をしっかりと伝えることも重要かというふうに思いますので、今後はしっかりと緩和していただけるよう頑張っていきたいなというふうに思います。

#### ○3番（宮之原剛君）

ぜひそういうふうに、本当にもう長い目で見た場合に、いずれは奄美出身者で、島に戸籍があって、二親等以内でもいいですけども、都会から帰ってくるときに、介護とかそれから障害者のそれがなくても帰ってこれると。本当にこの親を見に、また親戚に会いに、そして法事とか墓参りに、お祝いに、同窓会にと、飛行機代などの交通費でふるさと奄美に帰ることをためらってしまわないように、ためらわずに帰ってこれるようになれば、本当にこの制度改正をそのように持っていければ一番いいのかなと。そして、交流人口も増加すると思います。どうか、町村会長の手腕に期待いたしまして、私の一般質問は終わります。

ありがとうございました。

#### ○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。15時35分より再開いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時35分

#### ○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹山成浩議員の一般質問を許可します。

## ○5番（竹山成浩君）

皆様、お疲れさまです。

本日最後の質問者となります。もうしばらくのお付き合いを、よろしくお願ひしたいと思ひます。先月11月12日に、医療法人徳洲会の名譽理事長、故徳田虎雄先生をしのぶ会が催され、多くの町民の皆様はもちろん、群島の首長さん、そして県議の先生方、県の関係者、そして国会議員の先生方まで御参列を賜り、改めて徳田虎雄先生のこれまでの御功勞に對しまして心から敬意を表しますとともに、こうした御功績は国民榮譽賞にも値する貢獻度、そして御活躍だったと認識しているところがございます。まさに日本国の偉人と言えるじゃないでしょうか。国民榮譽賞に關しましては高岡町長に答弁を求めたいところですが、通告書にはございませんので、折に触れて町長の見解も聞けたらと思ひます。

それでは議席番号5番、竹山成浩が通告の3項目について、質問します。町長はじめ、担当課長の明快で前向きな答弁をよろしくお願ひいたします。

まず初めに、經濟の活性化についてですが、人口減少の折からか、亀津市街地における商店の空き店舗が多く見受けられます。こうした現状、動向をどのように捉えているか、まず伺ひます。

## ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

竹山議員の御質問にお答えします。

現在の亀津市街地における商店街については、空き店舗が増えているように感じますが、新規開業者も増えている状況で、全体的に見ると減っているわけではないようです。しかしながら、今後、昔から經營している店舗に關しては、後継者不足で店舗を閉めなければならない状況になっていくのではないかと、危惧しているところがございます。

以上です。

## ○5番（竹山成浩君）

今、おもてなし観光課長は、現状はそれほどでもないというふうな感じで、将来的にやはりそうした今の、あと人口減少とか後継者不足とかが現れてくるんじゃないかなと考えているところがございます。それで活性化へ向けての町としての考え方や方策があるのか、お聞きしたいと思ひます。

## ○町長（高岡秀規君）

まず後継者不足ですが、やはり人口減少に伴う売上げ等の減少等で、なかなか後継者が見つからない等々もあろうかというふうに思ひます。まず課題は、若い人たちがいかに徳之島に帰ってきて、人口減少にストップをかけるかということが一つと、あと具体的には商店街の空き店舗等をどうやって利用するか。これは今埋め立てができてから、商店街の方で大きなところは埋め立てのほうに移ったりもしています。そしてまた、商店街があれだけ昔は相当にぎわっ

ていたところが、今は閑散としているところでございまして、危惧しております。

そこで新たな対策といたしまして、以前はそこを一方通行にするとか、あと歩行者天国にできないかとか、あとアーケード街にできないとか、道を拡幅するべきじゃないかとか、いろいろな案がございました。しかしながら、私ども中央商店街については何かしらのビジネスといえますか、商店をいま一度空き店舗を利用するような若い人たちを見つけながら、産業育成をしなければいけないかなというふうに思っております。

具体的には、歩行者天国というのは期間を限定して、あとはバスは16メートルを通ったりとか、大丸の前を通ったりとかということでの、道路の整備等々が絡んでくるというふうに思いますが、まずは商工会とも連携を図りながら、いかに空き店舗を解消するか、そして後継者育成をするか、そして新たな企業化をいかに誘致するか等も含めて、真剣に課題に向き合わなければいけないのかなというふうに考えております。

#### ○企画課長（中島友記君）

先ほども答弁しました事業の重複になりますが、令和5年度から実施しておりますわっきゃぬシマさばくり事業、これにつきましては新しいチャレンジをする事業者の方を支援するという事業で実施しております。先ほども説明したとおり、令和5年度9件、令和6年度13件の実績がありまして、これにつきましては令和7年度も事業を継続して、要望して実施してまいりますし、また今後、また奄振事業をうまく活用して、移住・定住の事業として徳之島チャレンジ人材育成事業というもので、新規事業の創出であったり、既存事業の改革支援に対してブラッシュアップセミナーとかを開催して、アドバイザーとかから事業者へのサポート、そして新しい徳之島の未来作りを創造するプレゼン大会とか、若手の若年層のチャレンジのきっかけとなるようなコミュニティーの構築を進めまして、徳之島在住であったり、島外に出られている徳之島出身者がオンラインのコミュニティーとかで夢を語り合って、将来の徳之島づくりというものにつなげられないかといったような事業も、令和7年度に提案して進めていきたいと考えております。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

ありがとうございます。いよいよ来週、花徳に世界自然遺産センターと道の駅とくのしまがグランドオープンするということで、町においてもプロジェクトチームを作って、オープンに向けて日々取り組んでおられるとのことをお聞きしました。一つの課に頼ることなく、一つの目標に向かってそれぞれの立ち位置で物事に打ち込んでいくことは、素晴らしいと考えるところでございます。こうした横のつながりを生かして取り組んでいることに、総務課長はじめ、職員のメンバーには心から感謝を伝えたいと思います。

そこでやはり北部振興で、私なんか北部に住んでいる人間は素晴らしい、町としても力を入

れていただいているということは本当にありがたいことで、そこで亀津の商店街というか商店の皆様においても、先ほど町長がおっしゃったように、商工会の方々を巻き込んだ取組も考えていくべきと思われます。新規事業のほうも、企画課長のほうから提案がございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

言われるように人口減少もありますが、ネット通販の普及により、町内の購買力が低下している現状もあります。タブレットのほうにも、写真が掲載されていれば分かると思うんですけど、地産地消の推進に関しましても、隣の天城町においてはお買物はユイの里天城町でという、タブレットにも載っていると思うんですけど、この写真の看板が私の知る限りで2か所に立っています。こうした看板が一つの購買意欲の意識づけにもなるように考えますが、担当課長の見解をお願ひしたいと思ひます。

#### ○町長（高岡秀規君）

地産地消ということで、今、町としたらただ言葉だけではなくて、実際にそうあってほしいなと思ひています。それには地産地消を心がける心というものが必要で、ただ単にネットでありますとか、島にいないから、ほかから買うとかそういった安易に考えずに、本当に地域のことを思うのであれば、無理してでも地元から購入というのが必要になってきているかなというふうに思ひます。

特に天城町は、僕が酒造組合にいたころに、たばこを議員の皆さんは天城でしか買いませんでした。出張の際に鹿児島で絶対買わなかったです。だから出張の際には、10箱くらい天城の方たちが持って旅行に行ったのを覚えています。やはり意識だと思ひます。

今後は、その意識によって売れるもの売れないものは必ず出てきますから、こうしたら売れるよとか、こういう味付けしたらどうかとか、様々なアドバイスも地域でメーカー等に意見交換できるような地域であってほしいなというふうに思ひますので、今後の地産地消であるとか、地元で購入とかというのは、相当な努力と意識が必要だなというふうに思ひますので、町といたしましては、しっかりとその意識づけに努めていきたいというふうに思ひます。

#### ○5番（竹山成浩君）

買物は徳之島町でということも、しっかりと本町は地産地消を従来から推奨してきています。また高岡町長の肩書の一つに、地産推進隊長ともありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで町内には小売店やスーパー、飲食店、また製造業等、多岐にわたって事業所があるわけですが、そこで町内で統一したポイント付与制度の確立ができないか。と申しますのは、現在、dカードとかPay Payとかいった、多くのキャッシュレスも含めた商品購入に対して、サービスの利用などに付随して提供されるポイント制度があります。そこで、本町独自の自治体ポイント制度ができないか。その中身的にはうまく説明ができませんが、要するに町内のお

店や事業所において買物をするポイントがたまると。そしてそのポイントを町内どこでも使えるような、そうしたアプリやポイントカードを開発というか、構築することはできないかと。

例を挙げますと、亀津のスーパーで買物をする。そこでポイントがたまる。そのポイントで、花徳の飲食店で食事をするみたいな。また自治体といいますか、町においても健康の町を宣言していますから、例えばスマホの歩数計で歩いた分をポイントで還元するとか、町全体でのポイント制を確立して、地域経済を回していく。そうしたことはできないのか、そうしたことが可能なのか、ちょっと伺いたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

以前、そういったことも考えていたんですけども、さらに早かったのが P a y P a y とか P a y ドン、様々な大手が非常に早い段階で普及したということ、例えば P a y P a y で大概払う人が、地域にまたポイントをあげるかどうかというのは、ちょっとまだ見込めないんですけども、地域におけるアプリというものは考えられはするんですが、それよりも安価な方法でポイント付けができないかなということも含めて、地元で購入したら地元の商店街の協力を得てポイントをして、要はプレミアム商品券みたいな形で、町のほうでもしっかりと地産地消というものを推進することも可能ではないかなというふうに思いますが、その点、I Tを使うのか、それともアナログ的でもいいのか等々は、今後、検討させていただきたいなというふうに思います。

#### ○5番（竹山成浩君）

私自身も中身的にはなかなか説明はできないんですけども、ある程度そうした意味合いが受け取っていただけたらいいのかなと、ぜひまた検討をよろしく申し上げます。

亀津で生まれ育った池山議員が常々口にすることは、自分たちが子どもの頃は、亀津の中央通りに子どもがいっぱい溢れていたと、よく話されます。今現在、人口減少は、全国どこでも似たような状態だと思います。人口を増やすという考えももちろん必要ですが、いかにして地域を維持していくかが現実的ではないでしょうか。そして地域は何ができるのか、何をすべきなのか考えなければならないと、認識しているところでございます。

次、3番目の質問に行きます。離島に特化した物価高騰対策はできないか、伺いたいと思います。

先月23日に、鹿児島県知事とのふれあい対話を傍聴させていただきました。12名の方々が、農業や畜産の課題について、物価高騰などが与える農業への影響と対策をテーマに、塩田知事へ解決策を求め、要望したわけですが、農家の方だけではなく、離島に暮らす全ての住民の皆様が常々口にすることは、やはり物価高騰だと思います。

以前も質問に挙げさせていただきましたが、現在、奄振交付金を活用した、本町から本土への農林水産物の輸送コスト支援を行っています。それを逆に、本土から生活物資に対する輸送

支援の拡充ができないかとの質問に対して、当時、企画課長だった吉田課長の答弁でありましたが、生活物資の輸送コスト支援は非常に重要で、地理的条件等により相対的に物価が高い奄美群島において、本土との地域間格差を是正する観点からも、各省庁への要望を行っているとの答弁を頂きました。現状はどうなのか、進展はあるのか、現企画課長の中島課長にその辺をお聞きしたいと思います。

#### ○企画課長（中島友記君）

お答えします。

この輸送コスト支援につきましては、皆さん御存じのとおり、令和6年度より奄振事業の中で拡充された項目ではありますが、生活物資等についての輸送コストについては、いまだに対象とはなっておりません。この件につきましては町長とも合議いたしました。今後も各省庁への要望活動を継続的に行っていくしかないということで回答がありましたので、私のほうからは以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

ぜひ今後も引き続き、要望をお願いしたいと思います。よく町長が言われる、突拍子もないことかもしれませんが、消費税が令和元年10月1日から標準税率10%と軽減税率8%の複数税率となりました。そうしたことを考えると、離島における物価高騰対策の一つの案として、離島における消費税の軽減税率は考えられないかと思うところでございます。その件に関して高岡町長、あればよろしくお願いします。

#### ○町長（高岡秀規君）

実は私が議員時代に、駄目元で様々なところでお話ししたのが一国二制度でありまして、やはり一つの補助事業で全国を対象にすると、離島にどうしても合わない補助事業が出てくると。離島には離島の制度があるでしょうと。それで都会では都会で、使い勝手に制度があると。それはなぜかという、例を申し上げますと、特殊出生率は日本一なんだけど、人口が減っている。東京は特殊出生率は低いけれども、1を切っても人口は増えている。ということは、離島と都会ではやるのが違うはずなんですよね。それを一律の補助事業で設けますと、なかなか離島には恩恵が厳しいと。だからこそ、離島に人口減少の歯止めがかかっていない。それで農業でも休耕地が増えている。ということは、国の施策が間違っている可能性が高いですよという話をしたことがございます。

よって一国二制度で、消費税の税率等々も、あと医療圏の地域密着型、当初は島にいないとできなかったのが、地域密着型ができたのは民主党時代に私が町長になってすぐですかね、そういった地域でも密着型の施設ができるように、民主党時代になったような気がいたします。

そして今後も、消費税の税率もそうですが、今、奄振の交付金が30億というものを当初目指したのは、消費税率で負担が増えているのは、大体群島内で30億ぐらいだろうということで、

伊藤知事が30億補助事業をくださいということで、今の交付金事業が始まりました。しかしながら10億、20億ぐらいしかもらっていません。今後、離島の運賃軽減措置についても離島全体で考えていく、有人国境離島でも考えていく。奄美群島だけではなくて、離島全体で考えていく必要があるなということで、離島振興法にも今話を、運賃については航空運賃も含めて一緒に取り組みませんかという話をしていけないといけないかなというふうに思っておりますし、しているところであります。

#### ○5番（竹山成浩君）

何とか、目に見える物価高騰対策ができればと思います。よろしくお願ひしたいと思います。次に、2項目めの稼ぐ力について、行きたいと思います。

奄美群島成長戦略ビジョンの基本計画、実施計画の中で、経済成長を担う販路の開拓を図るため、オンラインショップへの取組や人材育成、物産店への参加等で商工業の発展を図るとあります。また鹿児島県も、南の宝箱、鹿児島をキャッチフレーズとしてPRしていますが、本町においても、農産物をはじめとする様々な宝があると認識しています。

そこで、1番目の質問です。近年、ふるさと納税の返礼品として人気の黒糖焼酎ですが、このたび焼酎・日本酒・泡盛などの「伝統的な酒造り」が無形文化遺産として登録をされたようです。ふるさと納税の返礼品も含めて、黒糖焼酎文化を世界へと発信するチャンスと捉えますが、担当課長の見解をお願ひしたいと思います。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

竹山議員の御質問にお答えします。

12月5日に、日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録されました。これは竹山議員がおっしゃるように、黒糖焼酎文化を世界へ発信する、またとないチャンスだと思います。例えば、ふるさと納税の返礼品である黒糖焼酎に無形文化遺産についてメッセージを加えたり、SNS等での発信、国際線のある空港での物産展など、いろいろ考えられます。

しかしながら、奄美の黒糖焼酎については歴史が浅く、国内での認知度はかなり低く、国内生産量についても約2%ということです。まずは地元の私たちが、逆の発想で黒糖焼酎は希少であり、付加価値が高いと考え、焼酎を消費することで、黒糖焼酎の良さを再認識し、国内外へ黒糖焼酎を認知度向上と消費拡大を図っていかなければならないと考えています。このことについて、県大島支庁が黒糖焼酎のPR動画やパンフレットを多言語化して作成しているので、今後、活用していきたいと思っています。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

課長、どうもありがとうございます。黒糖焼酎の知名度を上げるためにも、ぜひ世界自然遺産の島で作られた黒糖焼酎ということ、いろんな形で発信していただきたいと思うところで

ございます。

また仕組みとしては、様々な規制や資格等が必要かと思われませんが、町内産の青果物とか青果物を使用したリキュールなども開発して、来週オープンする道の駅に焼酎ワイナリーののようなコーナーを設けることはできないか、そこで試飲販売につなげることはできないか、ちょっと伺いたいと思います。

#### ○花徳支所長（尚 康典君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

今ありました焼酎の件につきましてですけど、今、道の駅のほうで考えているのは、島の魅力を観光客に発信する上でも黒糖焼酎文化は魅力的、かつ重要なコンテンツと考えておりまして、今現在、酒類販売許可の申請を行っており、今後、まずは黒糖焼酎の販売を予定しております。またその販売に対して、陳列方法とかポップの工夫とかを考えて、黒糖焼酎の魅力を伝えていきたいと思っておりますが、今おっしゃったリキュールの販売とかは、いきなりちょっとハードルが高いかも分かりませんので、まずは瓶詰めの黒糖焼酎の販売につなげていきたいと考えております。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

もう既に資格を取るためのあれをされているということですね。ぜひ、今すぐには多分できないでしょうけど、改めて将来的にというか、後々はそういうような方向で、本当は島の宝という思いで頑張っていたきたいと思っております。瀬戸内町では、大島海峡の海底でワインを保管、熟成して提供しているということもお聞きしましたが、焼酎も工夫を凝らして、徳之島と焼酎ファンをぜひ広げていただきたいと考えております。

私たちの徳之島は、世界自然遺産の島です。こうした付加価値を生かして、海外展開へも大きな強みとなりますので、そこから地域おこしにつながる様々なアイデアが生まれてくると考えます。以前も、文化遺産について私は質問させていただきました折に、高岡町長の答弁で、黒糖焼酎もちろん、本場大島紬も併せて世界へ発信していければとの答弁を頂きました。それで併せてPRできるように、本日、大島紬のネクタイを着用して、気合を入れて、今日やってきました。黒糖焼酎、大島紬も含めて知名度を高めるために、全国、世界へと発信できるよう、高岡町長の見解をまたお願いしたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

黒糖焼酎といいますか、焼酎が文化遺産になったわけで、その対象として黒糖焼酎も対象となりました。そしてまた今、酒類販売免許というのがございましたが、ビンですね、そういったものの販売には免許が要りますが、例えばその食堂でビールを出すとか、その辺について販売免許というよりは飲食業ですので、リキュールを提供するのは可能かなとは思っています。

今、私の頭の中には地ビールということから、城山観光ホテルと連携を図りながら、徳之島のパッションを利用したビールというものができていることは分かっています。それでそのパッションを利用して、城山観光ホテルに送って、1ロットですね、一つの仕込みでそれを買取るという形でしたらどうかと。その中であまりにも多いと我々は買い切れない、それで城山観光ホテルの専務にお話をしたら、売れる分だけでいいと、買う分だけでいいと。残りについては、自分たちで販売しますからという話も伺っております。今後は飲食については非常に大事ですから、しっかりと皆さんに利益が被るような施策は取っていきたいと思います。

また大島紬については、絶対に文化遺産の価値は、実は焼酎よりもあるのではないかと私は思っております、世界の三大織物にも指定されており、ペルシャ織やゴブラン織、そして大島紬という三大織物と言われています。以前、文化遺産を目指しているのですが、県のほうが一元化しないといけないということから、頓挫したことがあります。その一元化という意味は、機械織りがあります。我々は手作りです。一元化というのは、なかなか不可能であったということから、この話がなくなったように思いますから、今手作りというもので特化して、奄美大島紬ということで文化遺産になれないかということが考えられないのか、それとも県内で一元化しないと文化遺産にならないのか等々も含めて、本来あるべき文化遺産のことを考えれば、奄美大島紬の30も超える工程の手作りというものが、いかに残すべきかというのを思っておりますので、決して機械織りでは恐らく文化遺産というのはいかなものかなと思いますので、しっかりと奄美大島紬については、文化遺産へ向けて様々な動きはしてみたいなというふうに思います。

#### ○5番（竹山成浩君）

ぜひ、黒糖焼酎はもちろん、大島紬もそういった方向で文化遺産に登録できるような形で、また自分たちも一生懸命、後押しをしていきたいと考えているところでございます。

次、2番目の質問。本町と瀬戸内町古仁屋との新航路に関するアンケート結果が、約8割の方が必要との結果が示された、その新聞報道がございました。その結果を踏まえて、今後の方向性を少し伺いたいと思います。

#### ○企画課長（中島友記君）

竹山議員の質問にお答えします。

すみません、その前に先ほどの質問の補足だけ。企画課でも道の駅の活性化ということで、デジタル田園都市国家構想の交付金を使いましてホームページの立ち上げと、あと道の駅で取り扱う商品のECサイト立ち上げをしておりますので、そういったところで道の駅の商品、大島紬の商品もありますし、あと黒糖焼酎も今後仕入れのオーケーが出たときには、ECサイトのほうでどんどん販売できていくような、またふるさと納税でもすごく人気の商品ですので、そういったひもづけをうまく活用して運営がうまくいくように、地域の活性化につながるよう

に続けたいと思います。すみません。ちょっと手を挙げるタイミングを失ってしまいました。

それでは、古仁屋と本町との新航路に関するアンケートの件についてお答えいたします。

昨年度実施したアンケート調査ですが、ニーズ調査といたしまして実施したもので、どれぐらいの需要があるかという調査であります。アンケートの集計結果でございますが、平土野港、古仁屋港を結ぶ交路がある中での定期路線を新たに就航するということについて、まずは必要かどうかという呼びかけに対して、必要であるという回答が42.3%、場合によっては必要だという見解が43.1%、必要でないという回答が14.6%となっております。新規就航をした場合、古仁屋港とどこを結んだらいいですかというところで言いますと1、山漁港、2、母間港、3、亀徳旧港、4、亀徳新港という質問に対しては、やはり50%が亀徳新港がいいと、そういった回答になっております。

そして運航の本数、1週間にどれぐらいを希望しますかということで、一番多い回答が3本で36.1%、それで船の大きさというのはどれぐらいがいいですかというところは、20トンから50トンクラスぐらいがいいんじゃないかということで、58.9%の回答が出ております。ただ、今現在、先ほども申しましたが、平土野港と古仁屋港を結ぶ路線が火曜日から土曜日まで毎日就航している中で、新たに定期路線を設けるということは、ちょっと厳しいのではないかとすることは考えております。

以上です。

#### ○5番（竹山成浩君）

先般、母間地区の集落座談会において、高岡町長のほうから非常にハードルが高いと、難しい、無理だと。難しいということで、定期航路という視点ではなくて、お互いの町において様々な交流につながるような、関係人口を増やすことに目を向けて、予約制の海上タクシーのような形でもいいと考えるところでございます。瀬戸内の相撲大会や徳之島町においては闘牛大会、そうした各種イベントなどの観戦ツアーとかを企画して、お互いの町が活性化に向けて人流を作っていけたらと考えるところでございます。高岡町長の見解に変わりはないのか、再度、またお聞きしたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

以前、試験的に船の運航を勝町長の時代にしたような気がいたします。そのときに船酔いが非常に多くて、なかなか厳しいのではないかなという船の大きさでした。そしてある程度船酔いもしない、乗客が喜ぶような船体となりますと、多額の予算がかかる船でないと、なかなか厳しいかもしれません。また以前、知床で事故が起きましたね。その事故が起こったから、人を乗せるとかという規則であるとか、設備だとか、そういった距離によっても非常に厳しくなっているというふうに聞きました。

今後は、漁協関係の方たちの船が使えるかどうかとか、そういったことも含めて海上タク

シーというものができるかどうかは、今判断はしかねますが、調査はしてみたいと。今、瀬戸内町でも海上タクシーというのがあるんですが、なかなか厳しいようです。そこでもし古仁屋までとなると、瀬戸内町との連携というのが必要になってきますので、様々なことからちょっと調査をしてみたいなというふうに思います。

#### ○5番（竹山成浩君）

先日の県知事とのふれあい対話において、1人の質問者の方が、農産物をいち早く奄美の市場へ届けられるような港の開設、また高速艇の導入は考えられないかとの御意見もありました。私の地元母間の先輩議員が、夢あるものは希望があると語り続けてきた夢でもあります。夢が希望に変わることを期待して、次の質問に入りたいと思います。

最後の、防犯対策について質問いたします。

先般、伊仙町において凶悪な殺人事件が発生、今なお犯人は検挙されておられません。早期の事件解決を願うとともに、お亡くなりになられた方の御冥福を、心からお祈り申し上げたいと思います。

昨今、テレビやネットのニュース等で、事件・事故の瞬間や痕跡が放映され、防犯カメラやドライブレコーダーが様々な事案の解決に役立っていると認識しているところでございます。また、その役割が重要視されていると考えるところです。そこで、まず本町における防犯カメラは何台設置されているか、設置状況を伺いたしたいと思います。それはあくまでも町が管理するものとしてですね、よろしく申し上げます。

#### ○総務課長（村上和代君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

現在、町で設置しているカメラにつきましては、亀津市街地に8台、その他役場の庁舎内に4台、いのかわラボに3台、それと美農里館に5台、遺産センター内に11台、遺産センターの外部のほうに4台、道の駅の内部に3台、外部に1台を設置して、合計39台のカメラを設置しております。

#### ○5番（竹山成浩君）

今、総務課長がありましたように、主要箇所というか、内部にも設置しているものを含めて39台ということですね。具体的な場所までは問いませんが、町内全域に渡って主要な箇所、交差点とか県道沿いとなるとまたあれなんですけど、天城町、伊仙町においての設置状況が分かれば、お聞きしたいと思います。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

天城町、伊仙町につきましては、申し訳ございません、調査はしておりません。

#### ○5番（竹山成浩君）

事前に天城町が、担当にお聞きしたんですけど、24か所、伊仙町は18か所だったと思います。それは主要な箇所、学校、公民館とか個々の建物にも取り付けているという考えだと思うんですけど、今後、様々な自然災害や交通量の増加、また観光客の入れ込み客数も増えてくると考えるところでございます。そこで主要道の交差点や亀津市街地、できれば各集落内の中心部とかにも防犯カメラの設置ができないか、その辺をまた総務課長にお聞きしたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、主要道路につきましては、南区のファミマの前から亀徳の大橋の交差点までで、7台設置しております。あと1か所が亀津の繁華街通りに設置しておるところでございますが、そのほかの道路につきましても、今後、必要かなということは考えております。

防犯カメラの設置数の増加につきましては、町としても重要な課題だと認識しております。カメラを設置することにより、今回の事件の解決の糸口になるほか、防犯意識の向上にもつながるのではないかと考えております。今後も地域の安全を守るためには、この防犯カメラの設置につきましては、警察署のほうとも協議を重ねながら検討していかなければならないかと、考えているところでございます。

○5番（竹山成浩君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。また、これは奄美大島のことでありますが、昨年度、奄美所管内で発生したレンタカーが主な原因となった交通事故が258件、事故総数件数1,261件の20.5%を占めたとのことで、これは県全体の約4倍に相当するとのことです。あくまでも奄美のことですが、レンタカーが関係する事故が増えているとのことで、徳之島においても交流人口が増えてくると、防犯カメラは様々な事件・事故等の抑止力にもつながると、認識しているところでございます。先ほど総務課長が言われたように、いろんな補助事業もまた見つけていただいて、警察との連携を密にして、早急に、予算が関わることでございますけど、設置台数を増やすように要望をお願ひしたいと思ひます。もう一度お願ひできたら、よろしくお願ひします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今後、さらなるこの設置要望に対応するためには、財源の確保が必要となります。そのため、国や県の補助金を活用することや、地域の自主防災活動の強化などについても検討してまいりたいと思ひます。

○5番（竹山成浩君）

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

本年も今日を含めて残り22日となりました。2025年の新しい年を迎えるに当たり、今後さらなる町政発展のため、子や孫たちに輝かしい未来へと引き渡していけますように、高岡町長に

おきましては今後とも情熱を傾注し、強く誠実なリーダーシップを発揮していただきたいと思  
います。また本日は高岡町長の誕生日ということですので、心からお祝いを申し上げます。あ  
りがとうございました。

以上で終わります。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月11日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時20分



# 令和6年第4回徳之島町議会定例会

第2日

令和6年12月11日



令和6年第4回徳之島町議会定例会会議録

令和6年12月11日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

是枝孝太郎 議員

木原 良治 議員

内 博行 議員

政田 正武 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	高城 博也 君	耕地課長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	白坂 貴仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	廣 智和 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水道課長	保久 幸仁 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

○11番（是枝孝太郎君）

おはようございます。

福岡議員には負けましたけど、2日目のトップバッターで行きたいと思います。

能登半島の地震災害、風水害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々の一日も早く正常な生活に戻れるよう、心から願っております。

今、地球上で起こっている様々な出来事を直ちに解決し、幸福追求のために立ち上がり、前へ進まなければならない世界の人々。古代ギリシャの哲学ソクラテス、プラトン、アリストテレス、この偉大な偉人たちの倫理学の教えを西洋欧米の人々は感じ取っているだろうか。また儒教を捨てた中国。教育は偉大です。このことを踏まえ、令和6年第4回定例会におきまして通告の3項目について質問します。執行部並びに主管課長の的確で明確なる答弁を求めます。

第1項目め、教育振興について。

1、日本の経済状況を見聞すると非常に混沌としており、地域社会においての生活がままならない。特に子育て世代において非常に厳しい状況であることから、教育環境を適正化するためにも学校の児童生徒が利用する教材において助成はできないか、伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

学校で教科書外の教育活動に使用する補助教材に関しましては、一部を代替するデジタル教材を今年度に試験的に導入しております。小中学校5教科に対応しているA I型教材で、令和7年度から本格的に導入する予定です。一人一人に合わせた問題を出題し、理解と定着を図ることが可能なA I型教材です。これらを導入することによりある程度の保護者の負担軽減が図られると思います。

補助教材の導入ですが、各中学校の教材選定委員会で選定の際にはA I型教材での導入での保護者負担軽減を調査し、再度、実施してまいりたいと思います。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

もう子育て世代の保護者に関しては、非常に教材関係で苦重な負担を強いられていますけれども、小学校の副読本、中学校の副読本があります。教科書がない教材の教科書の代わりとして使用されるのが道徳、英語、小学校では英語が教材があるのか分かりません。5年以上小学校の英語、体育など、教科書を補完するもの、補うもの、社会資料集など、特定の教材に含まれない、学校で使用される交通安全資料が含まれます。教材は副読本以外の学校用、家庭用の児童生徒の学習教材等を対象としてますとあります。本当の教科書は無償化です。教育基本法にうたわれてますので、授業料、教材は無償というふうに教育基本法ではうたわれてます。だから義務教育、小学校、中学校までは義務教育で、ただで教育を受けられるというふうになってはいますが、それに付随する副読本というのが相当な値段がします、それぞれある程度。それにかけた金額をそれぞれ、過去でもいいですのでどれぐらいかかっているのか。小学校1年、2年、低学年でどれぐらい、3、4年でどれぐらい、5、6年でどれぐらい、小学校から伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

補助教材に関しましてはドリル、テキスト、問題集、ノートなどがございますが、小学生に関しましては亀徳小学校で使用しての試算しております、中学校は亀津中学校で試算しておりますのでお答えいたします。

小学1年生ですけれども1万4,999円、小学2年生1万1,700円、小学3年生1万3,120円、小学4年生1万4,180円、小学5年生1万1,110円、小学6年生1万5,400円です。

次に、中学生ですけれども、中学1年生7,870円、2年生5,870円、3年生7,200円となります。以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

この場合は小学校1年生、2年生、3年、4年、5年、6年といけば相当な金額になります。そして中学生もそうです。1年、2年、3年といけば年間の教材費はどれぐらいになるか、おのずから分かります。大体総額は小学校でいくら、中学校でいくらになるか、伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

令和6年度の児童生徒数が609名ですので、1年生から6年生まで合算いたしまして小学校で816万4,610円となります。中学生に関しましては1年生から3年生までで276名、総額いたしますと192万2,490円で、小学校、中学校の総額は1,008万7,100円となります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

町長、これだけ教育費に保護者が負担しているということを把握しながら、いろいろな形で補わなければいけないと思いますので、今後、先ほども最初に答弁もらいましたけど、今後、副読本に変わる教材、こういったふうにタブレット展開していくのか、伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけど、令和6年度に試験的にA I型教材を導入しております。令和7年度から本格的に導入予定となっております。この中にしましては副読本という補助教材に変わる形で問題集が入っております。その中で子供たちがそれをすることによって、例えば今回解けなかった問題は少し振り返ってもう一度問題を繰り返す、正解できた方にはまたステップを上げて新しい問題ができるという形の教材でございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

中身的にはどういったのか、詳しくはタブレットを開いて保護者が確認していただければいいと思いますけど、これは料金として、どういうふうな料金形態なのか。サブスクなのか、定期購読ですよね、それなのか、通信料で収まるのか、伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

A I型教材にしましては、児童生徒のアカウント利用料で発生しております。1人当たり月額660円です。年間にいたしますと約700万ぐらいの経費がかかります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

700万で町の負担だということですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

その経費にしましては町で負担する予定となっております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

分かりました。年間1,008万円かかっていたのが、保護者が負担していたのが町単独で770万円を負担して、それに代わる副読本に変わるそういったシステムに移行するということですから、教育長、どういう考えですか。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

まず、そもそも補助教材についてお話をしますと、今、是枝議員がおっしゃったとおり、学

校では通常教科書、これは無償を使うようになっております。しかし、その教科書だけでは全て子供たちの学力の向上ということではございませんので、学校教育法にその教科書と一緒に補助教材を使うということが学校教育法第34条に、有益なものは使用されているということが示されています。ですので、皆さん、御存じのように、昔、ドリルとか、ワークとか、ああいったのを使われたと思います。または理科のアサガオを育てた、ああいったものとか、あるいは補助教材というふうに言われています。

国のほうは、その補助教材を使うに当たって3つほど示しています。まずは、今、おっしゃったとおり、その補助教材が保護者の過重負担にならないように検討してくださいということは、常にそういう説明責任は学校側に問われています。学校は毎年度、先ほど言ったその教材を使うに当たって補助教材選定委員会というのをもって、これだけ使いますと、こういったような使う量が保護者に常に保護者の経費の負担をなるべく下げるような検討をしながら、必要最低限のやつを使っています。それでも結構増えていくんですね。

今回、議員が御質問のとおり、保護者負担の観点からなるべく現在使っているものを少なくするために、先ほども申し上げましたとおりAI教材とかそういったのを使っています。

先ほど副読本というのがございました、議員が。例えばこれが副読本なんです。今回、新聞でも見られたと思いますが、副読本、徳之島学の副読本を新たにその概要版として、これは町長が言っているように、全小中学校の子供たちに無償で配布を今回いたしています。ですので、こういったやうないわゆるこれが副読本と言われるものですが、それを使って子供たちがさらに徳之島学を勉強するということで、全て町が負担して子供たちに学ばそうということで、先ほど繰り返しになりますが、子供たちが学ぶ、そういった環境を少しでも保護者の負担軽減をしながら、また取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

今日の朝一番に、竹山議員からその資料をメールでいただきましたので、竹山議員に感謝します。これは地域の成り立ちとか、いろいろな総合的な地域の教材として利用されると思います。今日の朝、奄美新聞で出ていたらしいので資料をもらいましたけど、そういうのもあるし、今度は理科の場合の、先ほど言ったアサガオとか、そういった実験材料に関してはこれからどうするのか。ある程度、考えられる方向性を答えていただきたいと思います。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

現段階では先ほど答弁しましたAI教材によつての5教科の、その中ではまた全てが賄えるわけではございませんので、保護者の負担は必要となります。

議員がおっしゃられたアサガオとか、それらに使う実験用具とか、そういったことに関しま

しては、現在のところは補助するということはまだ考えていないということです。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

理科に関しても、ある程度の、本当に失礼ですけど値段が高いです。それに関してはある程度の助成を検討していただけないかなという考えがありますけど、教育長の考えはどうでしょうか。

○教育長（福 宏人君）

先ほど申しあげましたとおり、法的には、使うその教材については学校のほうで教材選定委員会ということで先生方が、例えば理科のこういうセットを使います、これはこういったような教育効果がありますということでいろいろと論議しながら、じゃあこれにしましょうというようなことが決まって、それを教育委員会のほうに、この学校ではこういったのを使います、届出制になっています、はっきり言えば。そしてその届出が認められたときは使っていていいです、こういったようなことがなされておりますので、議員がおっしゃるとおり来年度、その教材について一部こういったようなのがいいのか、これはまた学校のほうにも、保護者の軽減負担の検知から、やっぱりある程度見直しが必要であると。それに一部、先ほどの副読本を一部というか、これを全員に無償で配布いたしましたので、そういったような兼ね合いをしながら、また町の部局とも話し合いを進めながら、来年度、また学校がこういったような教材選定委員会の中で検討していく、そういったような方向性もぜひまた検討する必要があるというふうにも考えております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

町長部局としてはどういうふうな見解を持っているのか、実験材料においてもある程度の高額な財源が必要ですので、タブレットのソフトは置いておいて、実際、実験しなければいけない教材があるわけですから、それに関して町長の見解を伺います。

○町長（高岡秀規君）

教育分野については奄振のほうでも教育及び文化というものをに入れていただいたのは、そのような負担軽減をしっかりとやっていかなければいけないということから組み込んでいただきました。当然、子供たちの成長には必要な教科書・副読本等々についても是非とも保護者の負担軽減をしたいという思いからでもあります。理科の実験等々についての負担があるということは、今後、どのようなものを負担しているのかを精査しながら、負担軽減には努めるべきかなというふうを考えております。

○11番（是枝孝太郎君）

ありがとうございます。

今後、教育は偉大ですので、力を保護者に貸していただきまして軽減をしていただきたいと思います。

次に行きます。第2項目めの農業振興について。

1、農家における一人一人の経済状況が非常に厳しく、離農する方も増えている。この状態が続くと徳之島の農業が危ぶまれる。農林水産課においても各種助成・補助金を行っていることは感謝しておりますが、今の環境下では、農家の生活がままならない。この状況を打開するためにも時限的に条例を設け、させられる助成制度を設立できないか、伺います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在、農業経営所得安定対策として農業共済における農業経営収入保険があります。農業経営収入保険は、農業者の経営努力で避けられない収入減少を保障する公的な保険制度で、自然災害による収入減少や市場価格の低下、けがや病気による収穫の減少、為替変動による収入減少などが保障の対象となっております。

特徴といたしましては、1番目、青色申告を行っている農業者個人法人がまず加入できるということであります。2番目に、保険期間は1年間で税の収入の算定期間と同じで補償限度は基準収入の9割から5割の中で選択でき、青色申告年数により選択できる割合が異なるということであります。3番目には、保険料に50%の国庫補助があるということであります。収入保険と類似する制度には、農業共済、さとうきび共済に挙げられるそういったものがありますけれども、どちらか一方を選択して加入するというふうなことになっております。ただし、収入保険の対象外もございまして、肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵など、マルキンと呼ばれる制度がありますけれども、措置されている品目は収入保険の対象外となっているところであります。

現在の農業経営は、燃料費や飼料、肥料の原料の高止まりが原因で、生産コストの増加につながり、所得率の低下になっているものだと考えられます。これらの生産資材の高騰に対処するため国・県の施策等により解決するほかはなく、本町をはじめとする地方自治体においても品目ごとの一部助成補助事業を導入としてしか実施できない財政的な限界を感じているところでもあります。

しかし、今後、微力でも農家の経営安定を図るとともに青色申告を促すためにも、例えばこの収入安定補強の保険料の一部助成等も今後は検討する必要があるのではないかなどは考えております。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

今、課長が答弁求めましたけど、収入保険というのが令和元年から始まっております。なか

なか今、伸び悩んでいます。課長が言ったように、9割、災害の9割は国が補填しますよと。その前に1年間青色申告をして、そしてその後2年後にどういったところでどれぐらいの何を植えている、何を作付しているのかというのを見て、面積とかいろいろ見て、そして青色申告とそれを加味して算定基準を設けています。例えば掛け捨てになるんですけど、保険料の10万8,000円とか、初年度です、1,000万に対しての掛金、保険金10万8,000円、積立金というのがあるんです。22万5,000円、初年度だけです。2年目から積立金は払わなくていいです。付加保険料というのは事務手数料のことですけど、2万2,000円あって、総額35万5,000円を保険料として、収入保険として加入していただければ、ある程度の災害、1,000万の収入があった場合、過去に1,000万あった場合、過去というか5年間のうちで最大1,500万、下が500万、これは平均800万だとします、3年間だけは。その平均の3年間の800万を基準にして、そこから1,000万農家だったのが、ここが一番難しいんですけど、本当はどういうふうに言っているのか分からないんですけど、ある程度の1,000万という基準があって、そこを下回った場合、そこから9割方下回った場合、9割以下になった場合の、その9割補填ということは、100万のうちの90万は国が補填しますよというふうになっています。900万にたどり着くための一つの手段ですけど、町長、資料持ってますよね。これ本当、ちょっと分かりにくいんですけど、保険。国がある程度、補填しますと。初回はある程度、皆さんに御苦勞をかけますけどということですが、なかなかこれが進まない条件として、青色申告をしないといけないということで、今後、農家に青色申告をどうやって進めていくのか、農林水産課としてこういう保険があるわけですから、推進をしていくためにはどうしたらいいのか、伺います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

青色申告については、まず認定農業者という制度があります。認定農業者、これは基本的には人を認定するというふうにとらわれがちなんですけども、農業改善計画書を認定いたします。これが5年後の目標にちゃんとして、農家がちゃんと計画を立てているかというふうな計画書をまず審査するわけなんですけれども、その中で必要条件として5年後には青色申告をするというふうな目標になっています。

この認定農業者制度が始まって、もう経営基盤強化のほうから始まったのでかなりの年数を経ちますけれども、なかなかこの青色申告という制度がやっていけない、なかなか法人化された農家にとっては全てそういうふうな形でどんどん導入して取り組まれておりますけれども、なかなかこういったものは進まないところもあります。認定農業者の更新手続を踏んでいるような形になります。

この収入保険については、以前から農業共済が非常にこうやって率先的に説明会もやっております。営農座談会においても農業共済さんの担当のほうに出席いただいて、そこらのほうで

説明等もやっています。まずこういったものを進めるためには、営農座談会を町が主催、町とか技術委員連絡協議会というのがありますけれども、主催する営農座談会に農家がどうしても多く集まっていたかということをもまず考えて、そこをまず取り組んでいきながら、当然、青色申告を促す意味で、こういったメリットがありますという形をやっていくためにも、先ほど申し上げたように検討とはなりますけれども、収入保険の掛け金の一部等も今後は検討していかなければいけないのかなと考えているところであります。

○11番（是枝孝太郎君）

白色申告は駄目ですよ、伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

白色申告は今のところは無理です。しかし、認定農業者制度資金を大いに利用して、いろんな制度資金があります。無利子のやつが非常に多く農業政策として出ておりますけれども、そういうものを、金融関係のものを使うのであれば、そこまでやはり農家も勉強しながらその能力を高めていく必要はあるんじゃないかなと思っております。

○11番（是枝孝太郎君）

所得の9割、所得があった場合、売却収入が1,000万あったら900万を下回った分の9割は補填をしますよという国の考えですので、ちなみに徳之島町が収入保険に入られている方が、徳之島町でキビ、ばれいしょで1,500万農家がお一人、キビだけで2,000万所得を上げている方が一人います。その中で、徳之島町で収入保険に加入しているのが17人。ちなみに天城町が22人、伊仙町が13人、和泊が72人、知名が45人。これは花卉を栽培しているので、ある程度の農家さんの考えが全然違いますので、外国からの球根とか仕入れに来るわけですから、知名町が45人、与論町が7人と、南大島全体で176人しか加入しておりません。

これを有効的に国のお金、何かあったときは、皆さんのタブレットにもありますけど、いろいろな災害もある程度網羅しています。こういうふうに網羅していますので、相当なきめ細かな災害とかありますので、それを国としては、これに関して収入保険に入ることに国がある程度の補填をしますという条件をつけていますので、とにかく農林水産省はそれを推進したいという考えがありますので、それを、加入率を上げるためには、初年度だけでも、本当は昨日からいろいろ聞いているけど、金くれ、金くれというような雰囲気になっていますので、それは言いにくいんですけど、初年度だけでもいいですので、この掛金の保険料の10万、1,000万農家に対して10万8,000円に対して、大体2分の1とか3分の1の助成をしたら、それが青色申告につながって、そして加入率も増えるんじゃないかなと思いますけど、今後、どういった推進をしていけるのか、課長の見解を伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

地域によっては都道府県や市町村によって、そういったことをやっているというふうな情報も入っていますので、そこら辺のやっている経緯とか、それを精査した上で検討課題として取り上げていきたいと思います。

○11番（是枝孝太郎君）

課長、ありがとうございます。

町長の考えを伺います。

○町長（高岡秀規君）

この収入保険につきましては、以前はさとうきびはさとうきび等々、地域も限られた中で、一遍に災害が発生しますと保険の制度が立ち行かなくなるということで、気候の違う北海道から沖縄までの作物をして、どちらかが補填できるようなシステムを作ることから収入保険ができたというふうに私は感じておりました。

それで、また今後の食料農業農村基本法の中にも、適正価格のどうやって構築していくかということで、一番収入保険での市場価格が下がった、それで、また輸出した為替変動で大損したという等々も保険が対応なるということは、合理的な価格形成ができる可能性はあります。

そして、また今後は担い手がなぜ少ないのかということも含めて、担い手不足にどうやって対処するのかということも含めて、収入保険というものは非常に有意義に利活用できるのではないかなというふうに思いますので、今、農林水産課の課長が答弁したように、現場の声をしっかりと聞きながら収入保険加入に向けて推進はするべきだというふうに思いますので、その方法論として様々な方法を検討していきたいなというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

町長、課長、よろしく申し上げます。非常にいい保険ですので、農家にとっては。

ちなみに、和泊は過去にやっています、和泊町はこれに関して、コロナのときになかなか農家が立ち行かないということで和泊、今現在やっているのが鹿児島市、指宿、山川とか。年々、初年度は2分の1、2年後は3分の1、3分の1で3年間続いている市町村もありますので、鹿児島県は永年にわたってやっている、鹿児島市は永年にわたってやっていますので、何でかと言ったら桜島コミカンとかありますので、あそこも鹿児島市になっていますので、そういったことで鹿児島市が2分の1の補償をしているみたいです。負担をしているみたいです。今後とも農家の収入保険の加入促進のためによろしく申し上げます。

次に行きます。3項目めの、住民の健康増進について。

1、健康増進課における地域住民の健康増進に日夜努めていることは非常に感謝している。過去、現在と国民健康保険の状況について伺う。また将来にどのような対応を行う必要があるのか、この状況下を打開するためにはどうしたらいいのか、伺います。

○健康増進課長（吉田 忍君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

今回、国民健康保険事業年報を参考に、後期高齢者医療保険制度が施行されました平成20年度から令和5年度と調べております。少し数字が絡みますのでゆっくり答弁させていただきます。

まず、被保険者数の状況は、これまでの人口減少に伴い、令和5年度の被保険者数は3,010人、平成20年度と比較して2,021人減少しております。反対に65歳以上の前期高齢者数につきましては283人増加となっております。被保険者数の減少に伴い、必須財源であります国民健康保険税の調定額、こちらのほうも約1億1,900万円の減少となっております。

次に、歳出の面でございますが、医療費の状況につきまして、令和5年度の医療費は総額12億294万円、20年度と比較いたしまして1,514万7,000円増加しております。特に前期高齢者の医療費につきましては、約3億800万円の増加となっております。

国民健康保険の加入者の方々は、主に農業や自営業、そしてまた年金生活の方々が多くいらっしゃいます。健康増進課としましては、これまで被保険者の方々の負担が大きくなるまいよという町長のお考えもあり、後期高齢者医療制度が施行しました平成20年度以降は税率の引上げの改正を行っておりません。

以上のことから、現在の国民健康保険事業の運営は非常に逼迫している状況でございます。来年度の予算編成に向けて、9月議会において基金積立金5,000万円を可決していただきました。こちらのほう本当にありがとうございました。

また今後もしっかりとした事業運営を行っていくために財政担当課とも協議いたしまして、12月補正において必要額であります3,000万円のほうを予算計上しておりますので、何とぞ御理解くださいますようお願いいたします。

また、今後についてでございますが、これまでの答弁に加えまして、そして現状に加えまして、令和8年度から国のほうで子ども・子育て支援金が新たに保険税に追加項目として追加される予定でございます。こちらは社会保険や共済保険など、全ての健康保険が対象となっております。

また、厚生労働省のほうで次期国保運営方針策定期間中の中間年である令和15年度に保険料水準の完全統一を目指していることから、鹿児島県内でも令和9年度から2次医療圏、県内を9ブロックに分けて、奄美群島では12市町村において保険税率を統一する方向で現在進んでいるところです。

今後も被保険者の皆様にしっかりと周知しながら、健康増進課としては慎重に進めていきたいと考えております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

住民基本台帳に関しての、課長の知り得るだけでよろしいでしょうか。令和1年末と令和5年末でどれくらいの人口が減っているのか、約でいいですので、分かる範囲で。単純に。

○健康増進課長（吉田 忍君）

今、手元に令和元年度の1年前の平成30年度と比較となりますが、よろしいでしょうか。746人減少しております。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは国保世帯がどれだけ減っているのか、30年と令和5年でいいですので。

○健康増進課長（吉田 忍君）

被保険者数で申し上げますと551人減少しております。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、世帯数で言えば、約、令和元年でいきますと、令和元年と令和5年を比べると、世帯数が約200世帯減っています。被保険者で平成30年でしたよね、今、が541人。令和元年と令和5年を比べると420人の被保険者、国保の被保険者が減っていると。国保納付金について大体分かる範囲で、大体でいいです。30年とだったらどれくらい減っているのか、金額的に。それでいいです。

○健康増進課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

鹿児島県の納付金については、平成30年度から鹿児島県が保険者となったことからスタートしております。激変緩和措置という形で進めてまいりまして、年々増加傾向にあり、令和6年度予算見込み額で言いますと3億4,000万円、年々増加していく中で今3億4,000万円程度の予算が必要となっております。こちらのほう令和6年度以降、軽減措置のほうはもう終了しておりますので、今後、引き下がることはなかなか難しいかと考えております。

○11番（是枝孝太郎君）

3億4,000万円ほどなっていると。

僕がちょっと資料をいただいて調べたんです、令和元年と令和5年の比較で約1,000万強の支出に会計からいっていると。1,000万、もう相当な金額が国保税に行っているということですので、問いますけど、軽減がありますよね、軽減世帯の状況、令和4年度と令和5年度比較して何世帯ずついるのか。軽減世帯7割軽減、5割軽減、2割軽減ありますよね。こうなると、そこに財政負担が相当必要ということになってきますので、ある程度分かる範囲でいいですので7割軽減、5割軽減、2割軽減。

○健康増進課長（吉田 忍君）

軽減世帯につきましては、ちょっと税務課が所管課になってまいりますが、こちらのほうで令和5年度の状況を申し上げます。

令和5年度の7割軽減世帯につきましては1,038世帯、5割軽減につきましては370世帯、2割軽減適用につきましては221世帯、合計で1,629世帯が軽減適用となっております。こちらのほうを世帯割合で申し上げますと75%の世帯の方々の方がもう軽減対象となっているところでございます。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

令和5年度で僕が調べた数字、国保に加入している方々の世帯が2,063世帯あります。人口の9,000人に対してですよ、前は人数で言えば3,010人国保に加入している方がいます。世帯としては2,063世帯、そこにおいて、その世帯ごとで7割軽減が995世帯、全体の48%。5割軽減が341世帯、全体の16.5%。2割軽減が205世帯、9.9%。それを総額すると、今、課長が言った全体の75%が町の財政からある程度援助をしていただいていると。この状況下をずっと続いていくと国保税を上げなければいけないのか、それは町部局との考えですけど、なかなか一般財源から繰り入れをしていかないとだめな状況に追い込まれています。この状況下で、本当は無償化にさせていただきたいんですけど、その状況下にはまだまだ程遠いなど。だったら平成30年から県が管轄でしたっけ、課長。

#### ○健康増進課長（吉田 忍君）

そのとおりです。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

平成30年から県の対応となっております。ということは、ある程度、県も予算措置をしていたかないと7割軽減、5割軽減、2割軽減の全体の世帯数の75%を占めているということは、相当な財政負担を強いられているということです。本当は所得で無償化にしてもらいたいですよ、徳之島全体の年間の所得は250万程度です。その1割、25万が国保税になります、1割が。それを250万の方が年間に15万円は払えないですよ。そう考えると、県にもある程度の、国から県に委譲したら、県はある程度、町に対しての財政負担をするべきじゃないかなと思います、国に対しても。そういう考えは町長、どういうふうにご考えておられますでしょうか。

#### ○町長（高岡秀規君）

まず保険が今、県のほうに移管になっております。そして今、ブロック別の保険税ということの、今、県が検討しているということですが、徳之島町においては極力保険税を上げないための努力というものが必要だろうということから、今、保険税を上げてはませんが、今後、県のほうがブロック別に決めるとなれば統一化されますね、恐らく上がるだろうと思います。上がる根拠ないし私は要望としてであれば、医療費が無料化しているところと無料化していないところがあると。それは統一化して医療サービスというもので保険税を算出しないと、それはおかしいでしょうということはおもうと思っています。それによって医療のサービスといい

ますか、医療費のサービスは統一化されるだろうというふうに思います。

そこで、保険税が我々上げないということはしっかりとした法に従ってやっていますから、恐らく7割軽減、5割軽減等々についても法的な措置がされるものだろうというふうに思いますが、今後、保険医療の安定を図るためには医療費の支出、医療費に係る経費については統一化する時代が来るだろうし、統一化すべきだと思っています。そこでしっかりと徳之島町のスタンスというものを示していきたいなというふうに思っておりますので、今後も保険税を極力上げない方向で努力はしていきたいというふうに思いますが、県の一般会計からの繰入れが余りにも大きくなりますと、保険税を上げざるを得なくなるかもしれません。

### ○11番（是枝孝太郎君）

本当は無償化するんだったら国・県がある程度の責任を持ってしていかなければならないのかなと僕は思います。何でかという、市町村に押しつけて国保税の財政難に陥るぐらいだったら、国や県が相当な予算措置をしてもらわないと、なかなかこの問題は解決していかないのかなと思います。

徳之島町において310人の被保険者がいますので、その中で課税所得金額が令和5年度に関して零円の人が790世帯、50万円以下が424世帯、50万から100万未満が326世帯、100万から150万未満が233世帯、200万以下が129世帯、300万が100世帯、500万以下が40世帯、500万強を超える人が21世帯とあります。国保税はもちませんよ、こんなことをしていたら、本当に。

だから、ある程度、国や県はしっかりとした市町村に対しての国保税の税負担をしていただかないと、無償していただきたいんだけどなかなか無償に踏み切れない状況下に陥っていると思いますので、例えば、私が病院に行きました。初診料は3,000円取られます。ただ行っただけですよ。薬局行ったら500円で済むところ、3,000円が無償している市町村がある3,000円を負担していなければいけないんですよ、簡単に言えば。薬局行ったら500円で買えるものを。市町村が無償している根拠がいまいちどういう根拠なのか。本当は所得で無償化にしていきたいなと思います。250万以下だったらある2分の1の負担をすとか、そういった考えが必要じゃないかなと、市町村においては。これを強制的にはお願いはできませんので財政と見比べていかないとはいけませんので、今後、無償化を町長として考えているのか、この状況下で。それか所得である程度の補助金を、低所得者に関してはただですから、無償ですから。失礼ですけれども、生活保護をされている方は水道、下水道、NHKでお住まい、ただです、低所得者は。今後、どういうふうに国保税を考えているのか、町長の見解を伺います。

### ○町長（高岡秀規君）

国保税については極力下げていきたいというふうには考えています。

また医療費については、議員がおっしゃるように所得によって軽減措置がされるということが必要かなというふうに思っています。

そして、諸外国を見てみますと、医療費が高いところは薬局に買物が多いので、実はアメリカ等々についての薬局というのは結構強い薬を売っているという傾向にあります。そして、またフランスやヨーロッパにおける医療というのは非常に無償化であったり、そういったものを進んでいますが、しかしながら、誰でも病院にすぐ行けるものではありません、制限されています。救急患者すら受けつけないとか、MRIの機械は台数が決まっていて、新たに導入するには国の許可が必要であったり、医療費を抑えるということが必要になってきます。

じゃあ日本は、医療はどうかというと、私はまだ恵まれているほうだと。いつでも頭が痛ければ病院には行けるし、そして、しっかりとしたMRIについても、どの病院もそういった高度医療をやろうと思ったらできる体制にあります。

そこで、医療費と保険税のバランスなんですけれども、日本の今の医療制度というのは決して諸外国の劣るものではないというふうに思っております。よって、所得よっての軽減措置というのは必要だろうというふうに思いますが、医療制度をしっかりと持続可能に、サステナブルに子や孫にも伝えるためにはどうあるべきかということは、自治体の責任として考えるべきだろうというふうに思います。

そこで、国保税につきましては、県のほうが経営でありますので、医療の医療費については統一化すべきで、そこから算出した保険税なら納得しますが、片方では無償、片方ではお金を多少取っている、それで保険税は一緒ですよというのはあり得ないというふうに思っておりますので、今後はしっかりとした保険税を統一するのであれば、医療のシステム自体も統一化すべきだというふうに思っておりますので、しっかりと徳之島町はぶれない医療制度への持続可能な行動をとっていきたいというふうに思っております。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

町長並びに課長、今後とも、私が今言ったのは国保税のことですので、国保税は100の100払っていますので、世帯は。社会保険は2分の1、会社が2分の1、個人が2分の1ですので、国保税は極力低コストでしていただけるように、今後とも頑張ってくださいと思います。

11番是枝の一般質問を終わります。

#### ○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

#### ○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木原良治議員の一般質問を許可します。

#### ○13番（木原良治君）

皆さん、こんにちは。

昨日から引き続き一般質問、7番目の登壇となります、よろしくお願いします。

事前に2項目通告しております。水道事業について。ふるさと納税について。

早速、水道事業についての一般質問に入ります。

私たちの生命の源泉でもあり、また日常生活を営む上での最も重要なライフラインの水道について、改めて質問いたします。

本町の水道事業における水質検査の経過と結果を伺います。この後、詳細については質問席から行います。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水質検査については、毎日検査、毎月実施する浄水場の水質基準検査及び原水の水質検査を行い、現在問題になっている有機フッ素加工物の検査は令和7年度から実施を予定しております。

#### ○13番（木原良治君）

水質検査、これは水道法にのっとってどこが検査しているんですか。その結果を判断できる水道課の職員は、資格を有している職員がいるんですか。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

まず毎日検査におきましては、当課の職員のほうで行っております。この検査につきましては、各浄水場の給水栓におきまして色、濁り、残留塩素、味などを検査しております。なお、それ以外の検査につきましては、毎月検査につきましては県内の分析センターのほうにお願いしております。

#### ○13番（木原良治君）

検査も、水源池も検査しているんですか。そして、浄水場はどこどこの浄水場の水を検査しているんですか。そして、蛇口をひねった我々が飲料する水道水のそこを検査しているんですか。もう少し丁寧に説明してください。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

毎日検査におきましては、各浄水場の末端の給水栓を行っております。末端といいますのは、どうして末端をやるといって、浄水場から水が作られて水道管を通って行くわけですが、その水道水については末端のほうで塩素の濃度がどれくらいあるか測っておりますので、それが水道法にのっとる塩素の濃度であるか確認をしております。

なお、この毎日検査につきましては当課の職員が行っておりますが、それについては資格のほうを有しておりません。

続きまして、毎月検査につきましては、各浄水場における各水源があるわけですが、そちらの水源のほうと浄水場で水を作った段階で水を採取いたしまして検査をしております。

### ○13番（木原良治君）

一応、我々が日常生活に安心安全な水道水をいただいていることに対して、この水道事業に携わっている職員、そして過去の歴代の職員の方々、また継続して水道水の安全性、そして安心できる飲料水に携わっている方々にリスペクトを持ってこの質問を取り上げています。そのことを理解してください。

この一般質問を通告する前に、過去の議会の中で確認をするために、課長のほうには浄水場の案内をさせていただき、水源の地も確認させていただきました。亀徳浄水場、亀津浄水場、大原浄水場、そして水源池を案内させていただきました。課長はその現場を見て、現状をどのよう感じましたか。

### ○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

先日ですが、木原議員と今言われた浄水場のほうを回った次第であります。

まず徳之島町第1浄水場につきましては、完成してから昭和50年代半ばだったと思います。ですので50年経過しております。第1浄水場につきましては、一番今問題になっていることが、その当時、設置してから建物の中に計装設備と言いまして、いろんな水の入っている状況や、あと薬剤を測る計器等があります。その計器等が耐用年数が来ていまして、早急に更新しなければならない状況になっております。

なお、これにつきましては、今のところコンサルにも相談したんですが、国庫事業がなかなかできないということで、町単事業のほうで行わなければならないという状況ですので、この件につきましては電気計装類が万一故障した場合は、給水がほとんど難しい、断水という恐れがありますので、早急に財務のほうとも相談をして取り組みたいと考えております。

現在使われています亀津浄水場につきましては、前回の9月議会におきまして勇元議員のほうから、草が繁茂して管理が行き届いてないという御指摘を受けまして、この前、草のほうを除去した次第であります。勇元議員のほうから指摘を受けて即対応すればよかったんですが、9月ということで時期的なこともあります。その時期に1回除草しても、また気温が高いということで、また繁茂する恐れがありましたので、11月、12月という寒い時期を選んで草のほうを除去した次第であります。

### ○13番（木原良治君）

1点1点聞きますので、総合的なもの、全体に対しては質問のキャッチボールしながら答えていただきたいと思います。

通告を出して、課長に亀津の浄水場を案内したときに、9月議会の現状と同じでしたけど、

視察の後に通告してから現場に行きました。やっぱり指摘されたことをちゃんと実行していました。結局、改善しようというそういう意欲が一番大事だと思います。そして、老朽化した施設に関してはこの後の令和3年度から12年度まで10年間の水道事業のビジョンの中に取り入れていきますので、この後の質問に行きます。

先ほど有機フッ素化合物ですね、PFASと言われていきますよね。これの検査が今年に行われていないと、来年度実施するという答弁でしたけど、これは国のほうで全国的な発がん性が懸念されているということで、環境省と国交省のほうから実施したはずなんです。それをなぜ本町は今年度、検査しなかったんですか。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

まずは健康への影響が懸念される有機フッ素化合物について説明します。

有機フッ素化合物とは、有機フッ素化合物のうちペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称してPFASと呼んでいます。PFASのうち代表的なものはPFOS、正式名はペルフルオロオクタンスルホン酸、またPFOAは正式名がペルフルオロオクタン酸という名称になります。この2つにつきましては、難分解性高蓄積性長距離移動性の性質があり、現在の水道水の暫定目標値はPFOS、PFOAの合計で1リットル当たり50ナノグラム、ナノは10億分の1となっています、50ナノグラムとなっております。

今、木原議員から指摘がありました件なんですけど、暫定目標値ができたのは令和2年度になります。なお、暫定目標値は法令で検査が義務づけられておりませんので、本町のほうでは今年度は検査はしていません。

#### ○13番（木原良治君）

法定的に決められていないので検査はしなかった。しかし、全国の自治体のほうで相当な事業体が検査を行って基準値を守られている結果が出て、安心、不安の払拭になっているわけです。それでこの前の国会のほうでも石破総理が、この検査を年度内に実行するという、そういう通達はなかったんですか。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

ただいま木原議員からもありましたように、国のほうでPFASの調査結果が出ております。全国3,755事業体の中で検査を行っている事業体が2,227、検査を実施していない事業体が1,368事業体あります。この結果を踏まえ、国のほうからいろいろ通達ということになるんですけど、現在のところ、その暫定目標値について水道団体のほうで協議して、正式なものが届いていない状態ですので、町といたしましても来年度から自主的に検査を行うということになりました。

#### ○13番（木原良治君）

これはあくまでも町民の方々に、水道事業体が経営するこの水道事業に対して安心を与える、

不安を払拭するために実施してくださいということなんです。そしてまたその結果も、基準値、相当低いと思います。しかし、こういう国民・町民の方々、不安を持っていることに対する不安の払拭には積極的に努めてほしいと思います。お願いします。

浄水場の管理等を含めて、これは定期的に手を入れなければならないと思いますけど、これはもう1年間のスケジュールの中で浄水場の管理に対しては予算が伴うと思いますけど、これはしっかりと年次計画を立てて予算を組むべきのは、ちゃんと財務等すべきじゃないですか。指摘される前にこういうのは実施してもらいたいと。予算の組み方に対してちょっと考えが。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

浄水場の管理につきましては、私の個人的な考えになるんですが、やはり水道会計から見るとなかなか委託ということも難しいと思います。1年間を通じて浄水場の管理並びに浄水場のいろんなことについては、やはり現職員の中で対応すべきだという考えを持っております。

#### ○13番（木原良治君）

水道課だけでこの浄水場の管理、一般の立入りが制限されている中での浄水場の管理なので、しっかりとほかの課に協力を求めて協力していただけるような体制も、提案してもいいじゃないですかね。これは、この後の検討課題として受け止めてください。

そして、浄水場の原水の案内をしていただいたんですけど、ちょっと急勾配の所を降りて行ったんですよ。向こうのほうが、この一般質問を出してから12月議会の入札の結果の報告ということで、大原の原水場の入札が終わりましたよね。これが3月末までの工期ということで。これはどのような原水の確保のため、具体的に説明、現地に見せていただいたんですけど、具体的にどのような水源、水量の確保の予算なんですか。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

木原議員と同行した水源につきましては、大原のほうに新しい、今、亀津浄水場が変わる新しい浄水場を築造しております。既存の南部浄水場もありまして、現在の水源につきましては既存の南部浄水場の水を作るための取水利用となっております。ですので、新しい亀津浄水場が変わる施設につきましては、その浄水場に適した原水の量を取らないといけません。ですので、既存の水源ではもちろん足りませんので、今年度の事業におきまして水源の増築の工事を行う段取りとなっております。

具体的に申しますと、現在の取水口をそのまま使いまして、その先のほうに堰を設けて、その既存のスクリーン、水を取る取水口のことを専門的な言葉でスクリーンと言いますが、スクリーンから増水した水並びにスクリーンを通るのは、水が少ないときはそのスクリーンの中を通って下のほうに水が落ちるわけですが、そこの上のほうも堰になりますので、水が多いときはその堰自体も水が増水して下に落ちることになります。そうすると、その下のほうにまた堰を設けて水を貯めて、現在、横のほうに水を取る、取水する場所があるんですが、そちらもも

ちろん既存の施設では足りませんので、その水を取る施設といいますか、セメントで塊があるんですが、そちらのほうにまた取水口を設けて水を1日1,000トン取る予定にしております。その1,000トンによって既存の南部浄水場及び新しく作ってます浄水場のほうに水を送るような計画をしております。

### ○13番（木原良治君）

現地を見たときには理解できるんですけど、これが完成してから来年の決算における、また現地視察等に常任委員会のほうで行くと思いますので、またしっかりした工事をお願いしたいと思います。これは原水、そして水量の確保のための一番重要な原点なので、よろしく願います。

次に、水道行政においては漏水の件数とかいろいろ漏れがあると思いますけど、本町における漏水の件数はどれくらい発生しているんですか。

### ○水道課長（保久幸仁君）

9月末現在の数字になります。工事件数につきましては大小合わせて41件、支払額といたしまして936万677円支出しております。

### ○13番（木原良治君）

水道行政もやる上ではこの漏水というのはつきものということで考えております。

次の検針のほうに行きますけど、11月の広報紙の中に、やっぱり12月から水道料金が改正になると、上がるということで、この検針は10月分と11月分の分が12月から上がるということを理解しているんですけど、これからどれくらい水道料金は上がるんですか。

### ○水道課長（保久幸仁君）

料金改定につきましては、前は平成29年4月に改定しております。

この水道料金につきましては、町の水道事業運営調査委員会を開きまして、その中で検討してまいりました。

今、御指摘のありました将来的な数字なんですけど、その委員会の中で資料として、お出しした資料があります。これは一般会計の繰入金を行わない場合の数字として資料を提供いたしました。この資料によって説明いたしますと、これは令和6年3月末、今年の3月の資料になります。その当時は基本料金税抜きで660円でしたが、その一般会計の繰入れをしない金額だと約倍の1,210円になります。例えば基本料金で比較いたしますと、現行が1,320円、一般会計の繰入れを行わない場合は2,420円ですので、現行より基本料金といいますと、水道を全然使わなくても2,420円、現行より1,100円の増という形になっております。

それと、質問にありました将来的にどれくらい上がるかという御質問なんですけど、これにつきましては給水人口、水を使う人口なんですけど、毎年減っている状況にあります。そうすると、各浄水場の施設といいますのは、その給水人口に応じた施設しか作られません。そうする

と給水人口が減るということは、各浄水場の水が余剰にできるのではないかという話になります。その件につきましては、現状は浄水場では水を作りますが、それから各家庭に給水する段階で漏水が発生している現状でもあります。ですので、実際の浄水場で作った水が余剰に今なっているということではないことになります。ですので、将来的な水道料金の見通しにつきましては、いろんな給水人口の問題、また施設の老朽化の問題とかありますので、現段階ではいくらが適当なのかという答えについては控えさせていただきます。

○13番（木原良治君）

12月から水道料金が上がりますということを町民の皆様には知らしめていますよね。これが従来よりどれくらい上がるんですかということなんです。

○水道課長（保久幸仁君）

平均して8%の増額となります。

○13番（木原良治君）

次に、水道事業を進める上でいろんな漏水、断水等いろいろあると思いますけど、この料金改定についても。水道課のほうではこの件に関して問合せとか実際にありましたか。何件ぐらいありましたか。

○水道課長（保久幸仁君）

私が把握しています現段階では、苦情のほうは来ておりません。

○13番（木原良治君）

次に、水道事業における中長期的な施設整備に入るんですけど、これも通告を出してから12月議会の入札の結果報告ということで、我々議員のほうに入札結果が出てますけど、これの工区が、水道管の工事が8工区の入札が終わりましたよね。そして施設整備のほうで4工区、もう一つが先ほどの大原の原水の件です。この水道管の8工区、そして施設整備の4工区、具体的に示してください。

○水道課長（保久幸仁君）

すみません。管路の事業につきましては、1工区と2工区が去年から引き続き行ってます。管路の残工事といいますか、亀津中学校の前の道をずっと行くと令和5年度まで第4大瀬橋の手前のほうまで管を布設しております。その1工区と2工区につきましては残工事の残りということで、第2大瀬橋のほうまで予定しております。

続きまして、3工区につきましては、すみません、1工区から3工区につきましては去年の布設管の残工事になります、1工区から3工区までですね。

続きまして、4工区は亀徳地区になります。亀徳地区につきましては第1浄水場のほうから水が給水されているわけですが、水圧が高いということで、亀徳地区の里村商店の向かいのほうに減圧弁のほうを布設いたしまして、亀徳地区で漏水が多々見られます。その圧を弱めるこ

とで漏水の頻度を軽減するように計画しております。

5工区につきましては、井之川地区にあります。井之川地区につきましては井之川中学校の前に橋がありまして、そこに橋梁ということで水道管を引いておりますが、老朽化により管から水がしたり落ちる状況ですので、そちらの管の交換とそれに付随する地区への管の布設を予定しております。

6工区につきましては、轟木地区になります。轟木地区につきましては、長年懸案事項でありました漏水の箇所がここではないかという場所は特定できてはいるんですが、そこが、その水道管が擁壁の下を走っている可能性があるということで、漏水の工事ができない状況下にあります。それに踏まえてその水道管は使用することなく、新たに布設替えをして対応するというので、6工区は今年度に行います。

続きまして、7工区は畦になります。畦地区につきましては、プリンスビーチに向かう、これは民有地になるわけですが、県道からプリンスビーチに下る道の水道管の布設になります。こちらにつきましても畦プリンスビーチが集客の多いときはシャワールーム並びにトイレの使用頻度が多いということで、水不足が結構な割合で断水の報告が来ていますので、おもてなし観光課のほうからも要望がありまして、今年度、管の布設替えを行います。

続きまして、8工区は共木屋原のタンクになります。こちらのほうは流量計がありませんので、流量計という機器を設備して水の入り具合を調査できるように設備を整う予定になっています。

続きまして、水道施設再編推進事業のほうに移ります。

1工区が南部浄水場、先ほど説明いたしました大原のほうに浄水場があるわけですが、そちらの浄水場内の改装事業になります。

続きまして、2工区は現在新しく築造してます亀津浄水場の工事になります。現在、新しい浄水場につきましては、ろ過器並びに建物とか各施設は建っているわけですが、その施設内の配管工事がこの後、行われることになります。

続きまして、4工区につきましては南部浄水場の電気計装設備の取替えになります。

あと亀津配水池、令和3年度に完成いたしました、そちらの電気計装設備のほうも今回設置するような形になります。

大原水源改良工事、これは先ほど申し上げた水源池の工事になります。

### ○13番（木原良治君）

水道事業は相当な予算を持って、やっぱり町民の生命、安心の水道水を提供するために原水から、管から、浄水までしっかりとした対応がなされているということを確認して、また町民の方々にも水道料金の改定に、値上げに対しても理解を求めるがために、この一般質問を取り上げたということを理解してください。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開をします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（木原良治君）

午前中で終わる予定でしたけど、昼の時間も割っていただきありがとうございます。

2項目めのふるさと納税の質問に入ります。

昨年12月も質問させていただきました。平成の20年に、このふるさと納税がスタートして、スタート時点で件数が5件で、28万の金額からスタートしております。直近のふるさと納税の受入金額の件数と金額から伺います。

○企画課長（中島友記君）

木原議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和5年度のふるさと納税の寄附件数についてお答えします。件数が4万3,916件、寄附額が4億2,909万4,500円です。そして直近のふるさと納税ということですので、令和6年度11月末現在におきまして寄附件数が2万2,130件、寄附金額2億3,402万4,900円となっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

この16年が経過しておりますが、全国から徳之島町への思いを込めての寄附金額と件数であります。

それに対する返礼、お返しの感謝の気持ちを込めての返礼品目に行きますけど、どれぐらいの品数で、どれぐらいの方々が携わっているのか、伺います。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

議員のおっしゃられたとおり、全国の皆様から温かい寄附をいただいております。その寄附に対しまして返礼品として扱っている品については、現在約500品目となっております。そして事業者につきましては約100業者、うち島内の事業者が9割ほどを占めているということを確認しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

昨年12月の議会のやりとり、ちょっと思い出しながらやるんですけど、品目的にも500品

目、そして業者も100業者、全然変わらない数字が上がっているんです。これの商品開発とかこの1年間新しい商品が出てこなかったということですか。

○企画課長（中島友記君）

返礼品目に関しましては、まず新しい返礼品目も増えています。そして古くから付き合い、お手伝いいただいた事業者様も、辞められた事業者さんたちもいるということです。

以上です。

○13番（木原良治君）

返礼品目の中でベスト3と言われている牛肉と焼酎、ばれいしょですね。これの昨年の答弁では、牛肉に関しては地場産であるのかどうかということで、一応特例として産地が特定できない。まあいろんな産地が混ざっている牛肉に関しては特例として認めるということでしたけど、特例というのでまだ続いているんですか。いつ頃まで続くんですか。これは確認しているんですか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

徳之島生まれの牛と、徳之島で生育された牛ということでのすみ分けがあったと思いますが、ちょっと今、資料が手元にありませんので、もう一度、確認します。

○13番（木原良治君）

昨年の答弁者の吉田課長かな、これ特例という言葉でしたよね。これはなぜかということ、コンプライアンスガバナンスの関係で、しっかりとした産地、徳之島の牛肉であるという書、返礼を受け取る方々にしっかりとしたエビデンスを、確証、伝えてほしいがために質問したんですよ。分かります。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

地場産品の基準としてということで、徳之島牛肉返礼品については2つの地場産品の基準で申請しているということです。徳之島生まれの黒毛和牛については原料、子牛が徳之島産として認可していると。ほかの黒毛和牛については徳之島生まれの子牛も原料に含まれるが、子牛がほかの産地との混合が避けられない品としての認可となるという基準となっているということです。

○13番（木原良治君）

返礼品を送るとき、ベスト3なんですよね。A5ですか。黒毛和牛と鹿児島、全国一になっている。こういう徳之島産の子牛、あの牛肉であるということ、自信を持ってあなた方が言わなければ、課長、こういうのはエビデンスなんですよ。徳之島の牛肉であるという自信を持って、ベスト3に入っている品目に対して、もう少し確証を持って答弁すべきじゃないですか。

もう1回。総務課長でもいい。

○企画課長（中島友記君）

今の返礼品の肉の件ですかね。少々お待ちください。

すみません、再度お答えします。

地場産品の基準についてということで、徳之島の牛肉の返礼品について、徳之島生まれの黒毛和牛については原料、子牛が徳之島産として認可するものと、ほかの黒毛和牛については徳之島生まれの子牛も原料に含まれますが、子牛がほかの産地との混合が避けられない品としての認可という2種類の基準となっています。

以上です。

○13番（木原良治君）

これは過去の議会において、果たして徳之島産の牛肉であるかどうかという、取り上げられたことがあるんですよ。それに対して畜産農家の方々はしっかりと基盤整備して、多頭農家にして若い人たちが頑張っているのを裏づけるためにも、自信を持ってあなた方は徳之島産の牛肉であるという、そういう答えを持たなければいけないと思います。

この返礼品の、さっきの500品目100事業所、これのさっきの5億近い4億以上の受入れ金額に対して、その返礼品どれぐらいの経済効果、50%ルールの中で品物の諸経費含めてどれぐらいの経済効果と試算していますか。

○企画課長（中島友記君）

地域経済における効果ということですが、昨年、寄附額約4億円のうち約2億円が町の基金へ積み立てられます。そして様々な活用事業を行っております。また4億円の3割、約1億2,000万円が返礼品の購入費用となります。そして4億円のあと1割が送料や事務費として地元の配送業者や商店などでの事務、商品として購入しております。サイト等に支払われる手数料が約1割と考えますと、徳之島を中心とした地域に寄附額の約8割から9割が直接的、間接的な経済的な効果をもたらしていると考えております。

以上です。

○13番（木原良治君）

ふるさと納税の受入金額の評価もですけど、これは思いやり基金の状況と併せて評価を伺いますが、受入金額の基金、その活用、思いやり基金の活用項目ですね。相当な基金の活用事業はありますが、相当な課に及びますが、その状況をちょっとまとめていただきますか。代表でいいんですか、個別でいいんですか。

○企画課長（中島友記君）

すみません、活用事業についての内容でよろしいですか。

○13番（木原良治君）

思いやり基金の状況と活用項目ですよね、通告している活用項目。その金額は、順番にいけますか。そちらも答弁考えていると思いますけど。

### ○企画課長（中島友記君）

ふるさと思いやり基金の状況につきましては、今、基金としては6年度の9月議会までの活用事業の繰出し分の額を差し引きますと、基金の残額は6億2,000万となっております。

令和5年度も基金を活用した事業としましては45事業1億7,451万9,000円の事業を行っております。活用の項目ごとということで、主な事業についてお答えすると、項目が1から7番まででありまして、まず1番、特産品の研究開発に関する事業として令和5年度は3,182万7,000円、主な事業といたしましては徳之島町母間の農産物処理加工センターの改修や機械整備ほか2事業を実施しております。

2番の高齢者及び障害者の健康増進、福祉の充実に関する事業については活用額が1,495万円、これにつきましては少子化対策の出産祝金事業1件となっております。

3番、徳之島の環境保全等に関する事業につきましては活用額が1,842万6,000円、世界自然遺産保全活用事業ほか4件となります。

次に、伝統文化の保全継承に関する事業といたしまして1,012万3,000円、これにつきましては町史編纂事業ほか1件です。

教育文化・スポーツの振興に関する事業といたしましては活用額が5,126万2,000円、海外語学留学事業ほか17件となります。

次に、観光及び定住促進に関する事業につきましては北部地区空き家対策活用事業ほか9事業。

その他、町長がふるさとづくりに必要と認める事業、活用額が1,022万8,000円、これの主な事業は徳之島高校とJALが連携した地域人材育成事業ほか4事業となっております。

以上です。

### ○13番（木原良治君）

ふるさと思いやりの給付をいただいて、そして6項目は名目がはっきりしている事業に使われている。そして最後の、町長がふるさとづくりに必要と認める事業、これが金額的に全体の4億3,000万の中で1億6,300万、全体の38%占めるんです。これは、その他のふるさと思いやり基金の活用検討委員会があると思いますけど、それでその事業以外の町長が認める、ここに全てを投げ込んでいるんじゃないですか。分かります。それぞれの課の事業で、新規の事業を探せばあるかもしれない事業を、努力の結果、町長に助けを求めている事業なのか。1億6,300万の金額、目的、全て町長に判断を求めている、それぞれの課の事業があろうかと思いますが、そういう補助事業とか何かの国や県の事業引っ張り出すような努力はなされた結果で、この数字が出ているんですか。安易な、安直な、町長の判断に任せている数字なのかもし

れないという言い方をするんですけど、どうですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、木原議員がおっしゃられたその1億6,300万ですかね、この数字につきましては納税者のこの寄附額となっております。実際に5年度に使われた額といたしましては1,022万8,000円、5件の町長がふるさとづくりに必要と認められる事業に使われております。

先ほど企画課長のほうから答弁がありました1番から6番につきましては、寄附者がこの事業に使ってくださいということで寄附をされているわけです。この中に該当しないものについて、皆様が、その他町長がふるさとづくりに必要と認められる事業で使ってくださいますということで寄附をされているということでございます。

○13番（木原良治君）

総務課長の言っていることは分かるんですよ。目的の1から6までの目的事業の寄附と。あとは町長の裁量による寄附金額であると。その中においてもふるさと納税を使ってください、使いましょうという、そういう検討委員会のほうで、安直にふるさと納税を使いましょうという、そういう決定を、プレゼンすると思えますけど、事業を、厳しい基準の下でプレゼンして検討委員会で決定している、その過程をちょっと教えてください。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

ふるさと納税を活用した事業につきましては、ふるさと思いやり基金活用事業審査会、会長が町長であります。関係課の課長や財政担当などで実施し、採択は出席者の過半数で活用事業の可否を判断しております。

今、議員のほうからおっしゃられました安易な財源として使用していないかということでございますが、職員には安易なふるさと納税の活用は行わないことであったり、提案事業に対して国や県の補助事業がないかなど、必ずその辺は探すように指導をこれまでもしてきております。ふるさと納税は全国の寄附者からの大切な思いでもありますので、選んでいただいた使い道を実現できるように、この検討委員会で図っているところであります。この中には議員のおっしゃられるように、安易などといいますか、いろいろな思いを持って職員がいろんな事業を提案してくる場でございます。若い職員が、私たちは今まで考えられなかったことを考え、プレゼンしてくれたり、本当にこの場が職員の育成にもつながっているのかと思っているところでございます。ですので、これからも何十といういろいろな事業が上がってくるわけですが、こはしっかりと精査した上でふるさと納税を大切に使いしていきたいと思っているところです。

○13番（木原良治君）

寄附者の思いに応える形で返礼品も送られる、それも5割ルールにのっとり地場産の品目

を感謝の気持ちで送られている。そして、その使い道もしっかりとした目的に使われていると、そういうことで受け止めるんですけど、その結果の検証というのはどう、プレゼンして、ふるさと納税の事業に活用しました、結果の検証というのはやられているんですか。

○企画課長（中島友記君）

現在のところ、事業実施後にはふるさと納税の推進室のほうに報告書を提出していただいて、町のホームページで活用事業の実績、効果を全国の寄附者、あと町民に報告するということを義務づけているということで、評価委員会みたいなものが今現在はありませぬので、審査会とまた付随する評価委員会みたいな組織を立ち上げて、今後、その評価までしていくように努めていきたいと考えております。

○13番（木原良治君）

この12月22日ですね、世界自然遺産センターと道の駅がオープンしますよね。そうすると、国内だけじゃなくて海外からのインバウンドの方々も含めて、特にちょっと危惧するのがあるんですよ。それは、企業版のふるさと納税なんですよ。どういった国からの企業もふるさと納税に徳之島世界自然遺産センター、世界遺産になった、そういうのを含めて企業版のふるさと納税の申し込みがあるかと思えますけど、そういったグレーの企業というのがあるということで、ふるさと納税の基準に合わずにふるさと納税の取扱いが中止になったという自治体は把握していますか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

企業版ふるさと納税については、基本的に納税された企業側が寄附の代償として経済的な利益を受けることは禁止されているということは重々把握しております。そして様々な問題が発生しているというニュースもよく耳に入りますので、この件につきましてはふるさと納税の担当者と連絡を密にして、またよく注意してということで、企画課のほうでは対応しております。以上です。

○13番（木原良治君）

一応、企業版のふるさと納税で違反をしたと、そしてふるさと納税の取扱いが中止になった自治体があるということですよ。

○企画課長（中島友記君）

最近のニュースというか報道で確認しております。

○13番（木原良治君）

世界自然遺産センター、オープンします、世界自然遺産になりました。世界が注目する徳之島になろうかと思えます。そういったときに、いろんな全てが純粋な100%の寄附の方々であればいいんですけど、そういうグレーの企業版どおりに引っかからないようにはどうしたらいい

いんですかね。そういうのは検討してますか。

○企画課長（中島友記君）

議員の言われるとおりでありまして、今現在は寄附を受ける際に企業側の目的、寄附金の使い道等を確認を行って、厳しい判断が。今現在は企業版いただいている方は地元出身の方であったり、あと徳之島町と包括連携を結んでいただいている事業者様とかということで安心して企業版のふるさと納税として御協力いただいておりますが、今後は判断が難しいと迫られる場合は、審査会等にて審査を検討することとして、企業版ふるさと納税の適正な運用に努めたいと考えているところです。

○13番（木原良治君）

最後に町長、ふるさと納税がスタートして16年、これだけの金額を毎年いただいて、そして活用させていただいている。そのことに対して町長の思いと感謝の気持ちという言葉でいただきますか。

○町長（高岡秀規君）

まずはふるさと納税であらゆる方面でしていただいている方には深く感謝を申し上げたいと思います。

そして、またその期待に応えるためにも、今現在の地域課題とは何か、また地域振興では具体的に何をすればいいか等々、しっかりと役場の中で議論しながら施策に生かしたいと思いますが、議員がおっしゃるように、補助金があるのか、ないのかという精査がまだまだ僕から見たらもうちょっと頑張れるんじゃないかなというふうに思いますので、まず自分たちの中で補助金がないだろうとか、難しいだろうで調べないケースがあってはいけないと。ないだろう、難しいだろう、しっかりと上とか県・国に確認をとって、本当はないということ、確証は自分で判断するのではなくて調査の上で判断するように、努力するよう指導していきたいというふうに思います。

○13番（木原良治君）

これで質問終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、内博行議員の一般質問を許可します。

○1番（内博行君）

皆様、お疲れさまです。徳之島を愛する熱い思いで活気ある農業、活気あるまちづくり、活気ある徳之島にたく、全力で取り組んでいきたいと思ひます。議席番号1番、内博行の一般質問を行いたひと思ひます。

現在、北海道で作られてひる国の甘味資源でもあるビート、てんさいともいひますが、生産に制限がかかっており、生産農家が自由に栽培できない状況になつてまひりました。制限がか

かる理由として、国内の砂糖消費量の減少していることでもあります。私たちが住む南西諸島ではさとうきびの生産が、制限がかかっておりません。この台風常襲地帯である南西諸島で砂糖を作っていくと、国の意向ではないかと私個人の見解ですがそう思っております。基幹産業であるさとうきび産業は様々な課題を抱えておりますが、昨日のテレビや新聞等でも放送されております、昨年度からありますさとうきび輸送組合と南西糖業の間で輸送代金の設定に隔たりがあり、製糖期の日程に影響しております。是枝議員からも、農家の不安解消のための収入保険などの活用等もありますが、さとうきび生産に関わる多くの農家の不安を解消し、未来に期待を持てる安心して働ける環境づくりに取り組む時期に来ていると思います。さとうきび生産対策本部でもある徳之島町として、さとうきび運送の現況をどのように捉えているか、お伺いしたいと思います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

それでは、内議員の質問にお答えいたします。

さとうきびの運送状況については、現在、南西糖業、あまみ農協、キビ輸送組合のほうでまだ協議中でありますので、その経過を見ながら製糖が始まるものだと考えております。

#### ○1番（内 博行君）

さとうきびの輸送の課題として、燃料代の高騰や物価高の中、ドライバーの労働条件の改善など、今の時代にあった輸送代金を引き上げを求めている声もあります。そして、今、徳之島さとうきびの現状としては、徳之島全体の資料しか手元にないのですが、昭和55年度の栽培農家戸数は5,244件で作付面積が5,000ヘクタール、そして生産量も33万6,000トンということで、昨年度は、令和5年度2,660件で作付面積が約3,000ヘクタール、生産量は17万トンと約半分となっております。これまでより収穫量が減ってきているということで、現在の輸送トラックの台数などの見直しも必要ではないかという意見もあります。

基幹産業でもあり、見て見ぬふりではもうできないのではないかと思います。農家、町民のためにも何らかの対策が必要だと思っておりますが、どのように感じられておられますか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

事実、さとうきびが一番ピークであった時期から考えると非常に、工場が2体制になって、生産量も昨年で申しますと16万トン余りであります。

こういった中で、トラックの台数等もほぼ以前と変わっていないという現状もありました上で、そういった中で見ておりますけれども、生産対策本部の中でその中に企画運営委員会がございまして、その中でキビのトラック輸送組合と代表者が顔見せて情報提供等をするんですけども、やはりウィン・ウィンの関係で、向こうのほうからやはり民間と民間同士の関係でありますので、その生産対策本部は中身をこうやって経過を見るしかないというふうな形で捉え

ております。

○1番（内 博行君）

この中で、その労働条件の厳しさとか、製糖関係というのは12月から大体3月ぐらいまでなんですけれども、輸送代金の中にやはり人件費、玉掛けとか、網にかける人とか2人必要なんですよね。その1人をずっと確保していくという年間雇用も厳しいので、その人にやるヘルパー事業のようなことなどは考えられないでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

どこまでが農業の支援策になるかということがまた問題になってきます。輸送関係に関しましては、農業の関係として捉えていいのかどうか、また非常にさとうきびの輸送関係に関してもそうなんですけれども、大型トラックの運転手不足というのも過去に非常に支難を最近強いられているという状況もあります。

またこういった玉掛けの講習も恐らく先月ですか、そこら辺で地元で3年に1回ぐらいのペースであるみたいなんですけど、そういったものに関しても、やはりなかなか資格を持って講習を受けられる方がいるのかどうか、免許を持っている方がいらっしゃるのかどうか、ちょっと疑念を持つところなんですけど、実際にそういった特別な資格をやる分に関して、地元でやる分に関しては、ある程度人数が必要だと考える。しかし、そういった部分に関しても、ある程度やはり支援策を講じていって、地元でこうやって、そういった技術を持った方を増やしていく。ほかの労働力に回せるような形になっていきますので、そこら辺は以前から私のほうは考えておりますけれども、職業訓練的なものは何とか施策の中で考えていきたいと思っております。

○1番（内 博行君）

対策本部も徳之島にありますので、自分も6月か7月ぐらいには、今年もうまくいくという話を聞いて大丈夫だと、すんなり入るという話を聞いていたんですが、やはり2年も続けてこういう問題が生じているということは、来年度は何月ぐらいかとか、やっぱり少し町も、少しは話合いとか、町民農家さんがすごく苦しんでおられるので何らかの手を打たなければならぬと思っておりますが、どう思いますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

これに関して、輸送組合があるんですけれども、輸送賃とかこ入れしてくると、ほかの配送業にも影響してきますので、これがよくてあれはなぜ出ないのかとか、例えばばれいしょとか、ほかの問題も出てくるので、全体的なもので考えるときには、やはり自治体が動かなきゃいけないでしょうけど、部分的なものに関しては、やはり民間同士が調整、ある程度、そういった中で価格設定と今、協議中なので、今まで何十年間そういった形で進んできたものを、向

こうからこうやってウィン・ウインの関係であるからというふうなことをその会の中で言われましたので、そこら辺はその経過を注視していきたいと思っております。

### ○1番（内 博行君）

ぜひ農家さん、町民の方への不安要素を一つでも取り除けるように努力してもらいたいです。

昨年度の製糖開始が始まったときに、工場の機械トラブルやさとうきびのトラッシュの脱物を仕分けするデトラッシュの老朽化など、製糖遅延が生じております。製糖遅延が生じると適期作業の遅れにつながり、生産量の減少につながります。さとうきび産業を続けるためには、こういったことに対しても生産量が増えるためにしていかなければいけないと思います。

今、製糖工場は伊仙町と徳之島町の2工場を運営しておりますが、それが17万トンから18万トン生産しなければ存続できないと聞いております。1工場にするなら伊仙工場を残して徳和瀬工場を閉鎖すると聞いておりますが、去年、伊仙工場への輸送を考えると北部地区でのさとうきび栽培の輸送コストからの面からも、北部でのさとうきび栽培は非常に厳しいという声がありました。そうすると、ますますさとうきび産業の衰退になってしまいます。

今後、さとうきび産業を続けるためにも短期、中期、長期の計画が必要だと考えております。短期的には単収を上げるために適期作業や肥料散布機の改善による雑草を生やさない栽培方法の周知、中期的にはさとうきび産業に適した農地の選出、農業委員会などと連携し、農地集積化を進め、デジタル化スマート農業を推進し、作業効率を上げる見える化農業の確立、長期的には機械更新や20年、30年先の農業はどうあるべきかを考え、町長もおっしゃっておられる沖縄と連携し、国に南西諸島のさとうきび産業の必要性を訴えていかなければならないと思います。奄美振興交付金や奄振の活用法を見直してでも、見直しも含めて、考えていかなければならないと思いますが、町長の見解をお伺いします。

### ○町長（高岡秀規君）

今、さとうきびの交付金については、島別交付金と以前から甘味資源調整制度が変わりましたが、島ごとでしっかりとした交付金の計算ができていないかということ、まだまだ私どもの生産費の計算では反映されていないことが多いかなというふうに思いますし、農家に対しての交付金はそのまま維持の傾向ですけれども、製糖工場に対する交付金というのが非常に下がってくるというふうに聞いております。ますます厳しくなるのかなと思います。

また、輸送については1台当たり1日何トン、年間何トン運べるのかとなりますと、今の台数だと以前のその生産量からの台数で減っていないとなると、非常にコスト的にもかかってしまうということだろうと思います。さとうきびが減ったら台数も減らして1台当たりのトン数を増やすと。恐らく1.5倍ぐらいまでには増えるんじゃないかなと思います。そのときに人件費はいくらなのかということ町としたらアドバイスをせざるを得ないということで、輸送組合との交渉が非常に難航するのではないかなというふうに思われます。やはり民と民でしっか

りと交渉することが大事でありまして、今後は町が入るとなると、他地域との同じテーブルにつける、初めて交付金のかさ上げの交渉ができるわけですから、徳之島だけが突飛して輸送賃がかかってしまうということでの交付金でのかさ上げというのは非常に厳しいかなというふうに思いますので、しっかりと今後も民と民の交渉ではあるんですが、しっかりと我々は冷静な目を、そして冷静な判断をしたときに、落としどころはどこなのかということは把握するべきかなというふうに思っております。

#### ○1番（内 博行君）

分かりました。よろしく願いいたします。

次に、3番目の堆肥センターの活用した地力アップの対策についていきます。

伊仙町で2,000トン生産している農家があります。平均単収は7トンで、夏植えなどもの効果もありますが、牛糞堆肥などを活用した土づくりが必要だと聞きました。1反当たりの化学肥料は2反ほどで40キロしか使わなく、もう少し減らせる計画もしているそうです。本町でも堆肥センターには力を入れており、地力アップはどこまで進んでいるのかをお伺いします。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

本町の堆肥センターの堆肥は、主に牛糞、豚糞、ハカマ、バガス、焼酎廃棄、さらに魚のアラなどを原料としております。化学肥料の高騰に伴い、地力アップのため品質のよい堆肥生産を行うために窒素、カリ、リンに代わる有機物を模索しなければいけないと思っております。

先般、小里元農林水産大臣や、さらには塩田知事が視察に来られた際には、鶏糞等の調達受け入れができないかなど、担当のほうからお話しさせていただいております。

今後とも品質のよい堆肥生産を行うため、生産者と協議しながらしていきたいと思っておりますし、今後、考えるべきは有機堆肥の關係に観光栽培基準をまた別にもう一つ、堆肥を中心としたものをこれから先は考えていかなきゃいけないであろうと思っております。

#### ○1番（内 博行君）

その伊仙町の農家さんなんですけど、もう1堆ぐらいでいいって言うんですよね。それで7トンぐらいのさとうきびができるという、それはもう十数年かけて堆肥センターもやられたということもありますけど、その牛糞を入れてずっと切り返しをして、これまで作ってきたそうなんですけど、徳之島町ではそういった十数年堆肥を作ったモデルになるような農地はありますか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

今のところそういうふうなところは見たことは、私はありませんけれども、これは去年ですか、有機農業の關係で視察に、園芸の關係で行ったときに、ほぼそういった化学肥料を使わな

いはずっとこうやってやっていくと。やはり堆肥を中心に何十年かけてこうやってやっていくと、恐らくさとうきびのバガス等も発酵というか、なつてものがこうやって効果が出てくるのには一、二、三年はかかると思います。またハカマに対してもそうだったんですね。やはりここまで何十年てさとうきび作りで手かさぎのときに落としてきたものを、ハーベスターで1割のものを吸い上げて、今は堆肥センターを中心にこうやって来ています。それを何十年、このハーベスターが入って20年ぐらいになりますけれども、それが徐々に失われていっていると、私のほうはそう考える。

ですから、ある程度、この堆肥の投入量もここで考えなきゃいけないですし、それを補うためにペレットというふうな方法も考えたわけです。従来、間に堆肥を最初入れると1回株出し、2回株出しでは、あとは管理の肥料で今まではやっていて、ここ数年ですかね、10年ぐらい前から株出しにも堆肥を1トンないし2トンを入れるというふうな形になって、実質上入れる方法がないということでペレットを農家から要望されて、取り入れてきたわけです。

ですから、堆肥中心、有機物の堆肥中心に考えるには、やはりある程度、元に戻すためには、極端な話が今まで以上のものを入れなきゃ元の状態には戻らない、戻すためにも何年、数年かかるということを長い目でこうやって見ていかないと、ちゃんとした農地はできないと。それを実際にやってきたのが、やはり伊仙町の大規模農家だと思っております。

#### ○1番（内 博行君）

人づくりも土づくりもなかなか時間かかるものですが、やはりそこから目をそらすとやはり成長がないと思いますので、ぜひ各地区にモデル農地として見やすいところがあればいいんだなというのは見えてくると思うので、各地区でそういうものやってる、やってるじゃなくて、これも見える化だと思うので、ぜひそういった人に伝わるまで土づくりをして、そこを一つ作ればみんなある程度、真似してくると思うので、ぜひそういった場所を決めてぜひ努力してもらいたいと思います。

人口減少社会についてお伺いしたいと思います。

私の地元の亀徳地区でも空き家、空き地などで雑草や木々が生い茂り、生い茂った空き地があります。人が住まなくなり、数十年経つ家屋なども台風などで飛ばされる危険性が高い場所があります。所有権などの問題もあり管理対策が難しいことは分かっておりますが、苦情も多く、何らかの対策や事例があればお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○花徳支所長（尚 康典君）

内議員の御質問にお答えいたします。

今現在、花徳支所では空き家対策といたしまして、北部地区空き家流動化推進事業を行っております。空き家活用事業者との連携により、大家の負担が軽減なサブリース方式による空き家活用手法を実践することで、地域の実情に応じた空き家の流動化を図るものであります。現

在まで大家からの相談件数は41件で、そのうちサブリース希望件数が31件で、また大家との契約済みの件数が12件で、入居者契約済みが8件でございます。

○1番（内 博行君）

それで、空き家解消はもう全部されておられるのでしょうか。まだ要望のあるところの分はできない理由とか何かあればお伺いしたいです。

○花徳支所長（尚 康典君）

今やっているのは、結局北部地区のほうでやられている事業でありまして、ましてそのまた大家のほうから相談があつて初めて動くというかこちらも実践していますので、まだその空き家の解消全体には全然至っていないところでもございます。

○企画課長（中島友記君）

空き家対策につきましては、企画課のほうでも国土交通省の空き家対策総合支援事業を活用しまして今年度から調査を実施することとしています。これについては町内全域を対象としまして、まずは空き家の実態把握で、固定資産税とかの支払い状況や近隣の聞き取りで管理者とかが分かれば、その所有者等までを追っかけるところまで、今年度の事業で実施予定です。

以上です。

○1番（内 博行君）

分かりました。

それで、ある程度の問題は解消されるのでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

お答えします。

まずは空き家の所有者の特定ということで、今年度、次の段階といたしまして、まず所有者、管理者が分からない場合が、やっぱり島の場合、古い家屋が多いので実際出てくると思います。そこで次年度はまたそういった所有者の特定の難しい家屋について、司法書士等を依頼して所有者の特定を行っていくという業務を次年度実施していこうと考えております。

それと同時に、空き家対策計画を策定いたしまして、それ以降、令和8年度からはスムーズな空き家の除去、そして活用したい所有者の方々には活用の紹介をして、それが補助事業を絡めて実施できるような仕組みを進めていきたいと考えております。

○1番（内 博行君）

それは今、住んでいるときにそういった対策というか契約を結べたりとかいうのを考えておられるのでしょうか。その引っ越しする前だったりとか、そういったふうに、そこにいるときに対応するという形をとられるのでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

空き家というものについては、空き家特措法の第2条の第1項に、建築物またはこれに附随

する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものという規定がありまして、これに基づいて概ね年間を通じて使用実態がないということで空き家とみなされると考えます。

#### ○1番（内 博行君）

そうなりますと、やはり空き家になってからがなかなか難しいんですよね、追っていく作業も大変ですし、ぜひそういった何か都道府県の中でどこかいい事例があったりとかするのを探しながら、今後、多分、日本というのは多分こういうことが問題になってくると思いますので、ぜひそういうところにもアンテナを張りながら頑張っていたきたいと思います。

それでは、2番の、遊休農地の再生や適期作業をデジタル化し、見える化農業を推進すべきではないかと思います。農地などは中間管理機構などの推進を努力されておりますが、先日、農林水産課の職員が石垣島のほうにデジタル化農業の視察に行ったと聞きましたが、どのような取組を石垣はしているのか、お伺いしたいと思います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず徳之島においてはということで、現在、農作業受託センターとしての南西サービスの、クボタの営農システム「K S A S」の導入を行い、台帳圃場の整備、作業記録、進捗状況の見える化をして、管理業務の負担軽減を現在図っております。

この御質問の、石垣ではどういったことをやっているかということなんですけれども、まず向こうの石垣製糖と開発組合の関係に見て、あとはまた圃場を見たんですけれども、まずマッピングシステム、地図化の中に、こちらと「K S A S」と同様に、やはり春植え、夏植え等の圃場の入力しております。

しかしながら、目を見張ったのはハーベスターがあるんですよね、一番ちょっと気になったのは。ハーベスターがあって、ハーベスターのほうに全てGPSがついている。どこに行っているというふうな所在地がそのマップに見えて、また今まで徳之島で言いますと、刈り取りのときに、農協さんのほうに申請して、誰々のハーベスターでって言ったときに、横の移動が大変な場合がありますので、取りあえず近くの受けたところでやりますけれども、そこは開発組合並びに石垣製糖のほう、特に石垣製糖の社員の方が指示を出して、その区域の中で回っていくと。給油も、給油会社もそのある程度、そのハーベスターの所在を見て、無理なくそのどここの圃場に給油しにというふうな形でやっております。

なおかつハーベスターでこうやって刈り取りますけれども、いつ刈り取ったというふうな記録を持って、いつごろ管理作業しなきゃいけないというふうなことを指導しているというふうな形で、ある程度、やはりこちらのメーカーは違いますけれども、ある程度目立つところはやはりそこまで行かなきゃいけないのかなと考えております。

現在、数年前よりクボタの営農システムをやっておりますけれども、少しずつ生産対策部の今回行ったメンバーで、会社、農協、3町の糖業担当、ある程度そろって行っておりますので、情報共有をしながらその行ったものをまたハーベスター部会とかで、そこら辺に広くこうやって情報提供して、できる限り、やはりあれが見える化なんだろうと思いますし、今回行ったのはハーベスターの修理で十何台集まって、開発組合の会社のほうに集まっていたんですけども、それがマッピングの中でみんな既にこうやってGoogleマップの印のように、その何十台っていうやつが全部全て集まって1か所にいるというふうな形で、1台は試験的に運行しているからずっと動くのが見えるというふうな、そういったところまで来ておりましたので画期的だなと非常に思った次第であります。

#### ○1番（内 博行君）

そのデジタル化で、その畑が活動しているかどうかいったらどれだけ反収が取れたとか、そこをまた作業しているかどうかというので、やはりやらなくなっていく予兆が分かると思うんですよね。遊休農地とかも出ずに止められる。そこで、なぜここが荒れてきているのかというのはすぐ分かるということで、そういう見える化もぜひ取り組んでいてもらいたいと思います。

そして、先日、それと関連するかもしれませんが、明治大学の教授が徳之島の圃場と農地台帳の突合をするためにデジタル化を推進するという研修がありました。本町の取組などがもしありましたらお伺いしたいと思います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

データの突合ということで、一番ネックになってさとうきび生産対策本部、これは3か町でやりますけれども、一番ネックになっているのは農協のデータとその「KSAS」システムの突合であります。これがもう課題になっていて、その突合作業を明治大学が協力してやっていただけるというふうなことで、生産対策本部、このマッピングシステムに関しては3か町で考えなきゃいけない、この生産対策本部を中心に考えなきゃいけない案件だと思います。農家のほうは徳之島町であっても工場のほうは伊仙町にあたり、天城町にあたり、当然、入作、出作があるわけですから、全体的な考えでやっております、3町一緒になって今後、サポート体制、情報提供しながら大学のほうと協力をもらいながら急いでやっていきたいと思います。

#### ○1番（内 博行君）

分かりました。ぜひ見える化農業をよろしく願いいたします。

それでは3番の、人口減少社会の中でスマートシティ、デジタル化社会は新たな価値を創出し続ける持続可能な地域と定義がなされているそうです。そのデジタルスマートシティ、デジタル社会の本町の取組などがあればお伺いしたいと思います。

#### ○企画課長（中島友記君）

内議員の御質問についてお答えします。

スマートシティとは情報通信、ICTを駆使して町のインフラやサービスの効率化を図って住民の生活の質を向上させるということを指すということです。デジタル社会への移行によってデジタル技術を活用して、様々な効率化が図られ、地域経済の活性化に寄与するものであるということですが、まだまだ私たち徳之島町ではこういったスマートシティというところの取組が現在のところなされていない状況でありまして、令和6年度にスマートアイランド推進プラットフォームというものの設立がありましたということで、国土交通省から案内がありまして、これはスマートシティ、それに変わるスマートアイランド、離島向けの、離島の課題に向けた産学官の共同で推進していく団体であるということ、まず、こちらの団体に加入いたしまして全国の事例をまずは収集して、今後、ICT新技術、デジタル技術の離島への実装という実現に向けて、今、勉強していくというところの次第であります。

以上です。

#### ○1番（内 博行君）

私もそのスマート農業という形でいろいろデジタル化のことを聞いたりしていたんですけど、基地局をつくらなきゃいけないとかあるみたいなんですけど、いや、もう来年には基地局も要らないという、補助金申請している1年後にはもう時代が変わっていたりとかすると思うんですよね。すごいアンテナを張りながらスピーディーに動かないとついていけなくて、無駄な補助事業になってしまうと思いますので、これはすごく勉強しながら、いろんなところにアンテナを張りながらやっていかなければならないと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

全国でも人口減少は進んでおり、徳之島でも人口減少社会になっております。皆様の英知を集結し、この難解な時代を輝かしい未来に変えるよう力を合わせて一丸となって頑張っていきましょう。

1番、内博行の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。14時50分より再開します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

#### ○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政田正武議員の一般質問を許可します。

#### ○2番（政田正武君）

皆さん、こんにちは。

最後の質問となりました。5時までたっぷり質問させていただきます。

先月23日、町生涯学習センターにおいて、塩田知事とのふれあい対話が開催されました。テーマは「農業」ということで、12名の方が畜産、園芸、さとうきび等の現状、課題、要望など発言いたしました。飼料の高騰、子牛価格の下落、後継者不足など、農家の皆様の切実な声をお聞きし、非常に厳しい状況にあるということを改めて痛感いたしました。

先ほど内議員からもさとうきび輸送についての質問がありましたけれども、昨日、さとうきびの輸送組合の方とお話する機会があり、本年度も南西糖業との輸送コスト等の問題で折衝が難航し、年度内の搬入ができないのではないかというお話もありましたけれども、先ほど高城課長、町長からも、輸送組合と南西糖業の民・民という問題というお話もありましたけれども、やはり一番困るのは農家の皆さんだと思います。農家の皆さんが毎年こういったことで不安にならないように、町としても何らかの対応、措置を講じる必要があるのではないかと感じております。私も少しでも農家の皆様のお力になれるよう微力ながら現状打開のため、役場の皆さん、議員の皆さんとともに取り組んでまいりたいと思います。

それでは、2番、政田正武が3項目について御質問いたします。

初めに、アマミノクロウサギの果樹被害状況についてですが、このことについて冒頭申し上げましたけれども、知事とのふれあい対話の中で、本町山で果樹園を営んでいて、奄美群島たんかん品評会等で金賞など数々の賞を受賞されている方ですが、その方からもクロウサギによる食害が増えており、防止対策として何かいい方法はないかという質問もありました。令和5年度の本町における果樹の被害状況をお伺いします。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

政田議員の御質問にお答えいたします。

果樹被害の報告が受けているものはタンカンであります。

タンカンにおけるアマミノクロウサギの食害は、令和5年度に幼木15アール16万2,000円の被害がありました。成木の食害もありますが、樹勢に影響があるものは直接的に収量の減収として判断できないため、成木のタンカンの被害については収量や被害額には把握できておりません。

今後は成木の被害の算出方法を定め、アマミノクロウサギの食害とされる報告できるよう、県への相談を行っていきたいと考えております。

#### ○2番（政田正武君）

令和3年度、4年度と比べ、被害は減少をしているのか、増えているのか、どちらでしょうか、お伺いします。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

タンカンの直近の被害については、令和3年度は15アール18万3,000円、令和4年度15アール19万6,000円、令和5年度も15アールですけれども金額のほうは16万2,000円となります。いずれもこちらに関しましては、幼木の食害になります。近年、アマミノクロウサギの生息頭数も増加しており、母間、山を中心にアマミノクロウサギの食害は増えており、被害面積は増加しているものだと思います。被害額についてはほぼ横ばいでありますけれども、こういった届出がどうか、報告が上がっていないのがかなりあるというふうな状況であります。

## ○2番（政田正武君）

3年、4年、5年度と、ほぼ横ばいという状況でございますけれども、金額的に見たらそう大きくない金額かもしれませんが、後々の生育への影響、品質の低下、収穫量の減少、減収も出てくるのではないかと思うんですけれども、大和村では727万円程度の被害が出ております。本町もクロウサギの増えていっていると思うので、この被害額も増えてくると思うんですけれども、4年か5年前に、国か県の事業は単独か分かりませんが、鹿児島大学が主体となってアマミノクロウサギによる農作物被害をどう防ぐ、徳之島で農作物に被害を与える野生動物はと聞かれて、皆さんの頭に浮かぶのはイノシシでしょうか。最近ではアマミノクロウサギによる農作物被害が増えているのを御存じですか。農業で生計を立てる生産者と、そこに住むアマミノクロウサギ、どちらもとても大切です。私たちは農地の周囲に電気柵や金網柵を設置することで、人とアマミノクロウサギのすみ分けを図り、そして共に暮らしていく形を提案しますと言って事業を行ったんですけれども、多分母間でやったと思うんですけれども、そのタンカンの圃場において、その実証試験を行った結果、被害の防止等についてそういう報告は受けていませんか。多分、企画課でやった事業だと思うんですけれども、課長、どうですか。

## ○企画課長（中島友記君）

お答えします。

今、政田議員の言われました件につきましては、鹿児島大学のほうが主催となりまして、共催として奄美広域事務組合が実施した事業です。これについては鹿児島大学の教授がアマミノクロウサギの食害に対する対策として、電気柵や金網柵を設置してカメラ等を設置して、その被害の状況等を調べたということで、その報告がなされたと聞いております。でもそれ以降、今現在、ふるさと納税のクラウドファンディング型のふるさと納税を活用している実証といたしましては、タンカンの幼木またはタンカンの木の周りに保護シート、保護シートというかちよっとプラスチック製の金網のようなものを巻きつけて、被害状況を確認したところ、ほぼ被害がゼロになったというような、ふるさと納税の活用事業での実証の結果はお手元でございます。

以上です。

○2番（政田正武君）

では、この鹿児島大学が行った被害防止対策についての被害防止の状況とかはまだ確認されていないということですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

令和3年度ですか、企画課の事業だったようでありましてけれども、タンカンの木約400本に保護シートを設置し、モニタリング調査を行った結果、食害被害はゼロだったということになります。

○2番（政田正武君）

大和村で、補助事業でクロウサギによる食害対策の事業を行っている、知事とのふれあい対話の中で、大島支庁からお話がありましたけれども、その事業について課長は何か情報はありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

事業については、事業であるのかどうかは分かりませんが、防護柵なりは電気セツト等によっては保護しているというふうな話は聞いております。

○2番（政田正武君）

ちょっと聞いた話なんですけれども、国の事業で、正式な事業名ははっきりと分かりませんけれども、鳥獣被害対策実践事業というような事業を行っているという話を聞いていますけれども、この事業は農家の負担額が1%と非常に補助率のいい事業だと聞いていますけれども、後で調べていただきたいと思うんですけれども、私のほうも定かでないの、そういういい事業があるということなんですけれども、その課長はどうですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

事業名を聞いて思い当たる節があります。対策事業ということで、農林水産課の所管の事業として、鳥獣被害防止対策事業等事業がありまして、これは主に交付金等を活用した事業でありまして、イノシシの関係で現在、使われております。恐らくその関係の事業ではないかなと思っております。

今後、町単独でも現在、鳥獣被害対策資材の導入等も行っております。電気柵等のイノシシについては、そういったものもクロウサギのほうにも適用しながら、同時にこの国の事業も、国・県の事業も活用するよう要望していきたいと思っております。

○2番（政田正武君）

今まで国の特別天然記念物ということで、具体的な対策が講じられていなかったと思うんですけれども、大和村でやっている事業も国の事業で、先ほど申し上げましたけれども1%程度

の農家負担ということで、すごいいい事業の事例だと思います。先ほど申し上げましたけれども、山の果樹農家の方から、そういうイノシシの柵だとくぐり抜けてしまう。この事業はウサギが入らないような網目の小さい柵で覆ってやる事業だという話も聞いていますので、そういうところを大和村にでもお尋ねして、本当に農家にとってはいい事業だと思いますので、こういういい事例はどんどん農林水産課のほうで取り入れて、農家さんのほうに積極的にアピールしてほしいと思います。

これからもクロウサギの個体数も増えてくると思いますし、今後、大和村のように被害も大きくなってくると思いますけれども、クロウサギは駆除できません。共生していかなければいけないので、農林水産課としていい事業があればどんどん取り入れて、被害防止について農家さんの皆さんのために御尽力いただきたいと思います。

先ほど企画課長からもありましたけれども、令和5年度ですかね、思いやり予算でクロウサギの保護要請事業を行っているようですので、農林水産課のほうでこの事業が時間がかかるとか、採択が難しいということであれば、その思いやり予算でもしていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、健康の森陸上競技場管理棟の整備についてですが、最近、鹿児島樟南高校相撲部をはじめ各団体が合宿等で管理棟を利用していると思いますけれども、シャワーについて、現在、水の出が少し悪く、お湯も出ないということでございますけれども、その合宿で管理棟を使用する際に、樟南高校相撲部の方の保護者や関係者が厚意で簡易給湯器を設置していると聞いております。社会資本整備事業等での改築と大規模改修が困難であるようですので、その簡易給湯器の設置、また借上げを行うなど、町の予算で対応できないか、お伺いします。

#### ○社会教育課長（安田 誠君）

政田議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度以降、陸上競技場の管理棟を合宿等で利用した団体は2団体ありました。議員がおっしゃるように、現在の陸上競技場のシャワー設備は給湯器がないため水しか出ない状態です。利用する際は利用団体のほうで給湯器を設置して利用してもらっている状態です。ですので、今後は合宿誘致という点からも、合宿期間だけでも簡易給湯器等を設置できないかというふうに考えていきたいと思っております。

#### ○2番（政田正武君）

社会教育課においては、9月に多目的広場のバックネット補修等の要望をいたしましたけれども、現在、工事が行われているようで迅速な対応していただき誠にありがとうございます。

昨日、宮之原議員からもありましたけれども、利用者のニーズに応えることも大事だという話がありました。この件に関しても12月に入り、令和7年度の予算編成が行われていると思っておりますけれども、安田課長、ぜひ財務と交渉して、当初予算で計上していただけるようによろし

くお願いします。

次に、ふるさと納税返礼品についてですけれども、返礼品のタンカン、マンゴーなど果樹が非常に好評だということでございますけれども、現在、不足しているという話をお聞きしているんですけれども、現状をお伺いします。

#### ○企画課長（中島友記君）

政田議員の質問にお答えします。

徳之島町ふるさと納税では、令和5年度最も寄附が多かった返礼品が徳之島産マンゴーで約4トン、寄附件数約3,000件、寄附額約4,000万円の寄附をいただいております。タンカンについては約3トン、パッションフルーツについても約4トン、ドラゴンフルーツは約0.2トンとなっております。特にマンゴーについては人気が高く、実際、マンゴーの収穫量が限られているためJAや民間、ふるさと納税での出荷と調整制限をしながら、ふるさと納税で出荷しているという状況であります。

以上です。

#### ○2番（政田正武君）

今、課長のほうから、注文を制限しながら出荷しているという話でございますけれども、この物が不足しているということですか。

#### ○企画課長（中島友記君）

先ほども申しましたが、特にマンゴーについては人気が高いということで、今、品物が足りていないという状況であります。

#### ○2番（政田正武君）

その足りていないというのは、物はあるけれどもふるさと納税で出荷するのがないのか、それともマンゴー農家の方たちがほかの、独自の販路を持って販売しているのか、そういったところはどうか。

#### ○企画課長（中島友記君）

お答えします。

ちょっと全ての農家の皆さんのお声ではないので、参考としてなんですけど、以前、マンゴー農家さんにお話を聞いたところ、やはりそれぞれ昔からの顧客もあり、ふるさと納税や、もう商品がマンゴーを生産するに当たっては、もう出荷先がほぼほぼ決まっているというところで、ふるさと納税に出せる数も農家さんのほうでも調整しているというか、そういった状況にあると思います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

生産の関係で補足をいたしたいと思います。

まず、タンカンについては、例年、こはん症が多い状況の中、令和6年度はこの間の期間になるんですが、隔年経過の裏年ということで収量が、生産量が減少したということです。

マンゴーについては一部の農家で着果不足があったということですね。要するに、花芽で実がつかない状態が、あるいは収量が減ったということ。また7月下旬から8月上旬にかけて天候不良による船舶の欠航もあったため、一部品質も低下する状況になったため、島外の出荷が滞ったという状況もあります。

今後、栽培管理の徹底により収量の安定を図っていきますので、品質管理の維持を図るよう指導体制を今後とも整え、生産農家との連携に努めていきたいと思っております。

## ○2番（政田正武君）

ふるさと納税の担当の方のお話ですと、マンゴーの供給量が大幅に確保できれば寄附額は大幅に増えていくという話を聞いております。企画課としては、今後、この不足についてどのように確保していきたいとお考えですか。

## ○企画課長（中島友記君）

まずは農林水産課との連携というものを前提に、今後はこういったふるさと納税で伸びている返礼品、果樹類、そしてじゃがいもも昨年数字が大分伸びたので、今年は先行の予約も積極的にやっているという話を聞いております。

こういった伸びる分野で、ふるさと納税で儲かる農業につながるというものであれば、これはどんどん推進するべきことではないかと考えておまして、島の農業の件で、今日はいろいろと意見がありましたので申し上げますと、本当に儲かる農業というものをどう見せていくかということは今後追求していくべきだと考えております。

それでは圃場がどういった土壌で、どういった作物に合っているのか。そこに何を植えるかによって投資がいくらいるのか、何年後に収益がいくら出るのかとか、そういったシステムづくりというか、それが農業の見える化につながるんじゃないかと思ひまして、また次年度以降、そういったシステムで、例えばUターン者が農業を始めるときに、さとうきびを5反作ったらあなたは何年後にいくら収益がありますよというところを見せれるようなシステムづくりを構築していきたいと思ひます。それがさとうきびであったり、タンカンであったり、ハウスに投資してマンゴーを栽培したときには投資がいくら、何年後に収益がいくらというような、それがUターン、Iターンにつながるんじゃないかと考えております。

以上です。

## ○2番（政田正武君）

今、課長からありましたけれども、この間の知事とのふれあいの対話の中でも、普及所のほうでさとうきびの作物マニュアル、これマニュアルどおりすれば儲かるというマニュアルをつくっているんですけども、農家の方から全く儲からないと。このマニュアルは全然赤字にし

かならないという話もありましたよね、総務課長、聞かれましたよね、農家の方から。

そういう無駄なマニュアルではなくて、しっかりと実績を上げている農家の方たちの意見を取り入れて、コンサルだけではなくて、そういう丸投げじゃなくて、そういう実績のある農家の方のシミュレーションをして、そういうマニュアルづくりもしていただきたいと思いますし、これからこのマンゴーとか、タンカンとか、昨日、広田議員からもありましたし、タンカンもすごい好評でございます。そういった、課長から担い手不足とか後継者不足という話もありましたけれども、そういった方を町のハウスですね、育てて、そのハウスを利用するという案とかはないんですかね。すみません。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

営農研修ハウスがあるんですけれども、毎回募集するんですけれどもなかなか参加していただけない。以前も言われて、ふと思い出したんですけれども、やはり今後、こういった就農に関して受け身じゃなくて、就農してみませんかというふうな形で、逆にこうやって言うていく方法も。以前、自分がもう本当30代、40代全般のときに、仲間内でそういうふうな話をして語った記憶があります。今、やはりそれをやらないと就農してくれないような状況になっているんじゃないかなと思っております。

また、特に今は、畜産は低下低迷しているんですけれども、畜産のほうにはバツと入ってくるんですけれども、園芸のほうにはなかなか取り組まない。入ってきた人にもいろいろ意見を聞くんですけれども、この先の、ハウスを入れて勉強して、その先のことをあまり考えていないというか、先を見てこうやって取り組んでいるのかなと、ちょっと疑問、今、若い世代に非常に疑問を持っております。夢を持ってやはりやるためには、今、いる人たちの儲かっている姿を見せることが一番肝心だと思いますので、キビが儲かる農業と言われれば、キビで儲かっている人を見せるのが一番いい参考事例だと思いますので、そういった指導体制を心掛けていきたいと思います。

#### ○2番（政田正武君）

すみません、ちょっと質問の趣旨がずれてしまいますけれども、先ほど企画課長がおっしゃったとおり、見える化、内議員からもありました。こういうふうにして、こういうふうになれば、何年後には必ず儲かるというシステムを農林水産課とタッグを組んで、農家の方たち、また若い人たちが必ず儲かるというようなそのマニュアルづくりも今後しっかりと検討していただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月12日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時17分



# 令和6年第4回徳之島町議会定例会

第3日

令和6年12月12日



令和6年第4回徳之島町議会定例会会議録

令和6年12月12日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

勇元 勝雄 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	高城 博也 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	白坂 貴仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	廣 智和 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水 道 課 長	保久 幸仁 君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○8番（勇元勝雄君）

おはようございます。

今年もあと20日ほどで終わります。これからも、議員は誰のためにあるのかを考え、町民の要望を聞き、町政に伝えていきたいと思えます。

山の先輩議員が最後の議会で言いました、町長が悪いのじゃない、悪いのは議会だということを行いました。町政を修正することができるのは、我々議会でございます。議員は町政に対し、是は是、非は非の姿勢で挑まなければならないと思えます。私もあと1年3か月、町民目線でこれまで同様に議員活動を続けていきたいと思えます。

8番勇元が、以下の6項目について質問いたします。当局の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

子ども医療費について質問いたします、1番目の。

私は過去11年間、子ども医療費の無償化を訴え続けてきました。その間、町長の答弁もいろいろありました。無償化できない本当の理由は何だと、町長は考えていますか。

○町長（高岡秀規君）

質問にお答えいたします。

まず確認ですが、なぜ無償化できないかではなくて、なぜ無償化しないかということでの質問を受けたいというふうに思えます。

まずは、徳之島町地域振興については様々な課題点がございまして。その様々な課題にどうやって予算を組んで、優先的に重点的に行っていくかの中での無償化については、ただいましていない状況であります。

まず、地域課題とは何かということでありまして。地域課題にどうやって予算を組むかということから、今、進めているところでございまして。よって、無償化できないのではなくて、今はしていないというのが本当の理由でございまして。

そしてまた今後は、県のほうが、今、国保の保険者になっております。そしてまた国の施策の

ほうでも、様々なデータ、そして見解が述べております。今回、次の段階で、2番目の答弁で答えたいと思います。

#### ○8番（勇元勝雄君）

いろいろ質問をしたら、今まで過去11年間、水かけ論で終わっています。簡潔に、2番目の小学校、中学校、高校卒業までの費用はどれぐらいの費用でしょうか。

#### ○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

現在、既に非課税世帯は、18歳未満までが無償化の対象になっております。また、令和7年の4月からは、未就学児の課税世帯・非課税世帯も無償化となります。

そこで、今後の必要財源ということなんですけれども、小学校から高校までの課税世帯の必要な財源を概算で出しておりますのでお答えいたします。

課税世帯です。小学生までは997万9,576円、中学生までは359万7,409円、高校生までは698万9,131円、合計すると、2,056万6,116円です。ですので今後、18歳まで全て無償化にする場合は、その2,056万6,116円が必要になるというふうに、現在、考えております。

以上です。

#### ○8番（勇元勝雄君）

実際、2,056万6,118円、これ概算ですから上がる場合もあります。また、下がる場合もあります。保険税の、子供たちが病院に行くか行かないかでも数字は変わってきますけど、町長が言うようにいろいろほかの事業をやるべきという答弁もありましたけど、今現在、学校教育のポイント事業で2,900万ぐらいですかね、予算を組んでますけど、それはそれでいいと思います。

ポイント事業にしても、200円じゃなくて100円にするとか、そういうことをして財源を生み出す。実際、もし100円にしたら、単純計算したら1,000万円ぐらい浮くわけですよ。これだけ全国的に見てもいろいろ無償化やっているのに、子供たちは、町長の昔の答弁で、コンビニ診療が出るとかそういう答弁もありましたけど、安心して病院に行けるような状態につくるのが、私は町長の政策だと思いますけど、これは答弁は要りません。

3番目に行きます。全国的に見ても、96%以上の市区町村が無償化をしています。県下でも43市町村のうち来年度からは、鹿児島市、霧島市、始良市は、現在でも中学まで無償化みたいですが、恐らく来年度は徳之島町だけ無償化をしていない町村になります。

県の町村会長もしている町長が、国に要望するだけでなく率先して無償化をして、もし国が無償化をした場合、その分の財源が浮くわけですから、またそれもほかに回せます。私はそういうことを考えるべきだと思います。この新聞のコメントを見てみますと最後に、野党議員だから反対しているわけではないということが書いてあります。たかが徳之島町の議会で、私は

与党も野党もないと思うんですよ。全部、町民党であって、町長は、町議会に与党とか野党とかあるということを考えているんでしょうか、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

その点については、私が結果的にそういう考えているのではなくて、相手側がそう思っているケースのほうが私は多いと思っております。これは、私の話を新聞記事になっていますが、その前に、そういった話を聞いたことがございます。自分がやるからしてくれないんじゃないか、だから、ほかの議員に頼むとか、そういったことも踏まえた上での文言だったと思います。

そしてまた、国が実施するまで待つのかということなんですが、これだけは言わせていただきたいんですが、じゃあ、国がどういうふうに考えているか、どういうふうに分しているかということをおままで申し上げておりました。また、令和5年度の国の厚生労働省の調査においても、医療費の助成の拡充により被保険者の受診行動が変化をし、受診率の増加等が生じられることが知られており、医療保険財政への影響のみならず、例えば、必要性の乏しい抗菌薬の処方増加による薬剤耐性の発生など、健康への悪影響が懸念等で指摘されていると。

つまりは、医療費がどんどん上がってしまうということと、薬に対しての耐性ができてしまっていて薬が効かなくなるということです。そして2050年には、がんによる死亡者よりも増えると言われていたということが分析されております。そしてまた、効果が乏しいエビデンスがあることが指摘されている医療において、医療費助成が医療費等に与える影響において改めて分析を行い、特に無料とした場合の影響など、地方自治体等とのその認識を共有し、適切な対応を求めていく必要があるというふうに、国のほうでは見解が述べられております。

もし、医療費の無料化について、なぜやるのかということをお聞かせ願ったらありがたいなというふうに思います。

逆質問よろしいですか。

○議長（行沢弘栄君）

反問権の行使を許可します。

○8番（勇元勝雄君）

これは、前も反問権を使って町長が質問をしましたけど、一番は安心して病院に行ける、そして経済的な負担がなくなる、その2点です。

○町長（高岡秀規君）

安心して病院に行けるという体制は整っていると思いますし、もし仮に耐菌性、そしてまた薬が効かなくなるおそれがある、そしてまた風邪がうつるおそれがあるということは、安心して病院に行けるというのは違う視野が必要であるというふうに思っております。

そして、経済的な資源というのは当然あるかというふうに思いますが、それに代わるわれんきゃポイント1人頭2万の予算を組んでおります。それで、われんきゃポイント健康づくり

をしながら、もし仮に医療にお世話になるときは、そのポイントを振り返ることができるということで、生活の支援、子育て支援策は取っているわけです。

そしてまた来年には、給食費の地域振興券というものがあります。これは3,000万ほどの予算がかかりますが、その振興券ももらえるということから、生活支援、子育て支援の環境は多く解消されるだろうというふうに思います。

その地域課題というのは、人口減少です。出生率は高いのになぜ人口が減っているのかということの対策が早急に必要だと。雇用対策だったり、所得の格差をいかに縮めるか、そしてまた、今後もしっかりと子供たちの教育環境には努めていきたいというふうに思います。

当然、徳之島町だけしていないかもしれませんが、徳之島町だけがやっている施策もあるわけです。そういった分析等も含めながら、子育て世代に対して何が効果的なのかということも含めて様々な視点から検討、そしてまた施策は取っていききたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

薬の耐性ができる。病気だから病院に行くわけですよね。病院に行ったら薬をあげます。病気だから薬を飲むのは仕方がないと思うんですよね。われんきゃポイント、対象者が何名で、現在どれぐらいのパーセントで対象者が申請をしているのかお伺いします。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、ちょっと通告外で即答えることはできませんので、答弁することは多分できないと思います。

答弁できれば大丈夫ですけれども。

後でよろしいですか。全部把握しているわけではありませんので。後ほど回答させますのでよろしくお願いします。

○8番（勇元勝雄君）

その数字は、この間話したとき町長から聞いていますよ。何百円か。（発言する者あり）37%とか。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

われんきゃポイントに関しましては、現在38.2%の加入となります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

これは通告外じゃないと思うんですよね。町長がポイントで還元します。そういう答弁をしたから、それに対して、それは何%ですかと聞いただけであって、そこまで、町長がそういう答弁をするから聞いただけじゃないですか。私は通告外とは思っていません。

実際、こうして毎回毎回子ども医療について質問していますが、私も反省をしています。

なぜ、こうして意地になって質問しているのか。子育て世帯の皆様には謝りたいと思います。この質問に対しては、町長と私の考えは平行線です。政策というのは、いかにして町民のためになるのか、それはポイント制もいいですよ。老人のポイント制は、1回出たときに100円です。そういう点も踏まえて、私の感じでは、私の質問に対して、町長は意地になってるんじゃないかという考えでございますけど、2番目に移ります。

金見のソテツトンネルの保存について。

実際、徳之島町で自然的な観光地というのは、畦と金見のソテツトンネルしかありません。国立公園にも指定されています。金見のソテツトンネル一帯を今後、現状を生かして保存していかなければならないと思います。6月議会で町長の答弁で、おもてなし観光課のほうで案を持っているということでしたが、どのような案かお伺いいたします。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

勇元議員の御質問にお答えします。

このことについては、10月から金見地区環境保全事業として、地元のことをよく知る金見あまちゃんクラブを中心に、金見集落の皆さんで既に取り組んでいます。

この事業の内容につきましては、勇元議員が質問されているソテツトンネル一帯はもちろん、ほかにも金見集落には観光資源が多くあります。この自然環境を集落民により保全活動することにより、地元に着愛を持ち、手つかずの自然を後世に残していくための事業となっています。

以上です。

#### ○8番（勇元勝雄君）

実際あの一帯、展望台から県道までの……、写真をお願いします。展望台一帯を借り上げるか、買上げをして、道・ソテツの手入れをして、一帯をソテツ公園として保存することができないかお伺いいたします。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

勇元議員の御質問にお答えします。

この件につきましては、地元の方に聞いたところ、所有者の方が既に亡くなったり、遺族の方が探せない土地、また、島外に出ていて連絡先が分からないなど、そういう土地が数多く点在しているようです。その件について取りまとめるのが難しいと思われしますので、その件がありまして、このような理由から、地元のことをよく知る集落の皆さんに環境保全活動をお願いするのが最良だと考え、依頼したところです。

以上です。

#### ○8番（勇元勝雄君）

だから、地権者が亡くなって分からないとか、そういうことがあるから、早急に手を打ってしなければいけないと思うんですよ。大体、ソテツトンネル一帯の筆数を大体調べたんですけ

ど、大体89筆、そして大体面積が6から7ヘクタール。そういう悠長な考え、それは役場が率先してやるべきであって、集落に投げかける問題じゃないと思うんですよ。

それは役場が率先して集落と話し合っ、もし、こういう公園として整備する計画があったら、もっと率先してやるべきであって、今現在、あの一帯は全部個人有地ですよ。中の地主がもうソテツは要らないから切って畑にするとか、トラクターが入らないから切って道路にするとか、そういうことも出る可能性があるわけですよ。最低限、ソテツトンネルとして公開している部分だけでも借上げをするか、買上げをするかしなければ、町が勝手にソテツトンネルとして観光客に開放している、そういうことがおかしいと思うんですよ、私は。観光課としてはどのように考えますか。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

以前にも答えたと思いますが、この件につきましては、金見の集落の方々が金見のソテツのほうを後世に残したいという希望もありまして、金見集落の方々と話し合った結果、そういった土地が私たちに手がつけられないところがあるということで、早急に対処できるのは集落の皆さんが最良だということで、金見一帯の保全に努めるような話があっ、こういった事業を始めたわけです。

言われたように、勇元議員が描いている金見一帯のほうも、集落の皆さんで今後ですね開拓をしていて、開拓というか畑のあぜ道がありますので、両サイドにビーチがあっ、そこに通れるような観光地にしていきたいという願いがあります。

勇元議員が描いている公園というのが、この金見の集落の自然を生かしながらする公園であれば、集落の方とか私たちが目指すものと一致していると思いますので、その辺御理解をお願いします。

#### ○8番（勇元勝雄君）

これ1番目の質問に書いてありますよね、現状を生かして。ただ、公園という名前がついているだけであっ、もうちょっとソテツの葉を整備するとか、道を整備するとか、何年か前は、ある業者が1年1回きれいに清掃していました。だから、今、課長が言うのは全部集落に投げる。町がどういうことをやりたいから協力できませんかという話を持っていかなければ、そして集落と一緒に住民の話を聞いて、どういうことができるかということを考えるべきであっ、今課長の答弁では、全部集落がやる、そういう答弁じゃいけないと思うんですよ。町長はどう考えますか。

#### ○町長（高岡秀規君）

ちぐはぐにならないようにするんですけども、今、課長の答弁のとおり、地域の意見を生かした、地域の要望を聞いた施策を取るということであり、町が勝手にこうしなさい、ああ

しなさいではなくて、地域が自ら参加をしながら、地域の声を聞きながらするためにはどうしたらいいかという結果、集落の方に委ねたということでありますので、しっかりと地域の声を聞きながら進めていきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

実際現状を見ても、今あちこちリゾート地として県外の業者が動いています。そういう業者に手をつけられないように町としても考えなければ、あそこにもし建物ができたらどうなるか、個人の所有地が、個人がそこに家を建てる、そういう考えを持ったら、途中で切れたらソテツトンネルの意味がなくなるわけです。そういう点も踏まえ、これからもっと役場と地域と協力して、もっとスピード感を持ってやってもらいたいと思います。

これは3番目、県道からの入口付近に大型バス等が駐車できる駐車場はできないのかお伺いします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

勇元議員の御質問にお答えします。

その件につきましては、以前から金見集落の方や地元議員の方から相談を受けていたことから、駐車場の候補地があります。既に役場の財産管理担当や集落区長、バス会社にも駐車場の候補地を確認しています。所有者の方にも相談していますので、同意が得られるのであれば進めていきたいと思っています。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

奄振関係にはそういう自然公園、現状を生かした公園とかそういうのをできるような事業はないのでしょうか。

○企画課長（中島友記君）

勇元議員の御質問についてお答えします。

奄美群島振興交付金の中に、奄美群島成長戦略推進交付金事業という事業がありまして、その中で観光交流施設の整備とかは可能となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

蛙のほうで、総合計画の中に2億という数字が出ていますよね。あれはどのような事業でしょうか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

事業名ははっきりしないんですけども、環境省が行う公園事業になっています。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

そういう事業も取り入れないかということを検討してもらいたいと思います。

3番目の県道の整備。

この間、建設課のほうに区長のほうから要望書が出たと思いますけど、亀徳集落内の途中で工事が止まっている歩道の整備、阿田野平住宅までの急傾斜地の整備、また実際、現在の県道の崖が崩れた場合、亀徳の集落は避難することができません。災害時の大事な避難道路として、整備を県のほうに要望すべきだと亀徳の多くの住民の方が考えています。町から県のほうへ要望はできないかお伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

亀徳避難道整備委員会から先日お預かりしました、亀徳地区内歩道の整備、県道急傾斜の整備についての要望書につきまして、町から鹿児島県徳之島事務所のほうに、早急に要望したいと思います。またその際は、ぜひ亀徳避難道整備委員会の御同行をよろしくお伺いいたします。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

この道路は県の要請で集落住民で全部、現在の歩道関係、同意書をもらった分が、知事の一存で途中でストップになったという経過があるんですね。実際、亀徳の車両の交通量は、亀徳のほうが一番多いと思うんですね。そういう点を踏まえて、県のほうにも何回かお願いはしてあります。もし必要なら、集落として、県のほうにも要望書を出したいと思います。早急な要望をよろしくお伺いします。

4番目の入札について。

令和5年6月議会で、業者の指名の在り方について質問しましたが、現在もいろいろなうわさが耳に入ってきます。指名を各課長が組んで、改善はされているのかお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

指名競争入札における指名業者の選定は、公平性、透明性、競争性を確保することを基本方針として、規定に基づき選定を行っております。また、事業の規模や特性、工期の制約、地域の実情を考慮し、適切な業者を指名することを心がけております。

具体的な選定基準につきましては、入札参加資格を満たしていること、業務委託場所の地域性、対象工事や業務に必要な技術的能力、施工実績を有していること、過去の実績や工事の経験、経営の安定性・信頼性などを考慮した上で、全体的に総合的に判断して指名を行っております。

○8番（勇元勝雄君）

業種別に指名願を出している町内業者の数をお伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

業種別の町内指名願提出業者数につきましては、土木工事業では、特定建設業が5社、一般建設業が32社、建築工事業では、特定建設業が3社、一般建設業が14社、電気工事業では、特定建設業が1社、一般建設業が4社、管工事業では、一般建設業が7社となっております。また、500万以上の解体工事業では、土木業者が17社、建築業者が5社となっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

その今答弁したその特定業者というのは、どのような資格がいるのでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

資格というか、一般建設業と特定建設業というものがあまして、特定建設業は下請額が4,500万、建築に対しましては7,000万を超える場合の必要な特定建設業ということになっております。

○8番（勇元勝雄君）

県のほうに聞いたら金額の制定はないと言うんですが、それは建設業法に載っているんですか。

○建設課長（作城なおみ君）

建設業法の中で、一般建設業と特定建設業に関する法があります。

○8番（勇元勝雄君）

金額的に決まっているのでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

建築工事は7,000万以上、それ以外の工事につきましては4,500万以上の下請契約をする場合に、特定建設業の許可が必要となっております。

○8番（勇元勝雄君）

現在、3番目の指名願を出している町内業者を平等に指名しているのかお伺いいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

指名願を出している町内業者を平等に指名しているのかということですが、この指名につきましては先ほど申し述べましたとおり、公平性を保ちながら指名を行っているところでございます。

○8番（勇元勝雄君）

建設課の指名を見たら、12から15ぐらいの間の業者全部指名が入っているんですね。毎回

そのような指名の組み方です。支所の北部地区の業者がなかなか指名に入らないんですよ。これはどのようなことでそういうことをしているのかお伺いします。

○建設課長（作城なおみ君）

建設課では、事業内容を確認の上、工種、実績、経験、手持ち工事、工事場所を考慮して、指名業者の選定案を作成しております。

○8番（勇元勝雄君）

北部地区は仕事が少ないんですよ。なぜ北部地区の業者を指名に入れないか。この去年の3月からの指名執行状況を見ても、建設課の仕事、指名の仕方、非常に疑問に思うんですよ。これは実際、課長が指名を組んでいるのでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

私が組んでおります。工事場所、実績、手持ち工事を考慮しております。

○8番（勇元勝雄君）

32社の業者がいますよね。その中で、指名願を出しているのに指名を入れていない業者が何社かありますけど、それは課長、分かっていますか。

○建設課長（作城なおみ君）

全く指名されていない業者はいないものと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

指名願に、この資料の中に出ている業者で4社、全然指名入っていない業者がいます。指名を組む場合、この指名願を出している業者を参考にして指名を組むのが本当であって、なぜ4社だけ指名をしないのか。

○建設課長（作城なおみ君）

実績、工事場所を考慮した結果と考えております。

○8番（勇元勝雄君）

実績というのは、町の工事に対しては指名が入らなかったら実績は上がらないわけですよ。実績を考えるなら、ある業者は指名願を出して、すぐ指名をされて工事を取っています。これはなぜでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

すみません、もう一度よろしいでしょうか。

○8番（勇元勝雄君）

課長が実績を勘案しているという答弁でしたけど、指名願を出してすぐ一千何百万かの工事を取っています。これはなぜでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

入札の結果だと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

入札の結果じゃないでしょう、実績のない業者ですよ、町に対して。それはなぜ指名したのかということですよ。

○建設課長（作城なおみ君）

指名願が出されているからです。

○8番（勇元勝雄君）

指名願を出して入札に入っていない業者はどう考えますか。

○建設課長（作城なおみ君）

入っていない業者の方には、土木工事業の許可を持たれていない方が1社いらっしゃいます。その方は、とび工の建設業許可となっているため、指名には入っていなかったということになっております。

○8番（勇元勝雄君）

あと3社はどうしてですか。

○建設課長（作城なおみ君）

1社はコンクリートの会社なんですけど、一応コンクリートの採用をするという形で、指名を組むときには外れております。

○8番（勇元勝雄君）

役場がそういうことをしていいんですか。生コンを入れるから指名を入れない。ほかにも生コン業者、あるいは別会社でありますけど、そういう考えで指名を組むということ自体がおかしいと思うんですよ。そういうのは談合じゃないですか。指名に入れて生コンを取る取らないか決めるべきであって、役場が生コンを取るから指名に入れない。町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

課長が答弁したとおりでありまして、私のほうから意見を言うということは圧力になってはいけないと、公平であるべきだということで話をしているところで、特定の業者を入れなさいとか、そういったことは私のほうからは言うべきではないと思います。

○8番（勇元勝雄君）

そういう話じゃないですよ。そういう指名の組み方をどう考えるかということです。

○町長（高岡秀規君）

答弁あったように公平、そしてまた様々な地域の産業等々を総合的に勘案した中での指名だと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

そういう話じゃなくて、そういう指名の組み方を町長はどのように考えるか。

○町長（高岡秀規君）

様々な地域の産業等々を総合的に判断しているのでよしとしているということでもあります。

○8番（勇元勝雄君）

建設課の件はまた後でも出ますけど、指名委員長は誰がしているんでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、副町長が不在でありますので、指名委員長は私、総務課長がしております。ほかには企画課長、建設課長で、建設課長補佐と各事業の担当課長で行っております。

○8番（勇元勝雄君）

前に話を聞いたときは、指名委員長はほかの方にさせる、そういう話を総務課長と話をしたことがありますよね、どうでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

指名委員長は、副町長の次は、条例上、規則の中では総務課長となっておりますので私がしておりますが、私が指名委員長ができないときには、その次の建設課長が指名委員長となります。

○8番（勇元勝雄君）

指名委員長、親族が社長している会社がありますよね。親族が会社をしている指名委員長が総務課長。そういうこと一般の方は疑問に思うんですよ。実際、この建設課の発電機関係、そして避難所のトイレの電気関係、一つ一つ分けて出すべきだと私は思うんですよ。2つまとめて親族の会社が取っている、それはおかしいと思わないですか、指名委員長。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

親族が指名に入る場合には、私は指名委員長から外させていただいております。

○8番（勇元勝雄君）

そうしてころころ指名委員長が変わるということはおかしいんじゃないですか。町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

あくまでも公平性を保つためにどうしたらいいかという方法論ですので、しっかりと対応しているというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

ではこの電気工事、母間と亀津、どうして一緒にしたんですか。

○建設課長（作城なおみ君）

設計書の作成とかは建設課が手伝っております。亀津と母間の電気を一緒にしたのは金額的

に小さかったため、合計して発注するということになりました。

○8番（勇元勝雄君）

それでいいんですか。今までは個々に出していた分を、金額が小さいから2つにまとめて出した。100万と110万ぐらいでそのまま平等に分けたら、そういうことをして指名委員長の親族が取ったら、一般の方はどう思うか。建設課長、どう考えますか。

○建設課長（作城なおみ君）

入札の結果なので妥当だと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

だから公務員的な発想ですよ。業者というのは、誰でも仕事が欲しい、100万でも、200万でも仕事が欲しいわけです。今まではずっと別々に出していた分を、一緒にまとめてこういう状態になった。建設課長も一般の方がどう考えるか、そういうことを考えなければいけないですよ。実際、令和5年度も建設課の指名の在り方、特定の業者、十四、五業者をくるくる回して指名をしています。

おととい、伊仙町のほうでも告発が出ました。職員に対してもいろいろわさがあるんですよ。美農里館の建設当時からいろいろわさあります。そういうのを襟を正してやらなければ、伊仙みたいなことになるんですよ。歴代の町長も、2人の方が業者から告発されて対応されています。

実際、総務課長が一番迷惑だと思うんですよ。それはなぜか、町長が副町長を決めないから。そして、今度の建設課の発電機の件、尾母の発電機は電気業者だけ指名入れてやっています。なぜ建設課の発電機、電気業者1社外してほかの業者を入れたんでしょうか、お伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

すみません、尾母の発電機ですかね。処理場ですか。少しお待ちください。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの勇元議員の答弁を作城建設課長、お願いします。

○建設課長（作城なおみ君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

尾母の発電機につきましては、発電機設置工事となっております。発電機の接続等が必要の

ための電気工事業の5社となっております。処理場の備品購入につきましては、可搬式の発電機を購入するという事で、電気工事業の1社が受けて、物品のほうの指名願を出されている5社から選定しております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

それはそれでいいと思います。物品を役場に入れている業者はほかにもいっぱいいますよね。なぜその物品業者を指名に入れなかったのか、お伺いいたします。

○建設課長（作城なおみ君）

これまでも浄化センターの可搬式発電機購入をしております、以前の実施した業者を選定いたしております。

○8番（勇元勝雄君）

なぜ物品業者を指名しなかったか、その理由をお伺いします。

○建設課長（作城なおみ君）

これも実績ということになります。

○8番（勇元勝雄君）

実績というのは、入れて初めて実績なんですよ。そうしたら実績のない業者、これから全然取れないという状態になりますよ。実績をつくっていくものであって、急にぱっと出てくるものではないんですよ。こういう指名の仕方をするから疑問に思うんですよ。物品は物品の専門の業者がいるわけですから、そういう方を指名しないと。

電気工事、実際、2社だけがほとんど工事を取っていませんけど、あとの業者は年間何千万と工事をしています。町内業者を大事に考えるんだったら物品業者を入れて指名をするべきであって、全工事業者、そういうことを考えないと、一般の業者は、物品納入業者は普段でも仕事が少ないのに。もっと役場が考えなければいけないと思うんですよ、物品は物品業者。町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

まず、課長が話をされたように、その分野別で、ある程度その分野の皆さんが得意の分野とするものに、ある程度平等なチャンスをするということで指名がされているというふうに思っております。額が多い、少ないで、我々がそういったことでしてしまうと、それは言うてはならない言葉じゃないかなというふうに思います。指名はしっかりと組むということが我々の仕事であって、取る、取らないについて、金額等について、我々が見解を持つということは間違いであるというふうに思っております。

○8番（勇元勝雄君）

指名委員長、こういう指名の仕方をして、指名委員会でどういう対応をしたんでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

ですので、私の身内が入っているところには、私は指名委員会には参加しておりません。

○8番（勇元勝雄君）

今の物品の件です。そうか、入っているか。だから、いろいろ一般の町民が疑惑を持つわけです。常識で考えても、疑惑を持たれて当たり前だと私は思うんですね。今後、こういう物品の場合は物品業者に指名を組むべきだと私は思っています。今後、気をつけてもらいたいと思います。

水道課長、水道課の指名を見ても、建設課の指名の在り方を見ても、特定の業者が全部指名を組んでいるような状態。指名願を出している業者は、指名に入るのが目的で指名願を出しているわけだから、ある程度平等に指名をしなければ不平等が生まれます。役場には、十二、三社のグループがあるんじゃないですか、お伺いします。

○水道課長（保久幸仁君）

グループというのは、私は把握しておりません。

○8番（勇元勝雄君）

この指名は、水道課長が自分で指名を組んだわけですよね、どうでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

はい、私のほうで指名業者案を組みました。

○8番（勇元勝雄君）

前からお願いしている、指名の在り方を考えてくださいということには全然応えていないんですよ、建設課にしても。なぜ支所だから支所だけ指名組んで、亀津のほうには、ほかの工区には指名を入れないのか、それはなぜでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

指名案につきましては、地域性を考えて指名のほうを組みました。

○8番（勇元勝雄君）

北部地区は仕事が少ないんですよ。北部地区にも8社の土木業者がいます。それを平等に指名を入れなければ、北部地区の業者は指名に入っている数が物すごく少ないんですよ。1社だけ、水道課にしても6回ぐらい指名に入っています。地域性も大事ですけど、仕事の量、そういうのを考えてやらなければ、北部地区の業者はこれから仕事がなくなりますよ。そして、北部地区に1社だけ指名に入っていない業者がいます。それはなぜでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

私のほうといたしましては、指名業者につきましては公平性を持って組んだと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

これが公平性だということでしたら、役場の公平性というのはどういう基準で公平と言っているのか。町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

先ほどから課長のほう、それぞれが答えているように、地域性等を総合的に判断しているというふうに思っておりますので、私のほうからとやかく言うことは非常によくないことだと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

なぜ13工区あって、北部地区の業者を指名を組まないのか。水道に対しては、7社ぐらいが指名に入っていない業者がいるわけですね。指名願を見て課長は指名を組んでいるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

私のほうでは、指名業者案を見て指名案を作成しております。

○8番（勇元勝雄君）

32社の指名願い業者を見てこういう指名を組む。では、水道課長は何社が指名に入っていないか、数分かっていますか。

○水道課長（保久幸仁君）

今の段階では把握しておりません。

○8番（勇元勝雄君）

そういうことを把握して指名を組むのが公平な指名であって、自分で指名を組んでいるんだったら何社ぐらい、32業者あって13工区、最低でも2回は指名に入らないといけないのに、公平にするんだったら、こういう指名を組んで公平にやっている。水道課長は答弁は明快ですけど、私は意味が分かりません。来年3月で定年ですけど、非常に私は元水道課長として、こういう仕事ぶりを見て残念に思います。

学校教育、東中の外構、3社指名して入札したのはなぜでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

東天城中学校に関しましては、建設は3社でしております。密接に関係する外構工事でしたので3社のほうで入札しております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

そういう指名の仕方がおかしいと思うんですよ。密接しているから3社でした。3社で3工区に分けて、実際1社ずつ当たってますよね、仕事が。入札は6社以上でなるべく指名をしな

さいということになっていると思うんですよ。指名委員長、なぜ3社で指名願を組んできて、指名委員長は許可したんでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今、学校教育課長が申しましたとおり、現在建てている建物と付随しているということで、3社にいたしました。

○8番（勇元勝雄君）

付随しているから3社にしました。道の駅でもそうですよね。全部本体に付随している工事ですよ。付随している仕事を本体をした業者が取らんだったら、全部業者が決まってくるわけですよ。指名入札というのは、6社以上を指名してその中から落札業者が決まるべきであって、ただ、それだけの理由で指名を組むというのはおかしいと思うんですよ。これから今後はどういうことがないように、指名委員長、気をつけてください。

これからも東中に対しては、校舎の解体、指名願を出している業者にも17社、建築業も入れて18業者、19業者いますけど、処理場を持っているからその業者がすべきだということじゃないんですよ。指名に入れて、その指名の中で取りたい業者は落札するわけであって、処理場を持っていないから指名に入れない、そういうことがないように、指名には気をつけてもらいたいと思います。これは要望です。

電気に対して1社だけ指名に入っていない業者がいますけど、これはなぜでしょうか。

電気工事業者が、今、4社いますよね、指名に入っている業者が。九電入れてですよ。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、電気会社、特定1と一般が5社。

○8番（勇元勝雄君）

九電入れて5社ですよ。1社、課長が持っているその他という欄に、19番目に書いてあります。ありますよね。（発言する者あり）そう、この指名願のその他に、19番目に。

○建設課長（作城なおみ君）

この1社は、空調工事のほうには指名には入っております。

○8番（勇元勝雄君）

指名願は電気と管で出ているはずですよ。ということは、電気もできるわけですよ。課長、どうでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

建設業許可の電気は持っておられますので、電気工事はできると思われま。

○8番（勇元勝雄君）

そういう点も踏まえて、次から指名を組むときは、指名を組んでもらいたいと思います。ま

た、介護福祉課には指名が入っているんだけど、支所の業者で、建設課、ほかの課の指名に入っていない業者が1社います。そういう点も考えて、平等に入れるような状態に持ってもらいたいと思います。

業者に対してはいろいろ不満があります。現在のような指名の組み方をした場合、恐らく来年から水道課の仕事が少なくなったら、業者も仕事の奪い合いが始まると思います。そういう点を踏まえて、役場のほうでも指名の組み方を考えないと、伊仙みたいな結果になる可能性があります。

一番弱いのは公務員です。そういう点を踏まえ、自分、自分で考えてやってもらいたい。業者も課長に頭を下げているのではないです。その課長という肩書に頭を下げている、そういうことを肝に銘じて、これからの行政に生かしてもらいたい、指名をきちっと公平に組んでもらいたい。

以上、要望です。

続きまして、副町長の選任について。

現在、副町長が不在ですが、なぜ副町長を選任しないのか、前にも聞きましたけど、その理由を伺いたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

慎重に人選をする、そしてまた議会の理解を得るということから、今、検討中でございます。

#### ○8番（勇元勝雄君）

前の副町長が退任するということは、恐らく退任する何か月前から町長には伝えていると思うんですね。4月かな、退任したのは。10か月以上、もうすぐ1年たつわけですね。そういう点も踏まえ、副町長の選任を至急にやってもらいたいと思います。これは要望です。

町長は、副町長が不在でも町政に対して影響はないということですが、今の総務課長の答弁とかいろいろ聞いたら、やっぱり私は影響があると思うんですね。それをどう考えますか。

#### ○町長（高岡秀規君）

副町長が不在によつての影響ではなくて、様々な案件等々は、情報の共有でありますとか、様々な意見交換等々で進めるべき問題でありますので、副町長が不在だから影響があるというわけではなく、我々一人一人がしっかりと業務に当たることによつて、それは少しでも解消できるというふうに考えております。

#### ○8番（勇元勝雄君）

指名委員長も副町長がやるべきであつて、それを総務課長が現在やっている。それによつて弊害が出ているわけですね。親族をしている会社の委員会には指名委員長として出席できない。町民としては、町長がいないときは総務課長に会う。やっぱり副町長としての、町長としては重みがあると思うんですね、ある程度。それは役場のいろいろ事務的なことは、副町長

がいなくても別に差し障りがないと思う。現在、町長は大島郡の町村会長、県の町村会長、全国の副会長、あまりにも不在の時間が長過ぎるわけですよ。そういう点も踏まえて、早急に決めてもらいたい。いろいろ人選をしているという話ですけど、早急に決めてもらいたいと思います。

道の駅について。

9月補正で934万6,000円の委託料を組んであるが、来年からも委託料を払うのかお伺いいたします。

○花徳支所長（尚 康典君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

来年度も委託料は支払う予定でございます。今回の議会で、債務負担行為で来年度から2年間で、限度額4,800万円を計上させていただいております。

○8番（勇元勝雄君）

四千何百万円ですか。

○花徳支所長（尚 康典君）

すみません、4,800万円でございます。

○8番（勇元勝雄君）

その金額はどういう振り分けで金額を出したのでしょうか。その試算はありますか。

○花徳支所長（尚 康典君）

試算をして、出してあります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

前の補正で934万6,000円、これを単純に計算したら、もう私は3,000万ぐらいかなと思ってたんですけど、その試算表を後で私のほうにもらえるでしょうか。

○花徳支所長（尚 康典君）

試算表につきましては、案の段階ですので、今度、補正予算の説明を行いますので、そのときにまた試算表を渡して説明したいと思います。

○8番（勇元勝雄君）

この件で、町民の皆様から非常に怒られました。何であんな赤字になる道の駅をつくる必要があるのか、そういう話もあります。道の駅をつくるに当たって、恐らく道の駅をつくったらこういう効果が出て、これだけの売上げがあって、農家のためになる、観光客のためになる、ある程度の試算をして、6億、7億近くの金を使っているわけですから、そういう試算が恐らくあると思うんですよ。これは公開条例でも請求して見てみたいと思います。

美農里館にしても年間何千万、恐らく四、五千万の赤字出てますよね。機能性加工場、あれ

もつくって1年で閉めた、そういうもろもろの事業をするに対しては、ある程度準備をして試算をしてやらなければ、つくりました、赤字です、委託料これだけ払います。植物工場にしてもそうですよ。あれは年間3,000万ぐらいの黒字が出るという試算でやったんだけど、買手がない。町長、いつも失敗を恐れるなど言います。それは、容易周到に準備をしてやって失敗したらいと思うんですよ。道の駅はどういう構想で、初め取り組んだのでしょうか。

#### ○町長（高岡秀規君）

道の駅につきましては、今後、世界遺産センターの建築に伴い、しっかりと交流人口に対応できる施設が必要だということから、道の駅の構想が出来上がっております。

その中でしっかりと、なぜ道の駅かといいますと、当初は道の駅という構想はなかったんですが、要望活動を行う中で、国交省のほうから、道の駅をすることによって財政的にも負担が減りますよということのアドバイスを受けて、道の駅という構想で、今、進めているところでございます。

今、遺産センターができて、恐らく観光客、交流人口がプラスに転じるだろうと思います。プラスに転じたときに、リピーターでありますとか、島に来てよかった、今度来るときは友達を誘うとかそういったもののメニュー、そしてまた、その体制が必要になってくるだろうというふうに思っております。その一環でございまして、今後は我々の努力によって、仮に直行便でありますとか、そして運賃軽減につながるとか、そういったところにもしっかりと対応しなければいけないかなというふうに思います。

道の駅だけではなくて、それに伴う相乗効果というものをいかに発掘するかということで、海というものをテーマにいろんなイベントでありますとか、施設等の整備が必要かなというふうに考えております。

#### ○8番（勇元勝雄君）

道の駅自体には反対じゃないんですよ、その過程がどうかという話だけであって。交流人口、ある程度は増えるでしょう。直行便にしても、鶏が先か、卵が先かという話ですよ。航空会社としては、お客さんがおったら、おのずともうかる路線だったら飛ばすと思います。道の駅、4,700万の委託料を払う、最初からそれだけ町は赤字なわけですよ。そして、起債の償還はできたわけですから、一生懸命頑張って、北部振興をまた徳之島のために頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

#### ○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開します。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田太志議員の一般質問を許可します。

○6番（松田太志君）

皆様、こんにちは。

令和6年第4回定例会において、6番松田太志が、例のごとく最後に質問をいたします。町長並びに担当課長の答弁を求めます。

「おぼられん」、これは12月徳之島町の広報紙にも掲載されています。町国際交流員リナルディ・クリストファー氏による、外国人による日本語弁論大会での島口の言葉です。NHK、Eテレで放送があり、私も視聴をいたしました。以下、クリスと呼ばせていただきます。本人へも了解を得ていますので、議場にて広報紙の文章を引用しながら質問をいたします。

あともって関連づけていきたいと考えているんですが、第1項目めの質問をいたします。

住民生活課のほうで予算を組んで対応しております、スポーツ少年団や部活動、子供会の海岸清掃のボランティア活動について伺いたいと思います。今年度の参加状況、課題等について、まずは伺いたいと思います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

松田議員の御質問にお答えします。

今年度の海岸清掃ボランティア参加状況は、申込み団体62団体、11月末実施済み39団体、12月実施予定17団体となっています。

課題については、各実施団体とボランティア清掃をする海岸の調整及び海岸清掃を委託しているシルバー人材センターとの日程調整が難しいことです。

以上です。

○6番（松田太志君）

担当課長のほうにお伺いをします。限られた予算の範囲内で、前半・後半と2回に分けて対応していただいているんですが、子供会、スポーツ少年団、部活動、様々な子供たちの団体、その団体の子たちが1回の清掃につき、たしか1万5,000円の費用を頂いていたかと思います。大変多くの需要がありながら、2回の案内で1回もできていないような団体もあるというふうにごったんですが、その点などはどういうふうにごっていますでしょうか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

現在、前半・後半と分けてボランティア清掃をしてもらっているんですが、令和6年の4月から令和6年9月末までのスポーツ少年団が15団体、子供会が7団体、部活動が5団体が海岸清掃を実施しています。また、令和6年10月から令和6年11月までは、スポーツ少年団7団体、

子供会 5 団体が海岸清掃を行っています。12月にスポーツ少年団10団体、子供会 7 団体が清掃を予定しています。

この中で案内文を出しても、申請がない団体が何か所かあります。

以上です。

○6番（松田太志君）

前半に部活動の 5 団体があつたんですが、後半が部活動が全くないですね。そこら辺については、何か伺っていますか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

後半については、予算の関係もありまして、スポーツ少年団並びに子供会を中心に文書のほうを発送しております。

以上です。

○6番（松田太志君）

課長できれば、様々な団体があるんですが、前半・後半あるときに、説明会なり、1回目を活動した団体が2回目するときに、2回とも指定になる団体に対して抽せんであるとか、幅広くほかの団体にもこういった予算が振り分けられるような仕組みが大切だと思うんですが、そこら辺はどう考えますか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

今、議員がおっしゃられたこともありますので、来年からはちょっと検討をしていきたいと思えます。

○6番（松田太志君）

来年からはぜひ検討していただきたいというものが一点と、もう一点、部活動となりますと、中学生までの範囲になるんですが、前回の質問で、今後、高校生にもこういった活動を参加促すことができないかというふうに確認をしたかと思うんですが、もう後半で予算が決まっていますので、来年度も限られた予算の範囲を上げて対応することが可能であるのか、そこら辺についてちょっとお伺いできますか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

来年度の予算につきましては、関係機関等で協議していけば大丈夫だと思います。

○6番（松田太志君）

関係機関となりますと、総務ですかね。総務課長、来年度に向けてニーズがあるというようなことで、子育ての予算になるんですが、幅広い団体にこういった活動が対応できるように、

総務課長からも一言お願いいたします。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

この費用につきましては、今、小学生、中学生でございますが、高校生まで必要というのであれば、これから当初予算査定いたしますので、その査定の中でちょっと検討していきたいと思っております。

#### ○6番（松田太志君）

ぜひ住民生活課長、そして総務のほうで、来年度に向けて幅広い団体にこの活動を続けていただけるようお願いいたします。

次の質問に行きたいと思えます。2番目になります。われんきゃポイント事業についてお伺いをしたいと思います。

一般質問で事前に上げてあったんですが、先ほど少しありました。それにはもう触れませんが、現在の参加状況と課題等についてお伺いをしたいと思います。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

われんきゃポイント事業の利用状況は、668名に対して1,877ポイントを付与しております。

また、今後の課題ですけれども、青少年を含んだ地域活動は各地で積極的に行われております。また、各地のポイント事業の利用が偏る傾向があります。現在、イベントや地域活動への参加をポイントを付与していますけれども、バーコード機能の効率的な利用計画を進めております。対象事業や地域活動などの行事登録やポイントの付与の方法をまた準備していくことが必要となっております。駐在員会や子供会、青少年育成町民会議で、各地区の青少年育成に関わる代表者に通知をしております。また、地域での利用に偏りがあるため、今後、改善が必要であると思われれます。

以上です。

#### ○6番（松田太志君）

先ほどありましたわれんきゃポイント、町長、1人に対して上限額は2万円とありまして、これを200円から100円にというようなことがあったんですが、私はぜひ下げてほしくないんですね。子供たちが活動を通して、そこで知り合う人であったり、その場所でする活動でやりがいを見つけること、こういったものが大事だと思うんです。

今後、課題として、私も今、小学生、中学生、幼稚園生も対象となっていると理解しておりますが、先日、役員会の場で、集落の行事に対して高校生の参加を促せないかというようなことがありました。これは、実はその子供たちがその場に来て活動していただくことによって、やりがいを見つけたりだとか、青年団活動を通してその地域の人たちの顔を知るきっかけとな

る。なかなかこのコロナ禍でいろんな行事がなくなった後、いろんな行事をもう一度復活させていこうとなっている中での、われんきゃポイントがいい具合に当てはまってきたんですね。そして、いろんな行事を通して子供たちが参加することによって、ポイントが付与されます。

そして行政のほうにもお願いをしたいんですが、成功事例をどんどん発表していただきたいんですね。これは、子供たちや保護者にも了解を得た上で、誰々さんがポイントを商品券に交換しに来ました。何回かは見たことがあるんですが、それが継続して見られるのかとなると、少しはてながつくところがありまして、そして、たしかラインのほうのアプリで、まぶーる君ポイントか何かがありますよね。保護者間でそういったのを友達申請をしていただいて、保護者間でこういったポイントに対して参加しやすいような環境をもっともっと行政が発信をしていくべきではないかというふうに感じているところです。

そうして、幼稚園生、小学生、中学生、そして、今後検討していただきたい高校生を対象としていただきたいんですが、先ほどちょっと紹介をしました町の広報紙の中でのクリスの言葉を引用させていただきたいんですが、「高校を卒業したら何をしたらいいか分からず、周りの同級生と違って、地元に残ってだらだらしていました。幼なじみは同級生が全員大学へ行って、順風満帆な人生を始めたのに対して、僕一人が地元に取り残されました。そしてある日、ここから脱出しないとというふうに感じた」そうなんです。そして、本人なりの努力、そして、この徳之島町に来ていただいて、周りの人たちがこの方面白いな、そして、クリスもやりがいを持ってこの徳之島町になじんでいただいて、こういった文章が掲載されているのを私も見まして、大変感動を覚えました。

私も4人の子供がいます。高校生、中学生、小学生、そして一番下が2歳です。これから高校までを徳之島で過ごした後、何かしらの資格なり、仕事なりをしていくとなったときに、社会教育のほうでも、外国であったり、インターシップ事業をしております。そして、そこで子供たちは経験することは、やはり町として貴重な事業をつくり出したから、子供たちにそういった思いができるわけです。

たしか当初予算の中で教育関連が18.5%でしたかね、全体の。ほかの市町村の議員と先日話をしましたら、10%の満たないところでどうにかやっていると、徳之島町の当初予算の18.5%というのはすごいなというふうにお話をいただいたところなんです。その中でいろんな課題があるとは思いますが、やはり子供が大きくなっていく段階でお金がかかってきます。その中で、どういった経験を子供たちにさせてあげられるのか、こういったことが貴重になってくるわけです。

町として海岸清掃のボランティア、そして、われんきゃポイント事業を今いろんな事業をしていますが、ここに子供たちが誰一人取り残されないというような目標を町として上げている中で、子供たちは参加しやすい、そして情報も行政からもっと発信していくべきだというふう

に感じています。町長はどのようにお考えでしょうか。

#### ○町長（高岡秀規君）

一言で申し上げますと、そのとおりだと思っております。クリスさんのお話を初めて聞いたときには、最初から日本語を学んだのかなと、大学で学んだのかなと思っていたんですが、そうではなくて、独学で日本語を学んだということに、非常に子供たちにとってお手本になるような事例じゃないかなというふうに思います。

そしてまた、町といたしましては、子育ての支援をどういった分野で予算を使うかということについては、当然、今までお話ししたとおり、われんきゃポイントであるとか、地域に貢献するという意識とか、親子の時間を大事にしてもらいたい、そしてまた地域の集落のおじいちゃん、おばあちゃんとも仲よくしてもらいたい、そこから大人になったときに、青年団活動というものにつながる可能性はあると、そしてまた、親子での時間、そして地域での時間を多く持つことによってポイントがもらえ、そしてまた、合計特殊出生率もある程度いい影響があるのではないかなというふうに考えております。

今後も高校生等々も、実はある程度、大人に近づいている段階での地域への貢献という意識は、もしかしたら最重要課題かもしれませんので、実際にそういったポイント等と、それとまた、高校生、子供たちが地域にどうやって参加しやすい環境をつくれるのかについては、皆様方の議会との意見も聞きながら、積極的に進めていきたいというふうに思います。

#### ○6番（松田太志君）

町長の貴重な御意見ありがとうございます。

先日、食と農の祭典の際に、クリスが歩いているときに5歳ぐらいの女の子ですかね、腕にぶら下がってすごい楽しそうにしていたんですね。本当に徳之島町に来ていただいて、これほど距離感が近く、親しみのある方はいないなというふうに感じているところなんです。

そして、クリスの言葉で「自然、家族、平和、そして感謝です」というふうな言葉があります。徳之島での自然と共の生き方を通して見つけた幸せに対しても、都会で歯を食いしばって悩んでいた時期に対しても「おぼらだれん」と言います。皆さんも人生のいろいろな葛藤と混沌の中で、我々が無意識にまどってしまふ精神的なよろいを徳之島のこの感謝の6文字が優しく外してくれると僕は祈っていますというふうなことなんです。

私は個人的に、徳之島町の流行語大賞があれば、このクリスの「おぼらだれん」という言葉に対して表彰できるんじゃないかというふうに感じているんですが、様々な活動を通して彼が活躍していただいて、そして、町の広報紙にも11月号にも掲載され、この12月号も、表紙の写真も本人が撮った写真を掲載していただいているというようなことで、少し違った視点から、徳之島町を全国に発信していただいているというふうなことで、感謝もしたいと思います。

今後、我々議員も違った方向で徳之島町を発信していけるように努力していきたいというふ

うに感じているところです。

太課長、先ほどわれんきゃポイントについて説明があったんですが、もう一度、今後、このポイントに対して、こういうふうになればもっとうまくいくんじゃないかというのをもう一度お伺いできますか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

今後の事業展開ですけれども、やはりポイント加入者が38.2%と少ないということで、今後に対してまた加入率を増やすと、また還元できるお店も現在19店舗でするのでその店舗数も、現在今、交渉してまして、現在、係の担当者が各お店を回って、協力できるお店のほうに協力依頼しているところです。

また、その活動内容につきましてもいろんな活動がございまして、その中には、清掃活動、その他ボランティア、また、教育委員会とかその他が主催するものへの参加、また地域活動では、特に亀徳地区が多いんですけれども、実績といたしましては、盆踊りとか、ネンケとか、そういったものを活動しています。

ですので、そういった形でいろんな活動に対して、ポイントを付与していく形を取りたいと思いますし、また区長、また駐在員とも連携しながら、いろんな事業に対してもポイントを付与できますので、各地域でのイベントに関してはこういうポイントを使えるということを周知していただいて、また申請いただいて、子供たちの参加をつなげたいと思います。

以上です。

#### ○6番（松田太志君）

ぜひ38.2%以上の今後、参加が、子供たちが見込めるように、学校教育課の課長並びに担当者の方々にお願いを申し上げたいと思います。

最後の質問になります。地方財政についてお伺いしたいと思います。

先日、市町村会の委員長研修の際に、地方交付税の研修会のほうがございました。普通交付税の算定項目と測定単位についてなんですけど、教育費や厚生費、児童の生徒減少に伴う交付税の減があったのか。もしあったのであれば、どれぐらいあったのかというようなことをお伺いしたいと思います。

#### ○総務課長（村上和代君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

まず、普通交付税には、消防費、土木費、教育費、厚生費、産業経済費、総務費、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、包括算定経費など11の算定項目がございまして、地方自治体の財政状況や必要な行政サービスに基づいて、複雑に決定されております。

議員の御質問にあります測定単位とは、地方自治体ごとの行政需要や地域特性を評価するために用いられる指標のことです。これに基づき、基準財政需要額が具体的に算定されます。測定単位は、各自治体の人口や面積、施設の数など、客観的なデータを基に設定されます。この人口につきましては、国政調査に基づく人口でございます。基準財政需要額から基準財政収入額、これは税収の75%を引いた数に調整率を乗じて得た額を控除いたしまして、普通交付税の額が決定するということになっております。

教育費や厚生費、児童生徒数減少に伴う交付税率がどれくらいあったのかということですが、御説明申し上げます。

本町教育費の普通交付税ですが、前年度と比較いたしますと、教育費に含まれる小学校費が643人から611人と32人減となりましたが、国が定める単位費用、先ほど申しました単位費用が1人当たり5,500円増となったため、前年度比は141万9,000円の増となっております。また、中学校費でございますが、生徒数が292人から276人と16人減となり、国が定める単位が5,100円増となりましたが、前年比が7万4,000円の減となっております。この教育費につきましては、全体では増えているということになります。

続きまして、厚生費でございます。厚生費につきましては、令和6年度から子ども・子育て費が新設されたために、4,750万9,000円の増額となっております。

以上です。

## ○6番（松田太志君）

昨年度、小学校・中学校で子供たちが数が減ったことに対して、交付税が減るのかなというふうに感じたんですが、単位費用が上がったことによって前年比増、中学校費については若干減ったというようなことですね。

新設された子ども・子育て費についてなんですが、子ども・子育て支援事業債の創設というようなデータがございまして、事業機関は令和10年度までの5年間に子ども・子育て支援加速化プランの中で、国が500億円、充当率は90%として、交付税措置率が50%。例えば、子ども・子育て支援機能強化に関わる施設整備であるとか、子育て関連施設の環境改善というようなものがあるというふうなことです。

今後、行政としても、交付税は減ったんですが、厚生費で増額となった分に対して、後もって、また子ども・子育て計画についてもちょっと触れたいんですが、例えば、空調であるとか、遊具であるとか、防犯対策設備の設置について事業があるというようなことですので、今後、情報を共有して、現在、徳之島町の福祉施設がどういった環境にあるのか、どういうふうに整備をしていけばいいのかというふうなことを総務課なりと協議をしていきたいと思っておりますので、どうか協力のほうをお願いしたいと思います。

先ほど、子ども医療費の問題等もありました。徳之島町においては、離島という地域の中で、

なかなか厳しい予算の範囲内で、子育て予算、教育費を当初予算の18.5%というふうな予算づけをしております。そして今後、大変多くの視察を受け入れている状況で、子育て支援について受け入れている現状もあるようですが、ここら辺について少しどういったポイントを、出生率のことだけではなくて、視察に来られた議員や多くの方々からいろいろな質問があると思うんですけど、そこら辺について、どういった質問等やどういったポイントを見たいというふうなことがあるのか、ちょっと伺えますか。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

今年度5月に発表されました出生率が1位となってから、視察のほうが大分増えております。今年度視察がありましたのは、鹿児島県議会、静岡県駿東郡町村会、鹿児島県農整マスター塾、千葉県の八街市議会、鹿児島市の自民党市議、広島市の市議会、埼玉県の深谷市市議会、九州ブロック町村会の町長の皆さん、国交省の遠山特産振興官、山口県の町村会、福井県町村会の方々が見えております。

その中での視察の内容といたしましては、ほとんどが子育て支援でございました。子育て支援におきましては、徳之島町で実際に事業として行っている内容を説明いたしております。その中からいろいろな御質問を受けたりしておりますが、来られる方からもいろいろな子育て支援の説明を受けておりますが、実際に行っていることはほとんど同じようなことかなと感じました。

ですが、よりきめ細かなことを本町ではやっているのかなということは感じております。視察先は子育て支援の「がじゅまるの家」とかに行った際には、徳之島全体としての支援をしているわけですが、内容を聞いて、ほとんどの市町村の担当者であったり町長さんが、すごく驚かれるんですね。ここまできめ細やかな子育て支援ができているのには感心するということで、大分褒められました。

実際に、子ども医療費でありますとか、給食費の無償化ですとか、たくさんいろいろな無償化はしている市町村もちろんほとんどでございました。ですが、これでも出生率が高いというのは、実際には無償化ではないねという、この前の福井県の町村会の町長さんがおっしゃっております。

ですので、いかに子育て支援が大事かというのは、本当にこの視察を通じて感じたわけですが、今、町長が申しておりましたわれんきゃポイントにしても、地域の皆さんと一緒に取り組むという子育てが、本当にこれが子供を育てやすい、産みやすい環境をつくっているのかなと感じているところでございます。

子供を産んでも仕事ができない、子供が病気したときに預ける場所がないというところで、私たち徳之島ではそういった環境がすぐそばにある。近くに親がいたり、兄弟がいたり、例え

ば近所のおばちゃんがいたり、その方たちとの距離感がすごく近くてみんなで子供を育てているということが、ほかの市町村の話聞いて、恵まれているなと感じたところでございます。

#### ○6番（松田太志君）

大変多くの視察が来られ、いろんな情報交換ができています。徳之島町も予算が限られている範囲内で、どういったかじ取りを切るのかというのが高岡町長に求められるわけで、出生率が上がるというのは、そこに人の物語があるから、そこに子供たちが生まれたりするというふうには私は感じているんですね。

先ほどの話に戻りますが、やはり子供が生まれて、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校まで島で過ごすとなったときに、こういったポイントであったりだとか、海岸清掃であったり、様々な地域の活動、そういった活動が人をつなげて、子供たちの社会教育も学べるんだと感じています。

課題の一つとして、医療費というのが先ほど勇元議員からもありましたが、子ども・子育て会議で医療費というものが一つ取り上げられたときに、ニーズ調査があったんです。

議長、通告外になるんですが、答えていただかなくてもいいんですが、少しお時間は、この件についていいでしょうか。

#### ○議長（行沢弘栄君）

許可します。

#### ○6番（松田太志君）

子ども・子育て会議がありまして、今後のニーズ調査があります。その中で623件、アンケートを配りました。しかしながら、その中で答えていただいたのが254件、これが、今後の子ども・子育て計画をつくっていくんですが、その多くの保護者の方が369件、無回答、これは大変残念な状況でして、答えていただいた中で全体的に見ると、医療費の無償化に関する意見が1割、28件、この方たちの意見を見無視するわけではないんですが、ニーズとなったときに、ニーズ的には全体の子育て世代の1割程度しかそういった意見がなくて、今後、何が問題となってくるのかとなったときに、私も4人の子供を育てていますから、年末に向けて年間の保険料がどのくらいあったんだというのを考えるわけですね。

そうなったときに、全体の医療費を考えて今後申請していくと返ってくるお金もありますし、もちろん徳之島町で、今現在やっている事業もあるわけです。その中で、これ以上大きく予算を組んでするとなったときに、危惧されるものもあるわけですね。

実は、厚生労働省の保健局というところが、「こどもにとってより良い医療の在り方」というふうな資料を作り出しているんです。これの中に、課題として出てきているものが、小児医療提供体制への影響であったり、医療保険財政への影響、こういったものが課題として挙がっている中で、先ほど高岡町長も少しお伝えしていたかと思うんですが、実は抗菌薬の使用が大

変高まってきていると。

47都道府県のうち鹿児島県は上位のほう、9位のほうに入ってきているんですね。これは隣の市町村がやったから、周りもやりなさいよというふうな形ではなくて、どのようにすれば、なるべく病院に行かないような体づくりができるか、どのようにすれば健康に過ごしていけるかというふうな方向性を私は考えるべきだと思うんです。

そういった環境が、お互いの助け合いだったり、丈夫な体づくりであったり、そういった環境が生み出してくると思うんですが、高岡町長は、先ほど伝えたかと思うんですが、どのような方向性なり、行政の長としてお考えをお持ちか、もう一度ちょっとお聞かせいただければ。

#### ○町長（高岡秀規君）

一言で申し上げますと、そのとおりです。健康づくりのために予算を使うべきで、地域との溶け込む、そしてコミュニケーション能力、そういったものに子供たちが将来成長したときに、仕事に就いたときに、精神的なもの、人間力というものをどうやって構築するかというのは、小さい頃からだろうというふうに思っておりまして、それがポイント制度であったり、様々な不登校の問題に取り組んだりとかすることが、一番子供たちにとっていいだろうということで進めておりますし、やらなければいけない、自治体の責務だというふうに思っております。

その中で、視察団が来るのが分かっていたときに、総務課のほうに話したのは、私たちがこれを行っているじゃなくて、相手が何をやっているかを発表する場をつくりなさいという話をしました。なぜかと言いますと、私どもがかけている医療費とかそれはしていません。しかしながら、ほかの市町村はやっていることは分かっているわけです。恐らく予算は、無料化だとか、給食費無料化だとか、保育料無料化とかは我々はやっていませんでしたけれども、向こうやっているのは分かるわけです。それを言わせようと思ったわけです。しかしながら、合計特殊出生率は伸びていませんよということなんです。

だから、しっかりと原因追及と、そして、我々が何をやらなければいけないのかというものをしっかりと自治体責務、責任を持って予算を使わなければいけないということから、視察団から学ぼうということで、今、視察団の先にも発表する場、取組を発表させているところです。

今後も、子供たちが将来、競争社会に生きる中で精神的な病にかからないように、そしてまた丈夫な体をつくるように、平均寿命が伸びるように、しっかりと責任を持って子育てをするのが自治体の役割ですので、そこに、じゃあどこに予算をつけるかということについては、しっかりとデータを基に、そしてまた子供たちの将来を見ながら、結果を見ながら、検証しながら使っていきたいというふうに思います。

#### ○6番（松田太志君）

やはり生きる力、人間力、そしてメンタル。第三の居場所づくりを現在建設中ではありますが、

やはり誰一人取り残されない徳之島町として行政がかじを切っていただいて、大変多くの視察が来るということは、この徳之島町に何かがあるんだというのを来ていただく方たちは感じるために来るわけですから、そして今後、この方たちがほかの市町村にも、徳之島町にはこういったもの、我々がしているもの同じものではなくて、こういったものがあつたよというふうなものを伝えていただいて、もっと多くの視察を受け入れていただいて、徳之島町が現在進めているいろんな事業をぜひ活性化していただきたいと思います。

最後の質問はちょっと通告外ではあつたんですが、私なりに、子供・子育て、今後の計画に対して関わっている人間として、そして4人の子供を育てる一人の父として、議員として、このいろいろな問題についても町長と少しやり取りをさせていただきました。

16人、議員がいれば、16人、議員のそれぞれの考え方があるんだと私は理解しております。決して否定するものではなくて、どういうふうに向を進めていくのかというのが大事であり、そして教育もそれに伴い、子供の人格形成であつたり、生きる力をつくるのに必要なものになっております。

そして、徳之島町が発展していくためには、担当課長や町長のかじ取りが一番重要になってきますので、今後とも、令和6年がやがて終わろうとしています、また新しい年度に対して、様々な議員の予算の今後検討してくださいというような言葉もありましたので、ぜひ町長並びに担当課長が、町民の皆様が住みよいまちづくりになるようお願いをして、最後の言葉とします。ありがとうございました。

#### ○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、12月13日午後4時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時11分



# 令和6年第4回徳之島町議会定例会

第4日

令和6年12月13日



令和6年第4回徳之島町議会定例会会議録  
令和6年12月13日（金曜日） 午後4時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 議案第 95号 徳之島町農産物加工センター設置条例の制定について ……………（町長提出）
- 日程第 2 議案第 96号 徳之島町営農支援センター設置条例の制定について ……………（町長提出）
- 日程第 3 議案第 97号 徳之島町子ども第三の居場所設置条例の制定について ……………（町長提出）
- 日程第 4 議案第 98号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 5 議案第 99号 徳之島町農産物加工センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 6 議案第100号 徳之島町機能性植物加工センター設置条例を廃止する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 7 議案第101号 徳之島町花徳地区地域農業管理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第102号 徳之島町農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 9 議案第103号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について ……………（町長提出）
- 日程第10 議案第104号 総合整備計画の一部変更について ……………（町長提出）
- 日程第11 議案第105号 徳之島町町道の認定について ……………（町長提出）
- 日程第12 議案第106号 徳之島町町道の延長の変更について ……………（町長提出）
- 日程第13 議案第107号 教育委員会委員の任命について ……………（町長提出）
- 日程第14 議案第108号 令和6年度一般会計補正予算（第6号）について ……………（町長提出）
- 日程第15 議案第109号 令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）
- 日程第16 議案第110号 令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）

- 日程第17 議案第111号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）
- 日程第18 議案第112号 令和6年度水道事業会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）
- 日程第19 議案第113号 令和6年度下水道事業会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）
- 日程第20 請願第 1号 徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願について ……………（総務文教厚生常任委員長報告）
- 日程第21 発議第 5号 徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書 ……………（植木 厚吉 外1名）
- 日程第22 議員派遣の件
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について ……………（議会運営委員長）
- 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
10番	池山 富良 君	11番	是枝 孝太郎 君
12番	広田 勉 君	13番	木原 良治 君
14番	福岡 兵八郎 君	15番	大沢 章宏 君
16番	行沢 弘栄 君		

1. 欠席議員（1名）

9番 徳田 進 君

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君      主 査 中野 愛香 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	教 育 長	福 宏人 君
総務課長	村上 和代 君	企 画 課 長	中島 友記 君
建設課長	作城 なおみ 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	高城 博也 君	耕 地 課 長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	白坂 貴仁 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	安田 誠 君
介護福祉課長	廣 智和 君	健康増進課長	吉田 忍 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税 務 課 長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	藤 康裕 君
会計管理者・会計課長	田畑 和也 君	水 道 課 長	保久 幸仁 君

△ 開 議 午後 4時00分

○議長（行沢弘栄君）

こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第95号 徳之島町農産物加工センター設置条例の制定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、議案第95号、徳之島町農産物加工センター設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第95号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町農産物加工センター設置条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町農産物加工センターの管理運営を指定管理または町直営として明確にすることと、同じ敷地内にあり、類似施設である徳之島町機能性植物加工センターの有効活用を図るため、管理運営を徳之島町農産物加工センターとして統合しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

将来的には、指定管理者に持っていく予定はあるのでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

最終的には指定管理のほうでやっていく方向で検討しております。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第95号、徳之島町農産物加工センター設置条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第2 議案第96号 徳之島町営農支援センター設置条例の制定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、議案第96号、徳之島町営農支援センター設置条例の制定についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第96号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町営農支援センター設置条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町花徳地区地域農業管理施設の受益対象地域を町全体とし、管理運営を指定管理または町直営として明確にすることと、近隣にある関連施設の徳之島町農業研修施設の活性化を図るため、管理運営を徳之島町営農支援センターとして統合しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第96号、徳之島町営農支援センター設置条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

### △ 日程第3 議案第97号 徳之島町子ども第三の居場所設置条例の制定について

#### ○議長（行沢弘栄君）

日程第3、議案第97号、徳之島町子ども第三の居場所設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

#### ○町長（高岡秀規君）

議案第97号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町子ども第三の居場所設置条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町子ども第三の居場所の設置に関する必要な事項を定めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

#### ○8番（勇元勝雄君）

来年4月から開校だと思いますけど、人選はどのようになっているのでしょうか。公募をするか、それとも役場のほうで決めるか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員のお質問にお答えいたします。

ただいま教育委員会のほうに指導官という方がいらっしゃいます。その方と今会計任用に当たる方を2名採用と、それ以外に関しましては公募、またあとボランティアの協力を頂いて、運営したいと思っております。

以上です。

#### ○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第97号、徳之島町子ども第三の居場所設置条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第98号 徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、議案第98号、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第98号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町営住宅の建て替え及び用途廃止に伴う条例第3条第2項に関する別表の改定を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

この中に括弧何々を何々と書いてあるんです。これはどのようなものでしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

もともとの改正前の1番ですと、「尾母の8戸」が「尾母2団地の2戸」になりますという形の表記になっております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第98号、徳之島町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第99号 徳之島町農産物加工センター設置及び  
管理に関する条例を廃止する条例につ  
いて

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、議案第99号、徳之島町農産物加工センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第99号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町農産物加工センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、平成5年に施設の設置とともに条例を制定いたしました。類似施設の機能性植物加工施設と統合するため、条例を廃止しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第99号、徳之島町農産物加工センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第6 議案第100号 徳之島町機能性植物加工センター設置 条例を廃止する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第6、議案第100号、徳之島町機能性植物加工センター設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第100号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町機能性植物加工センター設置条例を廃止する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、平成30年に施設の設置とともに条例を制定いたしましたが、類似施設の農産物加工センターと統合するため、条例を廃止しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第100号、徳之島町機能性植物加工センター設置条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第101号 徳之島町花徳地区地域農業管理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、議案第101号、徳之島町花徳地区地域農業管理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第101号の提案理由を説明申し上げます。

本議案は、徳之島町花徳地区地域農業管理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、平成15年に施設の設置とともに条例を制定いたしました。関連施設の農業研修施設と統合のため、条例を廃止しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第101号、徳之島町花徳地区地域農業管理施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 8 議案第102号 徳之島町農業研修施設の設置及び管理  
に関する条例を廃止する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第 8、議案第102号、徳之島町農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第102号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、平成31年に施設の設置とともに条例を制定いたしました。が、関連施設の花徳地区地域農業管理施設と統合のため、条例を廃止しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第102号、徳之島町農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 9 議案第103号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第103号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第103号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第103号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第104号 総合整備計画の一部変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議案第104号、総合整備計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第104号の提案について、御説明申し上げます。

本議案は、徳之島辺地に係る総合整備計画の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

内容は、市町村道・橋梁施設、消防施設、観光レクリエーション施設について、それぞれ事業費の変更を要するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第104号、総合整備計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第104号は可決されました。

△ 日程第11 議案第105号 徳之島町町道の認定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第11、議案第105号、徳之島町町道の認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第105号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町町道の認定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町道路線見直しにより、新たに町道を認定するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

この路線の中に下当原ってありますけど、これ現在はどういう形で、これは業者の持ち物ですか、それとも町の持ち物でしょうか。

○建設課長（作城なおみ君）

お答えします。

もともとは開発道路となっておりまして、それを寄附採納で受け取ったものを町道認定しております。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第105号、徳之島町町道の認定についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第105号は可決されました。

#### △ 日程第12 議案第106号 徳之島町町道の延長の変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第12、議案第106号、徳之島町町道の延長の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第106号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町町道の延長の変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、台帳修正に伴い、町道の延長を変更するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第106号、徳之島町町道の延長の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第106号は可決されました。

#### △ 日程第13 議案第107号 教育委員会委員の任命について

○議長（行沢弘栄君）

日程第13、議案第107号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第107号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める件であります。

内容は、来る令和7年1月20日をもって任期満了となります教育委員に次の者を再任するものであります。

徳之島町亀津836番地、大河平才毅氏であります。

何とぞ御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第107号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第107号は同意することに決定しました。

#### △ 日程第14 議案第108号 令和6年度一般会計補正予算（第6号）について

##### ○議長（行沢弘栄君）

日程第14、議案第108号、令和6年度一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

##### ○町長（高岡秀規君）

議案第108号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度一般会計補正予算（第6号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,387万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億3,971万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金2億7,703万4,000円、国庫支出金1億9,975万3,000円、寄附金1億603万円などの増額、財産収入814万円の減額であります。

歳出の主な内容は、民生費2億4,405万2,000円、災害復旧費1億5,470万5,000円、総務費1億478万9,000円、農林水産業費6,921万7,000円などの増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

##### ○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

##### ○8番（勇元勝雄君）

質問はありませんけど、要望だけ聞いてもらいたいと思います。地域営業課、今、物品を今度の補正で800万出していますけど、恐らくふるさと納税の返礼品じゃないかと思いますけど。道の駅、今度できました。なるべく赤字が少なくなるように、その返礼品を道の駅に持っていけないか。実際、今度の補正の予算を見ても800万の歳出で、歳出が九百何万ですよ。大体十何%の利益出ているみたいですけど、なるべくならそのようにしたほうが、道の駅も現在、年間2,400万、ちょっとでも赤字幅が少なくなるように、そういう手だてをしてもらえないかと思います。

2番目に農政課、午前中農政課で話して、ダンプの新車が来たということで、見に行きました。前から言っていますけど、一番上の建物、屋根が壊れていますよね。いい品物を作るためには、やっぱりそういう建物がきれいになかったらできないと思うんです。課長に聞いたら、補助事業を申請してあるけど、それが採択なるかならないか分からないということでしたけど、町単でもやってもらわないといけないと思うんです。あれがずっと続いていったら、長引け

ば長引くほど修繕費がかかると思いますので。それと、もし堆肥センターで黒字が出た場合、一般に入れるんじゃないで基金を作って、将来、修繕とかそういうのが出てくるわけですから、基金を作って基金を貯めて、その金でやるとか、それは経営状態がどうなるか分かりませんが、そういう手だてをしてもらいたい。

それと花徳支所の今度の債務負担ですけど、指定管理者を指定して、今年度は一般で出していますよね。そのときは管理する人に、来年の予算はどうか分かりませんよということ伝えてなければ、ただ役場は指定管理者を指定しただけであって、3年間の期間でしたけど、あと2年分はどうか分かりませんよということですよ。予算が通って初めて、そのお金が出るわけですから。今後3年間して、その後また指定管理者を恐らく置かなければならないと思いますけど、そういうことをしなければ、下手をして、もし予算が通らなかつたら、管理者にはお金が入らないという状態になりますので、今後、指定管理者を置く場合、そういうことをやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第108号、令和6年度一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第109号 令和6年度国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第15、議案第109号、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第109号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,047万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,158万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金4,652万9,000円、使用料及び手数料2万円、諸収入5,000円の増額、国民健康保険税607万9,000円の減額であります。

歳出の内容は、総務費2,999万5,000円、諸支出金1,022万3,000円、保険事業費25万7,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第109号、令和6年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第110号 令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第16、議案第110号、令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第110号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,058万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,457万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金2,130万7,000円、国庫支出金1,982万7,000円、支払基金交付金1,529万4,000円などの増額であります。

歳出の内容は、保険給付費5,628万円、基金積立金940万7,000円、諸支出金322万3,000円などの増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第110号、令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第111号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第17、議案第111号、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第111号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,482万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料339万4,000円の増額、繰入金175万7,000円の減額であります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合給付金163万7,000円、総務費28万5,000円の増額、予備費28万5,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第111号、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第112号 令和6年度水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第18、議案第112号、令和6年度水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第112号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益1,433万1,000円、営業収益200万円の増額であります。

収益的支出におきまして、営業費用1,633万1,000円の増額であります。

また、資本的収入におきまして、国庫補助金6,725万円、企業債6,720万円の増額であります。

資本的支出におきまして、建設改良費1億3,825万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

これも要望ですけど、亀津浄水場はちょっときれいになっていますけど、ほかの浄水場ももうきれいとは言えないわけですよ。町民の命を守る水ですから、きれいなところから水を出してもらいたい。もっと浄水場の管理をしてもらいたいと思います。

そして現在、大原での水源がいろいろ自分が見て、これは水が干ばつの際は足りないなと思うような状態でしたけど、もしこれから水源を探すようなことがありましたら、長期的に1年も2年もかけて、やっぱりその水源を探さなければ、一番水が少ない状態で大丈夫かということを考えて、水源を探してもらいたいと思います。要望です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第112号、令和6年度水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決しま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第113号 令和6年度下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第19、議案第113号、令和6年度下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第113号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度下水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、下水道事業営業外収益344万8,000円、農業集落排水事業営業外収益120万4,000円の増額、農業集落排水事業営業収益5万4,000円の減額であります。

収益的支出におきまして、下水道事業営業費用275万8,000円、下水道事業営業外費用69万円、農業集落排水事業営業費用115万円の増額であります。

また、資本的支出におきまして、企業債償還金70万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましても、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

要望ですけど、この間、昨日、おとついでですかね、広田議員がなぜ藏越のほうに下水を持ってきてもらえないかということもありました。実際、その下水を実施している区域を見ても、年寄りが多いんですよ。話を聞いたら、あと何年生きるか分からないのに、切替える必要があるかという話も多いんです。子供が島に帰ってくるところは、それは切替えはすると思えますけど。1回アンケートを取って、その切替えするような人が多いところから工事を着工したらどうかと、やってもらいたいと思います。要望です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第113号、令和6年度下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 請願第1号 徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願について

○議長（行沢弘栄君）

日程第20、請願第1号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました、請願第1号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願について、総務文教厚生常任委員会における審査の結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月11日の本会議散会后、委員会を開催し、審査いたしました。

請願の趣旨は、徳之島で2022年に発生した闘牛外傷事故が徳之島町民全ての記憶に残る事故となったことを受けて、徳之島町の輸血体制の向上とともに、奄美群島全体の血液供給体制の強化を求めるものです。この事故を契機に、徳之島町民や奄美群島民の命を守るために、かつてあった奄美大島への血液備蓄所の再整備が必要であることは、闘牛事故の症例からも明らかです。

特に、遠隔地の地域中核病院に対して迅速な血液供給体制を構築し、離島地域で限られた血液製剤を余すことなく有効利用するために、緊急時のみならず平時の融通も必要であり、迅速

な供給にも寄与します。

この目的において、「ブラッドローテーション」（血液循環）を導入し、血液製剤の地域間での効率的な循環と供給を促進することが不可欠です。これにより、必要なときに確実に血液供給が行える体制が整います。

また、徳之島町、徳之島町民や企業も本土以上に献血バスに協力しており、血液法第5条や地方公共団体の責務を順守しています。

徳之島町民の命ひいては奄美群島民の命を守るために、国への意見書を提出していただきたいというものです。

以上が、請願の趣旨であります。当委員会としては、請願趣旨に賛同する意見が多く、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、請願第1号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制に関する請願についてを採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第21 発議第5号 徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書

○議長（行沢弘栄君）

日程第21、発議第5号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築

を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（植木厚吉君）

ただいま議題となりました発議第5号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書について、趣旨説明をいたします。

この件は先ほど採択していただきました、請願第1号に関する意見書の提出であります。皆様に配付してあります意見書の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第5号、徳之島町民の命を守るための、奄美大島・群島の血液供給体制構築を求める意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議員派遣の件

○議長（行沢弘栄君）

日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま決定された議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

△ 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（行沢弘栄君）

日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第4回徳之島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 行 沢 弘 栄

徳之島町議会議員 宮之原 剛

徳之島町議会議員 是 枝 孝太郎